

第八十四回國會

内閣

委員会

議錄 第五号

昭和五十三年二月二十一日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 始閑 伊平君

理事 小宮山重四郎君

理事 村田敏次郎君

理事 上原 康助君

理事 受田 新吉君

理事 岩垂寿喜男君

理事 鈴切 康雄君

理事 高鳥 修君

理事 梅野 泰二君

理事 新井 彬之君

理事 玉生 孝久君

理事 中村 弘海君

理事 梅野 静馬君

理事 小島 達夫君

理事 上田 卓三君

理事 山川 雄一君

理事 荒松 清十郎君

理事 田川 俊平君

理事 中川 貞夫君

理事 山田 久就君

出席國務大臣

國務大臣

行政管理官

國務大臣

環境廳長官

國務大臣

總理府總務副長

總理府恩給局長

行政管理官長官

環境廳長官房

環境廳企劃調整

環境廳長官房

環境廳長官房

衆議院

内閣

委員会

議錄 第五号

岸課長 河川局海富永 正照君

建設省道路局市金子 昊君

自治省財政局財閥根 則之君

日本國有鐵道環境保全部次長從野 武邦君

參日本鐵道建設人天野 禮二君

内閣委員會調查室長 長倉 司郎君

公團工務第一部天野 禮二君

同上

正示啟次郎君大原 一二三君

不破 哲三君

藤田 義光君

白瀧 仁吉君

大原 一二三君

玉生 孝久君

柴田 靜馬君

小島 靜馬君

宇野 亨君

勝嗣君

睦夫君

秀直君

誠一君

同上

藤田 高敏君

山花 亨君

高敏君

同上

補欠選任

同上

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
二四号)元上海工部局警察官の恩給に関する請願(受田
新吉君紹介)(第一一四一號)
横浜市における米軍機墜落事故に関する請願
(柴田睦夫君紹介)(第一二四四號)
は本委員会に付託された。

審議会等の整理等に関する法律案(内閣提出第二五号) 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号) 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関する承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号) 環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○始開委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案、審議会等の整理等に関する法律案、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関する承認を求めるの件の各案件を議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。稻村總理府総務長官。

恩給法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○稻村國務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、戦没者等の遺族、傷病者及び老齢者の待遇の改善を図るほか、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和等の措置を講じ、恩給受給者に対する待遇の一層の充実を図ります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、昭和五十三年四月から、長期在職の老人の普通恩給の最低保障額を六十二万二千円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を引き上げるほか、同年六月から、六十歳以上の者または寡婦加算の対象となる子を有する妻に支給する普通扶助料の最低保障額について特段の措置を講じようとするものであります。

その第三点は、寡婦加算及び遺族加算の増額であります。これは、普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算及び公務関係扶助料を受ける者に係る遺族加算の額を引き上げようとするものであります。

その第四点は、旧軍人等の加算恩給の減算率の緩和であります。

これは、六十歳以上六十五歳未満の者に給付する加算による普通恩給または普通扶助料の年額を計算する場合には、減算を行わないこととしようとすることです。

その第五点は、介護をする重症者に対する特別加給の増額であります。

これは、第二項症以上の増加恩給または特例傷病者及び老齢者の待遇の改善を図るほか、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和等の措置を講じ、恩給受給者に対する待遇の一層の充実を図ります。

その第六点は、長期在職の老人等に対する算出率の特例措置の改善であります。

これは、七十歳以上の者、妻子及び傷病者に給付する普通恩給または扶助料について、その算出率を十三年に改善しようとするものであります。

以上のほか、扶養加給額の増額、短期在職の旧軍人等に対する仮定俸給の改善、普通恩給と併給される傷病年金の減額制の廃止、断続実在職年三十年以上の旧軍人に対する一時金の支給等所要の改善を行なうこととしております。

なお、以上の措置については、公務員給与の改善を基礎として、昭和五十三年四月から、恩給年額を約七%増額しようとするものであります。また、公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給の基本年額等につき、同年六月からさらに特別の増額を行い、公務扶助料については遺族加算を含み年額八十五万二千円を保障することとしたとしておりまます。

その第二点は、普通恩給等の最低保障額の増額であります。

これは、昭和五十三年四月から、長期在職の老人の普通恩給の最低保障額を六十二万二千円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を引き上げるほか、同年六月から、六十歳以上の者または寡婦加算の対象となる子を有する妻に支給する普通扶助料の最低保障額について特段の措置を講じようとするものであります。

その第三点は、寡婦加算及び遺族加算の増額であります。

これは、普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算及び公務関係扶助料を受ける者に係る遺族加算の額を引き上げようとするものであります。

その第四点は、旧軍人等の加算恩給の減算率の緩和であります。

これは、六十歳以上六十五歳未満の者に給付する加算による普通恩給または普通扶助料の年額を計算する場合には、減算を行わないこととしようとすることです。

その第五点は、介護をする重症者に対する特別加給の増額であります。

これは、第二項症以上の増加恩給または特例傷病者及び老齢者の待遇の改善を図るほか、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和等の措置を講じ、恩給受給者に対する待遇の一層の充実を図ります。

その第六点は、長期在職の老人等に対する算出率の特例措置の改善であります。

第一に、審議会等の整理につきましては、行政機構の簡素化及び合理化を推進するため、社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下したもの、活動不活発なもの等については、これを廃止することとし、また、設置目的、審議事項等が類似しているもの等については、これを統合することとし、その他審議内容が地域的に限られてきているもの等については、これを廃止することとしております。

なお、以上の措置については、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○始開委員長 次に、荒船行政管理庁長官。

審議会等の整理等に関する法律案 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関する承認を求めるの件
〔本号末尾に掲載〕

○荒船國務大臣 ただいま議題となりました審議会等の整理等に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

一般、政府は、行政の合理化を推進するため、行政機構及び運営の全般にわたる改革を行うことを決定し、その一環として各行政機関に置かれていた行政機関の職員のうちから委員会等についても、統合に当たり、行政機関の職員のうちから委員会長とする制度の廃止並びに委員定数の縮減を行なうこととしております。また、この法律案においては、審議会等の組織の簡素化及び合理化を推進するため、各行政機関を通じまして、二十三審議会等を整理することとするほか、二十三審議会等を分部局への移管等を行うことといたしております。これにより、各行政機関を通じまして、六審議会等を廃止することとし、また、三十九審議会等を対象に統合を行うことにより二十七審議会等を対象に統合を行うことにより二十七審議会等を廃止することとするほか、二十三審議会の地方支分部局への移管等を行なうことといたしております。これにより、各行政機関を通じまして、六審議会等を廃止することとし、また、三十九審議会等を対象に統合を行うことにより二十七審議会等を廃止することとするほか、二十三審議会の地方支分部局への移管等を行なうことといたしております。

第一に、審議会等の委員構成等の改善につきましては、審議会等の組織の簡素化及び合理化を推進するため、各行政機関を通じまして、二十三審議会等のうち十七審議会についても、行政機関の職員のうちから委員会長とする制度の廃止並びに委員定数の縮減を行なうこととしております。また、この法律案においては、審議会等の組織の簡素化及び合理化を推進するため、各行政機関を通じまして、二十三審議会等のうち十七審議会についても、行政機関の職員のうちから委員会長とする制度の廃止並びに委員定数の縮減を行なうこととしております。

なお、これらの審議会等の整理及び委員構成等の改善は、原則として公布の日から行うことといふております。ただし、特別な事情のあるものにつきましては、公布の日から起算して六ヶ月を経過した日または昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日に行なうことができる」とことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

次に、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

次に、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

申し上げます。

政府は、かねてから、行政の合理化を図るため、各般の努力を続けてきたところであります。その推進を一層図るために、昨年末、行政改革計画を決定しました。

この行政改革計画に基づき、行政管理庁の地方支分部局について必要な措置を講ずるため、今回支分部局について必要な措置を講ずるため、今回この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、行政管理庁の地方行政監察局のうち、函館行政監察局、旭川行政監察局及び釧路行政監察局を廃止するとともに、北海道における行政相談業務執行体制の確保を図るため、北海道管区行政監察局に行政相談部を置くこととしたとしてあります。

第二に、この法律は、昭和五十三年七月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関し承認を求める件につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

今国会に提案中の行政管理庁設置法の一部を改正する法律案により、行政管理庁の地方支分部局のうち、函館、旭川及び釧路の三地方行政監察局を廃止することとしておりますが、行政相談等の地域住民に密着した事務を現地において処理するため、函館市、旭川市及び釧路市にそれぞれ北海道管区行政監察局の分室を設置する必要がありま

す。本件は、これらの方室を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める所とするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○以上でございます。
○始開委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○始開委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

環境庁設置法の一部を改正する法律案審査のため、本日、日本鉄道建設公團工務第一部長天野禮二君に参考人として御出席を願い、御意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○始開委員長 (〔異議なし」と呼ぶ者あり)
さよう決しました。

○始開委員長 御異議なしと認めます。よって、
お聞きすることにいたしたいと存じますので、さ
う御了承を願います。

○柴田(睦)委員 環境庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 環境庁設置法の一部を改正して国立水俣病研究センターを置くことが審議されているわけですが、順次これを許します。柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 環境庁設置法の一部を改正し
て、國立水俣病研究センターを置くことが審議されています。また患者並びに水俣病研究の推進のためを図った計画の推進を将来してまいりたい、か
のように考えておるわけでございます。

○柴田(睦)委員 水俣病が発見されてから二十年がたっております。また歴史的な水俣病裁判から数えまして満五年になろうとしておりま
す。そうでありますけれども、まだこの水俣病については根治の方法が発見されていないというの
が現状であるわけです。今回、國立水俣病研究センターが現地に建てら
れるわけだけれども、これは患者の立場に立つた業務運営がなされなければならないと考えま
す。そうでなければ、治療研究も成功しないであ
ります。いま現地にセンターを建てた意味も

五十人検診、そして百二十人審査体制、こういうことが始められたわけですねども、それでもやはり保留者はふえる一方であります。

このためには検診、治療、研究、これの一貫体制をとることが必要であると思ひます。検診は県知事がやる、県の仕事、研究は国の仕事と、こういふ公式的に分けるというのではなくて、彈力的な運用、有機的な運用によって、いかに水俣病を患者の立場に立つて検診、認定、治療、研究、これを行なうかという根本的な発想からの検討を得たわけでございまして、その報告に基づきまして設置の計画を進めてまいつたわけでございま
す。

なお、地域の医療需要というような点につきましても調査を進めまして、その上で研究センターの内容を決めたわけでございまして、先生御承知のように、地域には市立の病院あるいはハビリテーションの施設等々、患者を収容する医療施設もございますので、これらの施設と連携を図つた上で、国のレベルでなければできないような水俣病の基本的な研究をするというような趣旨でこのセンターの設置を図つたわけでございまして、今後その内容の充実に伴いまして、今後の計画につきましては、また患者並びに水俣病研究の推進のためを図つた計画の推進を将来してまいりたい、か
ように考えておるわけでございま

○柴田(睦)委員 現在、公害に係る健康の被害の救済をする法律のたてまえといたしまして、地域を指定いたしまして、知事に機関委任事務として検診、審査、認定の業務をお願いしているわけでございまして、水俣病につきましては、特に熊本県内の患者申請者が急にふえてまいりました。それで、それに伴いまして昨年の十月からその促進体制をとつたわけでございますけれども、なおまたさらにふえつあるわけでございまして、私ども法の趣旨を体しつつ、この検診の強化ということについてのさらにつきめの細かい方策を県とともに相談しているわけでございまして、その方向で今後進めてまいりたいと思っておるわけでございま

なお、この水俣病研究センターが設置された後には、ここにも臨床的な研究に携わる方が勤務することとなるわけでございまして、この方々がこの検査あるいは治療についての基本的な研究をしていただくとともに、場合によりましては、検診についての御協力をいたぐりというような方向も

考へてまいりたいと考えておるわけでござります。

○柴田(陸)委員 私は、この研究センターは、当面、研究のほかにやはり治療を行ふべきであると、いうように思つております。第一、治療のない研究といふのは、これは研究として成り立たないし、特に現地に建てたとから考へても、この点はいかがであります。

このセンターの設置場所が駅からバスで十五分ぐらいかかるといふ山頂にあるということですが、水俣市の方々にとっては、これはすいぶん遠いところだといふ印象を持つわけです。現地の患者の間からは、これは遠い上に治療も検診もないでは行く気がしないといふような声がすでに聞かれるわけであります。研究のためにも患者のためにも、また研究センターそのものの存在意義を果たすためにも、当然治療を行ふべきだといふように考へるのですが、この治療についての見解をお伺いします。

○山本(宣)政府委員 お尋ねの点でござりますが、患者の治療につきましては、患者の個々の過去の診療の経過あるいは症状の推移というようなことを最もよく把握している主治医が行うことが適切だと考へております。現在も御承知のように市民病院あるいはリハビリセンター等に収容されて治療を受けておられる方がおるわけでござります。したがいまして、本研究センターの臨床研究部門におきましては、個々の患者の治療を目的とするという医療行為は行わないで、民間の医療機関等と有機的な連携を保ちながら、どのような治療方法をすることによって水俣病治療の成果が上がるかというような観点に立つた研究目的に沿う診療、投薬、こういったようなことを行つております。

○柴田(陸)委員 研究センターは、研究の成果を適切な形で公表する、特に地元の医療機関との協力がこれは重要な問題であるわけで、具体的には、いまもうすでに求められているわけですけれども、

も、剖検室のオープン化問題ということで、地元医療機関から要望があればこれにはこたえるべきだというようになりますが、この点はいかがであります。

○山本(宣)政府委員 お尋ねの水俣病研究センターにおいて、医療機関から要請を受けました剖検をするかどうか、こういう問題でございますが、

水俣病の研究センターにおきましては、いま申し上げましたような治療方法に関する研究の中には、水俣病の病気の原因を探る、いわゆる病理学的な研究をあわせ行おうとしているところでございまして、本センターの目的といいますところの水俣病の総合的・医学的研究の中で病理解剖、組織検査、これは当然予定しているところであります。具体的にどの方にその内容を進めるかといふふうな研究計画につきましては、内容の整備等の状況を考えながら今後検討してまいりたいと思つておるわけでございます。

○柴田(陸)委員 この研究センターが、患者との協力を初め患者の立場に立った運営を行うというためには、所長の人選ということを考えてみます。でも、やはり患者に信頼される所長が必要になつてくると思います。所長の人選などはこれから決めるわけでしようけれども、患者さんから反対の強い人は避けなくちゃならない。患者の協力があつたとことで問題にされたわけでございまして、これは妨害物質があつてそうなるのだろうということで、アンモニアが注目されておりまして、そしてアンモニアの環境濃度における測定も県、市は行つております。

また、アンモニアの発生源調査ということで、県、市が、千葉市のみならず隣接の自治体にある工場等につきましても、アンモニアの発生源調査もいたしております。

またデータとして、発生源としてよく指摘される脱硝装置の排出口における濃度はどれくらいであるかということもすべて調査をいたしておりまして、そしてその影響を除去するために硫酸アラップというものをつけて対応しているというぐあいにわれわれは承知をいたしております。

○柴田(陸)委員 このアンモニア公害の発見者は地元の住民であるわけです。千葉市から公害をなくす会という住民団体がありまして、このマイ

いるわけでございますし、患者さんに期待の持たれるような方を選んでまいりたい、かよつて考えておるわけでございます。

○柴田(陸)委員 環境問題について次にお伺いしますが、アンモニアによる大気汚染の問題で、私のおります千葉市の事例を挙げながら質問したいと思います。

一昨年の十二月から現在まで、この千葉市内に二酸化硫黄の自動測定局が数百時間にわたつてマインス値を出す、すなわち欠測状態が出ております。その中でも福正寺の測定局では一ヶ月近くも測定不能になるという、測定網のいわば大混乱が起つてゐるわけです。まず環境庁は、こうなりますとこれはアンモニア公害と言えると思うわけですねども、このアンモニア公害の実情についてどのように把握しておられるのか、この点をまずお伺いします。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘いたしました問題につきましては、五十一年と五十二年にわたりまして、溶液導電率でいまはかつております測定器の中にマイナスの数値があらわれておきましたとことで問題にされたわけでございまして、これは妨害物質があつてそうなるのだろうということで、アンモニアが注目されておりまして、そしてアンモニアの環境濃度における測定も県、市は行つております。

また、アンモニアの発生源調査ということで、県、市が、千葉市のみならず隣接の自治体にある工場等につきましても、アンモニアの発生源調査もいたしております。

またデータとして、発生源としてよく指摘される脱硝装置の排出口における濃度はどれくらいであるかということもすべて調査をいたしておりまして、そしてその影響を除去するために硫酸アラップというものをつけて対応しているというぐあいにわれわれは承知をいたしております。

○柴田(陸)委員 このアンモニア公害の発見者は地元の住民であるわけです。千葉市から公害をなくす会という住民団体がありまして、このマイ

ナス値を発見いたしております。ここに資料があるわけですか。これを発見いたしました。

○柴田(陸)委員 環境問題について次にお伺いしますが、アンモニアによる大気汚染の問題で、私がやつと重い腰を上げまして調査に乗り出したとこれが実態であるわけです。

この公害をなくす会の調査は、測定器のマイナス値が多く発見された川崎製鉄周辺を、県や市がやつと重い腰を上げまして調査に乗り出したとこの公害をなくす会の調査は、測定器のマイナス値が多く発見された川崎製鉄周辺を、県や市がやつと重い腰を上げまして調査に乗り出したと

等いろいろ見てみると、○・○四とか○・○七というのがよく化学工場の周辺でありますし、また一般の場所で○・○二から○・○三という程度である、何にもないところを調べてみると○・○一程度というようのがございまして、少し高い、それが障害を及ぼしておるというようなくないように私どもは認識をしておるわけでございます。

○柴田(睦)委員 アンモニアが多くても公害じやない、こう言われますけれども、たとえば、いま例を挙げました○・五二PPM、普通の何十倍となるわけですから、こういう事態が生じても何ら公害がないと言われるのか、人の健康には害がないと言われるのか、この点ちょっと確認しております。

○橋本(道)政府委員 人の健康には全く害がないというように感じております。悪臭防止法の方ではないし五PPMというのを出しておりまして、また労働衛生の方でもずっと高い濃度がございまして、労働衛生の濃度と同じ濃度にわれわれは考えておりませんが、そのような濃度があることによって干渉が起こるという事実はございますが、それを取り上げて人体影響のある公害とは全く考えておりません。

○柴田(睦)委員 環境庁の話の基礎は、これは県や市のデータというものに信頼を置いてのお話のようでありますけれども、千葉市当局のこのアンモニア公害に対する対応というのは、私の見たところでも非常に消極的であるというように考えます。たとえば硫黄酸化物の欠測データにいたしましても、百八十時間欠測があつたところをゼロ時間と報告して全体の欠測時間を低く見積もつたり、アンモニア汚染の調査では、ある中学校のトヨイを調査いたしまして、アンモニア濃度を○・一七PPMとして、そのほか問題はないというふうにしているわけです。こういう実態では住民の調査と食い違うのがあたります。アソニアが出ますと、亜硫酸ガスなど硫黄酸化物の濃度を測定する、それに狂いが生じてくるわけで、実際の調査の方法、調査の実情をよく調査

査して、アンモニア汚染の実態について厳正な調査をしなくてはならぬ。環境庁としては、県や市に對して、厳正な調査の指導を行すべきであると思つわけですけれども、そういう調査の必要を考えておられるかどうか、長官の御意見を伺います。

○橋本(道)政府委員 長官がお答えになる前に一言申し上げたいと思います。

環境庁は、この問題が起りまして、県、市にいろいろ事情を聽取らし、そしてどういう調査をしておるか、すべてを聞いております。また、それに対する対応策として、藤酸トラップという方法がございまして、これは五十二年の十二月、昨年の末に出ました新しいJISで、選択的にアンモニアを除去するというのを測定計器につけるとそういう狂いがなくなつてくるといふことがござりますので、自治体でもそれをつけ出しておりますし、また、それをつけて保守管理をやるということを私どもも指導しております。今後こういう問題につきましての技術的な調査あるいは相談につきましては、環境庁も十分相談に乗つてまいりたいと思います。

なお、公害の判断といいますのは、県、市がどうもないと言つておられるからどうもないと言つておられるだけではございませんで、いろいろ国際的な文献等もすべて調べて申し上げておりますので、妨害が起るという点は確かに問題がある。しかしながら、その問題で住民に重大な問題があるというぐあいにとのは正しくはないということをは進めるべきことであるというぐあいに私ども考えております。

ただ、周辺での測定に妨害を与えるということは、これはまた別の問題でございまして、それはそれでちゃんと対応策を打つということをしなければなりませんし、また、アンモニアを使つているところでは、非常に膨大に放出するとか、膨大に周りに出すということになりますと、労働者の問題もござりますし、あるいは住民に迷惑をかけないといふことは当然でございますが、そこは測定結果から見ると、そのような事態はないうことでござります。

そこで、一番よく使つているというものは確かに川鉄の脱硝装置でございますが、いま先生の御指摘になりました川鉄の脱硝装置の問題、一つは稼働でございまして、これはもう大幅に動く。それからその前にテストでございまして、これはあ

たれども、これはちょっと後にいたしまして、いま最大の問題は、この発生源がどこかという問題であります。

まず、アンモニアの影響によつて二酸化硫黄の測定局がマイナスになる時間が数が、川崎製鉄の焼結炉及びコークス炉の排煙脱硝装置が稼働してから著しく増大したという事実がありますし、第二に、欠測した測定局はすべて川鉄の風下に円心状に広がつてゐることがあります。さらに第三に、排煙脱硝装置はアンモニアを使用することがあるわけですから、こういうことから考えれば、発生源は川鉄の脱硝装置ではないかという疑念が当然起つてゐます。市や県も調査をしたと言つておられますけれども、環境庁はこの点についてどういふお考えか、お伺いします。

○橋本(道)政府委員 いまの先生の御指摘の中にありましたように、排煙脱硝装置の中にあるアンモニアを使うというのがございます。これはNO_x対策としてきわめて重要なことでございまして、従来硫黄酸化物対策につきましてもアンモニアを使つてきた経験というのがございまして、それで中和をして取り除くことが公害対策としては進めるべきことであるというぐあいに私ども考えております。

ただ、周辺での測定に妨害を与えるということは、これはまた別の問題でございまして、それはそれでちゃんと対応策を打つということをしなければなりませんし、また、アンモニアを使つているところでは、非常に膨大に放出するとか、膨大に周りに出すということになりますと、労働者の問題もござりますし、あるいは住民に迷惑をかけないといふことは当然でございますが、そこは測定結果から見ると、そのような事態はないうことでござります。

そこで、一番よく使つているというものは確かに川鉄の脱硝装置でござりますが、いま先生の御指摘になりました川鉄の脱硝装置の問題、一つは稼働でございまして、これはもう大幅に動く。そ

る程度限定的に動くということでございますが、欠測が起つて出しているのは、実は試運転の手前のときから、五十一年の二月からばつぱつ起つておるということでございまして、川鉄の関係を否定するということは、これはむずかしいことだと思います。非常に近いところで欠測も多いといふこと、これはむずかしいことであります。それに対しては、先ほど申し上げましたような測定の体制の方法で、藤酸トラップをちゃんとつけて、そしてその保守管理をきつちり図るそれからそのときどういうような干涉物質があるかをよく調べてみると、あるいは脱硝装置の方の運転管理につきましても、十分な注意をして維持管理を図つていくということによつて十分対応し得るものと考えております。

○柴田(睦)委員 現在の排煙脱硝装置は乾式脱硝法、すなわちアンモニア選択接触還元法というのが使われるわけですけれども、これは理論的には、排出する窒素酸化物と同量ないしはそれ以上のアンモニアを使用するということになるわけですね。県や市当局は、川鉄が使用するアンモニアの量というものを公表しておりませんけれども、県会で答弁したのを見てみると、濃度と排ガス量から見て一時間五立方メートル、こういう答弁が出ております。しかし、県と川鉄の六号高炉のときの協定書、「五十年三月五日に締結した第六溶鉱炉及び同関連施設の建設に関する協定に基づく五十年四月十二日公害の防止に関する細目協定書」、これによりますと、窒素酸化物の量は焼結炉十六立方メートル、コークス炉二十四立方メートル、計四十立方メートルということになつております。こういうことから見ますと、川鉄のアンモニア使用量は、理論的には二十立方メートルが最も、實際はそれ以上使用していると考えなくちやならないわけであります。環境庁はこの川鉄のアンモニアの使用量というのなどをについての調査をしたり、あるいは調査を指示したりしたことがあるかどうかお伺いします。

○橋本(道)政府委員 いま先生から御指摘の

あつたような問題を環境庁が指示したことはございません。千葉県におきまして、千葉市と市原市と袖ヶ浦の各工場の発生源の調査と排出量の調査はいたしておりますことは存じておりますので、自治体において適切に対応されておるというふうに考えておるわけあります。

○柴田(睦)委員 昨年の十一月、福岡市で開かれました第十八回大気汚染研究全国協議会大会、ここで通産省の工業技術院の第四部長であります服部久雄という方が、排煙脱硝装置の二次公害について乾式還元、いわゆるアンモニア選択接触還元法は、必要なアンモニアを理論値より大目に加えるためアンモニアがリークする、こういうことをこの講演で述べていらっしゃるのであります。通産省にお伺いしますが、この見解が正しいかどうか、その点をお伺いします。

○滝沢説明員 お答え申し上げます。

先生からだいま御指摘がありましたアンモニアによります選択接触還元法によります方法は、NOをアンモニアで還元するという方法でございまして、一般的にガスの量が非常に変動いたします。あるいはガスの中のNOの量が大きくなり動いたします場合には、未反応アンモニアの排出が起り得るというふうに私ども存じておる次第でございまして、先般、私どもの産業構造審議会のそいつた専門の委員会の席でもそいつた議論がなされておりまして、今後の私どもの技術的な開発課題の一つというふうに受けとめておる次第でございます。

ただ、本件、千葉の川鉄の場合は、幸い排ガスの量が非常に一定しておりますし、また排ガスの中のNOの量もそう変動しないというようなことから、県等の御調査、先ほど来環境庁から言つておられますけれども、そいつたものから判断しましても、そつたものから判断しましても、そつた大きな量のアンモニアは出でないといふふうに理解しております。

○柴田(睦)委員 第四部長のこの報告にあるところ、これは実は重要な問題であるわけです。排煙脱硝装置がアンモニアを大量に発生して、それ

で硫酸化物の測定網を混乱させる、こういうことになれば、脱硝装置を担保にして建設いたしま

した川鉄六号高炉の是非にも発展してくる問題があると思うわけですが、そういう前提に立った場合に、この川鉄六号高炉というのは窒素酸化物を制限するということでつくられているわけですから、それが反対にアンモニアを大量に発生するというような事態、そしてそのアンモニアのために硫酸化物の測定網が混乱する、こういう事態に現になつてゐるわけですから、そのことから考えてみて、この川鉄六号高炉の是非という問題について通産省はどういうお考えか、お伺いします。

○滝沢説明員 お答えいたしました。

いまの未反応なアンモニアが空中に出来ます問題につきましては、先ほど環境庁からもお話をございましたように、現段階で把握している数値は数Ppmというオーダーのもので、煙突の出口でその程度の濃度だというふうに私どもは理解しておりますし、たまたま両方の煙突の高さが百五十メートルないし二百メートルという状況にございまして、そいつた関連から判断いたしますと環境あるいは測定に影響を与える範囲も非常に小さな程度の濃度だというふうに私どもは理解しております。

いまの未反応なアンモニアが空中に出来ます問題につきましては、先ほど環境庁からもお話をございましたように、現段階で把握している数値は数Ppmというオーダーのもので、煙突の出口でその程度の濃度だというふうに私どもは理解しておりますし、たまたま両方の煙突の高さが百五十メートルないし二百メートルという状況にございまして、そいつた関連から判断いたしますと環境あるいは測定に影響を与える範囲も非常に小さな程度の濃度だというふうに私どもは理解しております。

○柴田(睦)委員 この川鉄の問題について否定は以前に予算委員会での脱硝装置の実用化に疑義がある以上六号高炉は建設すべきではない、六号高炉の建設の認可の段階で質問したことがありましたが。これに対する回答は、通産省の方は大丈夫だとおもつてもらつて進むことがでございまして、今後とも測定計器の維持管理に十分万全を期するということには力を注ぎたいと思いますし、また脱硝施設の運転につきましても、これの維持管理あるいはその計測把握には十分な注意をしてやつてもらつて進むことがでございまして、全体の測定網のデータの正確性を期する上でのアンモニア公害であるという先生のお考えでございましたら、それは私どもも頭に置いて対応すべきであるというふうに思つておりますし、新しいJISの中の硫酸トラップもその問題を念頭に置いてやつております。

○柴田(睦)委員 先ほど言いました研究大会で

いうことになつたわけですが、今度はこれがアンモニアという問題で現実の問題になつていることはもう否定できない事実だと思います。環境庁は、先ほど言いましたように脱硝装置であるのかどうか、これはやはり既正に調査をして、環境庁として結果を公表すべきであるというふうに考えるのですが、この点についてのお考えを伺います。

○橋本(道)政府委員 いま先生から御質問ございました川鉄の脱硝装置は、世界で初めてのものを川鉄が最大の努力を払つてつくつたものであるという点は私はやはり評価すべきことであろうと思います。これから脱硝対策というのが世界的に非常に問題になるときに、その技術開発を必死になってやつて、それを実用化に移しつつあるという点は私はやはり評価すべきことであろうと思います。これから脱硝対策というのが世界的になつてやつて、それを実用化に移しつつあるという点は私はやはり評価すべきことであろうと思います。これで脱硝装置は、世界で初めてのものを川鉄が最大の努力を払つてつくつたものであるというふうに考えるのですが、この点についてのお考えを伺います。

○橋本(道)政府委員 いま先生から御質問ございました点で、計測値を狂わせる、そういう点でこれに対しても十分な対応をすべきであるという点につきましては、全く私ども同じ考えでございます。そういうことで計測値に狂いが来た場合に一体どうして狂いが来ているのかという点をお伺いします。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘のごとく、それは、このアンモニアの問題でございまして、これは県が現在対応いたしておりまして、発生源の濃度等につきましても、あるいは発生源の状況等につきましてもやつておりますし、また昨年末にJISで示されました硫酸トラップにおけることによりましてアンモニアの妨害を防除することができます。それで、そいつた観点に立ちますと、六号高炉自体の稼働とは別に、この脱硝施設の運転というのは特に問題ではないというふうに私どもは理解いたしております。

○柴田(睦)委員 この川鉄の問題について否定は以前に予算委員会での脱硝装置の実用化に疑義がある以上六号高炉は建設すべきではない、六号高炉の建設の認可の段階で質問したことがありましたが。これに対する回答は、通産省の方は大丈夫だとおもつてもらつて進むことがでございまして、今後とも測定計器の維持管理に十分万全を期するということには力を注ぎたいと思いますし、また脱硝施設の運転につきましても、これの維持管理あるいはその計測把握には十分な注意をしてやつてもらつて進むことがでございまして、全体の測定網のデータの正確性を期する上でのアンモニア公害であるという先生のお考えでございましたら、それは私どもも頭に置いて対応すべきであるというふうに思つておりますし、新しいJISの中の硫酸トラップもその問題を念頭に置いてやつております。

○柴田(睦)委員 昭和五十年度に環境庁が大気汚染の監視網研究会に委託いたしました「大気汚染常時測定網の管理方法に関する研究」というものを見てみますと、「チャートが0以下部分を記

録した時の原因の一つは、アンモニア等の妨害物質があげられるが、これらは全て欠測扱いとする、「こうしております、さらに「いおう酸化物に対するアンモニア等の影響」というところでは、「マイナスは欠測、またプラス域でもアンモニア等の影響が表わされた時でも欠測」、こう述べております。これは現在ほとんどの自動測定局で使われております溶液導電率法についての研究でありまして、欠測ということでもともな調査をしないというのは、これは重大な問題であります。環境庁は、この研究のようにすべて欠測扱いにして何もしないというのではなくて、この欠測が出た場合は厳正に調査するようこれは全国的に徹底すべきであると思うのですが、そういうお考えがありますか。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘がございましたように、大気の質を正確に把握するといふことは環境庁とすべきで基本的には大事なことであると思っております。また、そこで使われている測定器あるいはその維持管理、あるいはそれに対して妨害を及ぼす物質に対して注意を十分払うということは、環境庁も全くそのように考えておりまして、欠測等が異常にあらわれるるという場合にはその究明をして対応策を打つという点では、環境庁もこれはきっちり対応していくという考えでございます。

○柴田(陸)委員 硫酸トラップの問題がありま

すけれども、現在千葉市がこれをやっています。

ところが、硫酸トラップを取りつけても正確な二酸化硫黄の数値はとれないといふことが専門家の間では指摘されているわけです。事実、千葉県や

千葉市も環境庁の指導で高感度型の測定器を取りつけたりいろいろ工夫しておられるようですが、これも余りうまくいっていないといふのが現状であります。こういう事態では正確な二酸化硫黄の測定ということにはならないわけです。現在の溶液導電率法は、アンモニアなどの妨害物質の影響をもろに受けたり瞬間濃度が正確にいかれなかつたり、いろいろな弱点を持つてゐるわけで

おりります溶液導電率法についての研究であります。また千葉で実際に起つたことですけれども、

測定局の過酸化水素水の濃度を薄めたり流量調整などをすることによって幾らでも二酸化硫黄の値が変

わつてくる。環境庁は、昭和四十八年五月八日の

閣議決定以来すでに五年経過しておつて、欠点もよく承知しておられると思うのですけれども、こ

の測定方法自体も新しく開発する必要があると思

うのですが、この点についていかがですか。

○橋本(道)政府委員 いまの先生の御指摘の中

にございました測定法の問題というのがございま

すが、正確に申しますと大気中にあるような薄い濃度をはかる測定法には、どの測定法にも全部問

題がござります。そういうことで、ヨーロッパの各國は学問議論ばかりをして対策の方になかなか伸びなかつたわけです。日本は問題があることを

知つて、問題はどういう程度のものであるかを評

価しながら実際の実行をしたわけでございまし

て、そういう観点でいきまして、実は硫黄酸化物対策というものは成功いたしましたが、まだまだ未

解の問題があるということは私どもも十分頭に置いております。そういう点で、昨年の末に新し

く出たJISというものは、現在の段階で一番進んだ知見でございまし、またそれに対する学問

意見はやはり学会ベースで議論をして、そして何年かたてばまた新しい技術があらわれてくるとい

うようなことであろうと思います。

またこの溶液導電率法以外にもっと方法がある

だらうといふ御指摘、いろいろございます。ただ

実際にフィールドで現在それを扱つてゐる人々の

教育水準あるいは技能水準、そういう行政の現場

で使える器械ということでいろいろ調査研究を

やつた結果を見ますと、どうもやはり欠陥もある

うことになれば、JISは大気汚染の測定などはなかなかできないという問題のあることも御承知願いたいと思います。

○柴田(陸)委員 だからそれは今後の研究とし

て、さらに完全なものを開発していく、こういう態度が必要であると思うわけです。

いざれにしろ、そういう現在の時点での欠陥のある測定器による調査、そういう中で可能な限り厳正な調査をしていく、そしてまた住民に対して、国民に対して資料も公開する。さらには行政だけでなくて、やはり専門家などから意見を十分聞

く、そしてそれらの調査の現状、これについて、

あるいは調査した内容についての資料を広く公開して全体の知恵を集める、こういう態度が必要であると思いますが、その点についてのお考えを伺います。

先ほどの六号高炉の排煙脱硝装置の問題にいたし

ましても、アンモニアといつものが多く出て、排煙

脱硝装置が犯人だということになれば、公害防止

協定に基づいて六号高炉の運転を中止せざると

います。

それを指示する、そういう意味で、再度厳正な指示

をすべきであるというように私は思つております。

それからもう一つは、それでは今度は、アンモニアの常時監視をするかという御指摘でございま

すが、アンモニアの持つてゐる意味から見ま

して、これはやはり一番いいことは、学会誌あるいは大気汚染研究協議会での発表の中にはつきり出して

もらつて、そこで専門家同士で議論をするとい

うことございまして、私どもはデータを押さえる

ということはいたしません。そういう形で、測定

につきましては最善の科学と公正なやり方をもつて対応いたしていく所存でござります。

○柴田(陸)委員 環境庁の方ではアンモニアの大気汚染というものが人体への影響がないといふ

よ

うな見解を述べられましたけれども、実際アンモニアによる大気汚染があつて、アンモニアが化

合して肺がんを起こす物質になつたり中毒症状な

ども起つてることが学会などから指摘されて

いるところです。そういう意味では人体に影響が

ないという断定的な見解、これは非常に問題だと

思うわけです。学会の指摘ということにもちゃんと

せん。

ただ、何度も申し上げますが、アンモニアがた

くさんあつて、それによつて測定値が狂わされる

ということにつきましては、これは十分注意を

持つて対応いたしたいという気持ちには全く変わりはございません。

○柴田(睦)委員 大気汚染の中で、アンモニアが化合して、先ほど言いましたように肺がんなどの原因になる物質になつたり、あるいは中毒症状を起こすというようなことが、学者の間で言われている部分もあるわけです。そういう意味で、やはりこれは人間の体を守るということで、環境庁の姿勢が、単に計測器の問題だということになつてしまつということであれば、これは非常に狭いものであるし、本当の国民の健康を守るという上において、禍根を残すおそれがあるという問題がありますし、私は最後に、そうした指摘されている問題について積極的に、徹底的な研究、そしてまた厳正な指導ということを要求して、終わります。

○始開委員長 中川秀直君。 きまして研究を進め、それが認定審査会にフィードバックされまして、その審査が促進されるといふことに利用されることを期待して、研究が続けれられておるわけでございます。

○中川(秀)委員 お答えは簡単に、聞いたことに聞いてだけお答えください。症例研究班のことを聞いているのじやありません。国立水俣病センターの研究の目的はかくかくしかになつていて、この患者認定審査のための症例研究もセンターでやるのかどうか、あるいはセンターで研究した成果、データその他いうものが今後の認定審査に使われるのかどうか。症例研究班だけの仕事で十分だと言うなら、それだけのお答えで結構なわけです。

○山本(宣)政府委員 認定審査につきましては、審査に使われるのかどうか。症例研究班だけの仕事で十分だと言つたら、それだけのお答えで結構なわけです。

○中川(秀)委員 わかりました。 その症例研究班ですが、つい最近の新聞報道でござりますけれども、チッソ救済県債発行に道を開くために、政府が、問題になつております水俣病のお尋ねをいたします。

○山本(宣)政府委員 先ほどお尋ねがありましたが、当センターは、水俣病に関する臨床研究、病理学的研究や疫学的研究を行う機関とする、こうなつておりますが、患者認定審査のための症例研究並びにそういう研究を行つた上でデータというようなのが、今後の認定審査に使われていくのか、この点ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○山本(宣)政府委員 現在、症例研究班という一つの研究組織をもちまして、水俣病の認定審査につきましての学問的な部分の一つの手助けといたしておるわけでござりますけれども、これは水俣病の認定審査の問題は、きわめて医学的な知見によって判断するというようなことでございますので、現在、熊本大学、鹿児島大学、新潟大学におきまして、水俣病の臨床的な面におきます専門の先生方にお集まりいただきまして、非常に判断の型的整理いたしまして、それを類型的に整理いたしまして、その判断の方法等につきまして研究を進め、それが認定審査会にフィードバックされまして、その審査が促進されるといふことに利用されることを期待して、研究が続けれられておるわけでございます。

○中川(秀)委員 お答えは簡単に、聞いたことに聞いてだけお答えください。症例研究班のことを聞いているのじやありません。国立水俣病センターでやるのかどうか、あるいはセンターで研究した成果、データその他いうものが今後の認定審査に使われるのかどうか。症例研究班だけの仕事で十分だと言つたら、それだけのお答えで結構なわけです。

○山本(宣)政府委員 認定審査につきましては、審査に使われるのかどうか。症例研究班だけの仕事で十分だと言つたら、それだけのお答えで結構なわけです。

○中川(秀)委員 わかりました。 その症例研究班ですが、つい最近の新聞報道でござりますけれども、チッソ救済県債発行に道を開くために、政府が、問題になつております水俣病のお尋ねをいたします。

○山本(宣)政府委員 先般の関係閣僚会議におきましては、現地の知事のお話を伺つたということです。 その前に、この法案に関連をいたしまして、国立水俣病センターの性格、目的について、若干のお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 その前に、この法案に関連をいたしまして、国立水俣病センターの性格、目的について、若干のお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 その前に、この法案に関連をいたしまして、国立水俣病センターの性格、目的について、若干のお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 その前に、この法案に関連をいたしまして、国立水俣病センターの性格、目的について、若干のお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 その前に、この法案に関連をいたしまして、国立水俣病センターの性格、目的について、若干のお尋ねをいたします。

で、現在、熊本大学、鹿児島大学、新潟大学におきまして、水俣病の臨床的な面におきます専門の先生方にお集まりいただきまして、非常に判断の型的整理いたしまして、それを類型的に整理いたしまして、その判断の方法等につきまして研究を進め、それが認定審査会にフィードバックされまして、その審査が促進されるといふことに利用されることを期待して、研究が続けれられておるわけでございます。

○中川(秀)委員 わかりました。 そのでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 先日の関係閣僚会議では、結局これについての結論は得られなかつたということです。

○中川(秀)委員 わかりました。 それでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 そのでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

○信澤政府委員 新聞の報道でござりますから、とかく申すことはいかがかと思いますが、一つ考えられますのは、県のお考えの中にそういうお考えが従来からござりますので、あるいは出所はそういうところではなかろうかという想像もいたしておりますわけでございます。

○中川(秀)委員 わかりました。 それでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 先日の関係閣僚会議では、結局これについての結論は得られなかつたということです。

○中川(秀)委員 わかりました。 それでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 そのでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

についての話もチッソの方からもあれば、もうすでにどのような段階に、どのような現況になつてゐるかということは環境庁長官もよく御理解をなさつておられるのではないかと思います。累積赤字が資本金の四倍になつて三百億を突破した、今までの補償額が三百三十九億、患者補償金を含めてございますが、その補償を受けた人は千二百九十九人であつて、なお未処理の方々の数が四千四百七十七人いらっしゃる。これは全部が全部と云うことではありませんけれども、仮に半數としましても、いまの補償協定による支払いというものを考えていくと、今後だけでも軽く数百億という大補償金を払わなければならないという、いわば大変な段階に来ているわけですね。企業の不況の中で特に塩ビ関係は構造不況のものでございます。

○中川(秀)委員 わかりました。 それでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 先日の関係閣僚会議では、結局これについての結論は得られなかつたということです。

○中川(秀)委員 わかりました。 それでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

○中川(秀)委員 わかりました。 そのでは本題の、チッソの水俣病補償の問題についてお尋ねをいたします。

を考えるべきなのか、いろいろお考えになつておると思うのであります。いかがでございましょうか。

○山田國務大臣 確かに検証、認定の状況、実際問題としては、なかなか将来の見通しもいまの段階ではちよつと立ちにくくような状況でございますけれども、しかし、今までの事情から見まして今後これが仮に進展すると、いよいよなことになつてくるならば、このチッソの補償という点での経済的な要請ということは、これはなかなか大変だうということは、いま御指摘のようにわれわれもそういう点についてはいろいろ懸念を持っています。

しかしながら御承知のように、基本的には、やはりいまの被害者救済の関係は、いわばチッソとの私契約という形で進んでおりますし、そしてまた、無論そういう意味においての、会社がこの支払い能力を維持していけるような意味での地位が強化されるということは好ましいことではあります。が、この点については主要金融機関も心配しているいろいろバックアップしておる。まず出発点としてはこちら辺のところが中心になつてこの問題を取り上げ、また実際問題として患者そのものが地元に集中しておるというような事情、また会社の今後については、雇用というよつた点から一番大きな利害関係をやはり地元が持つておるというよつなことになつてまいりますと、会社及びバックアップの金融機関そもそも、いわば第一の支払い責任者というものが中心になつて県とも相談し、そういうところからいろいろな解決案というものについての要請が生まれてくるのじやないとななかなか動かないのじやないか。われわれとしても、実際問題としてチッソの現状とか立場というようなことについては、万一件がないようにいろいろバックアップするといよいよな意味では、関係閣僚申し合わせとしては通産が中心になつてこれを考え方よつてございますけれども、まだ確たる話も出てきてないというような段階でございますので、問題の急迫度その他の

点については、会社、金融機関というものが中心になります。現地とも相談した、そちら辺のところで動き出してもらわないとやはり困るのじやないか

というふうに私も考えております。
○中川(秀)委員 御答弁で環境庁としての御懇意並びに将来を心配する苦衷ということもよくわかるのであります。しかし、主力銀行とか金融機関とかいうものさえ何ともならぬようになるから、何とか政府で対応をしほづてくれという陳情が總理のところにあつたりしている現況であります。大変深刻な事態であると私は考えておりますが、通産省がお越しになっておられますので、いまの大臣の御答弁もありましたけれども、たちまちのこの問題をどのように行政指導や何やらでおやりになつているのか、あるいはこれからどうしようとなさつているのか、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○児玉説明員 チッソの問題につきましては、関係閣僚会議におきまして、通産省はチッソの経営の健全化という問題につきまして任務を負つています。合わせていくよにしていくことという趣旨でございます。先ほど先生御質問の中でもすでに御指摘のように、チッソがただいまつくつております製品は、塩ビ樹脂あるいはポリプロピレン樹脂などは各種の肥料、薬品、いずれをとりましてもなかなかむずかしい問題を抱えている品物ばかりでございます。その中で少しでも市況を何とか維持いたしまして、日々のチッソの経営を支えようというような見地から、たとえば塩ビの場合には御承知のように昨年の五月から不況カルテルをやつておりますけれども、このカルテルの中で市況の維持を図つておりますし、ポリプロピレン等につきましても、新規参入につきまして、できるだけこういう時期に入らないように協力を要請す

るということをやつております。

それからこれから先の問題といたしましては、何と申しましても、収益性のある新しい商品といふものにチッソはどんどん目を向けていかなければならぬわけございまして、もしそういうような申し出がございました場合には、私どもいたしましては積極的にこれを支援していきたいと

いうふうに思つております。

○中川(秀)委員 どうもそれだけでも、私個人の主觀でございますが、当面大きくぶつかつてている壁を切り開いて問題の解決に役立つ施策とはなかなか思えません。そこで、ちょっと基本問題をお尋ねしたいと思います。

環境長官または事務当局でも結構ですが、いわゆるボリューター・ペイズ・プリンシブル、公害が発生したその諸要因について費用がかかる、そういうしたものについては汚染者が負担をする、汚染者負担の原則、こういうことでござりますけれども、このPPPの原則についての見解というものを私はひとつこの際ただしておきたいと思うのであります。

もともとこのPPPの原則はOECDの考え方の中から出てきたものでありますけれども、そのOECDの一九七二年のガイディングプリンシブルを読みますと、このPPPの原則は、「受容可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置に対し、つまり汚染防止、制御措置、そういうもののに対し、汚染者が資金上の責任を負うべきであるということを意味する。換言すれば、それらの措置に対する所要の費用は、その生産と消費の過程において汚染をひき起す財産のコストに反映されるべきである」ということになる。これがPPPの原則である、こうなつておるわけであります。過去に流れ込んだ公害の原状回復、補償についてPPPが出てきたというよりも、本来環境を一定の水準に保つための防止あるいは制御、コントロール、そういう措置に伴う費用は、これはもう汚染者あるいはその生産と消費の過程において汚染を引き起こす財

及びサービスのコストに反映をされるべきだ、こんな考え方から出てきているのであります。

また、つい最近、これは環境庁の国際課が監修をされたというので私もようだいをしたのであります。

○信澤政府委員 ○OECDの理事会勧告によりますPPPの意味するところは、前段いまいろいろお話をあつたとおりでございます。いわゆる公害

防除費用について、これを市場価格に反映させる、それによって汚染の拡大を間接的に防いでいくと同時に国際貿易にゆがみを生じないようにする、こういう趣旨のものでございます。

後段、OECDのカントリーレビューの結果の報告書につきまして、日本では公害処罰原則といふように理解されておるという点は、これは一つの物の見方でございまして、そのこと自身、環境庁として正式にその見方が適切であるというふうには必ずしも考えていないということをございます。

○中川(秀)委員 必ずしも考えていないということであります。このPPPの原則のもともとの発祥といいますか、この原則ができたOECDの会議あるいはOECDの機関が、日本におけるPPPというものについて処罰だけにすぎないというような指摘をしていることは、われわれやはり重要な指摘として考えておく必要があると思う 것입니다。もちろん、補償費を責任企業が負担するというルールは、ともかくにも日本には定着をしておるわけでありますし、またこれをなくせば資本主義経済の自己責任原則といふのは変質をしてしまうであります。したがって、私どもも原則的に、環境費用として公害防除費用あるいは被害者救済費用といふものは一義的に当の公害発生企業が負うべき性質のものであるとは思っております。あるいは環境復元費用、汚染回避費用、公害行政費用といふようなものについても、公害対策基本法でも国や地方公共団体といったような公が関与をするあるいは資金を投入するということについては、排除はしていないわけでありますけれども、環境費用についての区分けといふものは、確かに原則的には、そういう防除費用や被害者救済費用といふものは一義的に公害發生の責任企業が負担をするということは当然でありますと私も思うわけであります。しかしそれがPPPの原則の本旨ではないのではないか。OECDの趣旨からいっても、PPPを余りに狭く解釈し過ぎていくことにも問題はある

りはしないかと私どもは思うわけであります。とりわけ現在の経済社会というものは非常に複雑な物の見方でございまして、そのこと自身、環境庁として正式にその見方が適切であるというふうには必ずしも考えていないことでございます。

○中川(秀)委員 必ずしも考えていないことであります。このPPPの原則のもともとの発祥といいますか、この原則ができたOECDの会議あるいはOECDの機関が、日本におけるPPPというものについて処罰だけにすぎないというような指摘をしていることは、われわれやはり重要な指摘として考えておく必要があると思うであります。もちろん、補償費を責任企業が負担するというルールは、ともかくにも日本には定着をしておるわけでありますし、またこれをなくせば資本主義経済の自己責任原則といふのは変質をしてしまうであります。したがって、私どもも原則的に、環境費用として公害防除費用あるいは被害者救済費用といふものは一義的に当の公害発生企業が負うべき性質のものであるとは思っております。あるいは環境復元費用、汚染回避費用、公害行政費用といふようなものについても、公害対策基本法でも国や地方公共団体といったような公が関与をするあるいは資金を投入するということについては、排除はしていないわけでありますけれども、環境費用についての区分けといふものは、確かに原則的には、そういう防除費用や被害者救済費用といふものは一義的に公害發生の責任企業が負担をするということは当然でありますと私も思うわけであります。しかしそれがPPPの原則の本旨ではないのではないか。OECDの趣旨からいっても、PPPを余りに狭く解釈し過ぎていくことにも問題はある

ことはやはり何らかの道義的責任はある。そのぐらいの厳しい気持ちで受けとめなければならないところもは思つてゐるのであります。

今回のチツソの問題の根源には、そのよう PPPの原則で一義的に責任企業が負担をする、被害者救済費用も負担をする、そういうものを発生企業が受け持つのだということは当然としましても、その発生企業、責任企業が補償金を支払えなかなった際に、社会全体の責任としてどうするかという問題がその根底にあるわけであります。四十五年以降につくられた公害関係法あるいは四十八年にできました現行の公害健康被害補償法には、この点が全く空白になつてゐる。この際、こうしたケースの場合には、もちろん厳しい、細かいいろいろな適用除外や発動条件もつけなければならぬことはもちろんありますが、国や公共団体もしくは産業界全体の協力で、被害者の方々に決して御迷惑をかけないような、社会全体の責任だという考え方で、この補償問題が解決あるいは進んでいくというような補完措置を設けるべきだと私は思つてゐるのであります。その点について、この制度、公害健康被害補償法の所管は環境省と通産省のようでござりますけれども、御両省の見解を、この際根本的にお伺いしておきたいと思うのであります。

○信澤政府委員 ただいまのお尋ねにお答えする前に、前の御答弁を若干補足させていただきたいと思います。

先ほどお話し申し上げましたように、OECDのPPPというのは、主として公害防除費用といふことで私ども理解いたしております。ただ、わが国におきましては、それ以外のたとえば環境復元費用あるいはいまお話しの患者救済費用、こういったものについても、それぞれいわばPPPと同様の考え方に基づく立法措置もできております。したがって、これまで日本国内でPPPあるいは汚染者負担の原則と言われた形で理解されておりましたものは、必ずしもOECDが言つているような範囲にとどまるものではない、こういうことを申したかったわけでござります。

なお、このことにつきましては、カントリーレビューの終わりました後、OECDの理事会のいわば結論というものは別でございますが、その中でもいまお話しございましたような公害健康被害補償制度というものに触れておりまして、これはOECDの言うPPPの範囲を超えたものである、ただしこれに反するものではない、こういうことを申しておるわけでございまして、後段の御答弁はそういう事情を踏まえて申し上げたわけでございます。

それからお話しの、公害健康被害補償法の所管の立場から、いまみたいな状態をどう考えるかといふことでございますが、公害健康被害補償法は、御承知のように第一種の地域と第二種の地域どちらもしくは産業界全体の協力で、被害者の方々に決して御迷惑をかけないような、社会全体の責任だという考え方で、この補償問題が解決あるいは進んでいくというような補完措置を設けるべきだと私は思つてゐるのであります。その点について、この制度、公害健康被害補償法の所管は環境省と通産省のようでござりますけれども、御両省の見解を、この際根本的にお伺いしておきたいと思うのであります。

○中川(秀)委員 どうも被害者が聞いたら何を言つておられるかがわからぬ御答弁のような気がするのですが、端的にお伺いをいたします。

○中川(秀)委員 どうも被害者が聞いたら何を言つておられるかがわからぬ御答弁のような気がするのですが、端的にお伺いをいたします。

環境庁の政府委員の御答弁、私はちょっと重要な点があるような気がしてならないのであります。いわゆる発生企業が補償金を支払えない、無資力あるいは倒産したという場合には、社会的な責任として、それを放置した国や行政の責任もあります。いわゆる発生企業が補償金を支払えない、無資力あるいは倒産したという場合には、社会的な責任として、それを放置した国や行政の責任もあります。いわゆる発生企業が補償金を支払えない、無

で参りました場合でも、いま御指摘のような問題は当然起こつてくるわけで、この問題の先行きについては、やはり私どもとしては重大な関心を持つて、かつた當面解決しなければならぬ問題として研究する、またそういう研究をしつつもある、こういう状況でございます。

○安樂説明員 通産省いたしまして、その公害に係る被害補償の問題につきましては、最近先生からも御指摘のありましたような資源配分論の見地からするPPPとか、あるいは現行の経済社会体制における自己責任の原則という観点から、汚染者負担の原則というものに沿つて行われているわけでございまして、そういう原則を崩して、たとえば原因者とならないような企業等々も含めた連帶責任、あるいは社会全体の責任というような方法が果たして適當であるかどうかといふような方法が果たして適當であるかどうかといふようなことについては、非常にむずかしい問題をはらんでいるというふうに思われるわけでござります。

ただ現実問題といたしまして、原因者が救濟といつた問題を解決するためには、まず第一に決して、そうした場合に、必要に応じて被害者の救済といつた問題を社会政策的な観点からどういうふうに考えていくべきかといったことがこの場合の問題点になるのではないか、そういうふうに考えておる次第でござります。

○中川(秀)委員 どうも被害者が聞いたら何を言つておられるかがわからぬ御答弁のような気がするのですが、端的にお伺いをいたします。

環境庁の政府委員の御答弁、私はちょっと重要な点があるような気がしてならないのであります。いわゆる発生企業が補償金を支払えない、無

よろしいですか。

○信澤政府委員 私の申し方が不十分だったと思いますが、そのような意味で負担をすべきチソがなくなってしまうということが重大な問題でござりますから、当面はチソの存続のためどういう手立てがあるかということを第一義的に検討する必要がある。そういうことを申し立たかたわけでございます。

○中川(秀)委員 それは違う。ちょっとと速記録を後で確認させていただきますが、いまおっしゃつたようなことを先ほど御答弁になつたのではない。私がお尋ねをした、無資力もしくは倒産をした場合に、社会的な責任として行政も放置した責任があるのでですから、何らかの補完措置を考える必要があるのでないかということに対しても、重い御答弁と食い違つてあるじやありませんか。

○信澤政府委員 私の言いたかったのは、先ほどのことをお申しあげたかたたけでございますが、いま改めて先生からお尋ねがあつたという形で申し上げますれば、そもそもこの制度はそういう事態を想定しないままにできている、こういうことで申しますが、そのままであるのでないといふことは、永大産業の問題以上にどうするかということは、永大産業の問題以下の問題でありますから、無資力になつた場合には御異論はないと思うのであります。無資力になる、補償金が支払えないということにならないことを願つておりますが、今後の生活設計をどうするかという問題でありますから、無資力になつた場合には御異論はないと思うのであります。無資力になつた場合は、この構造不況、大きな会社が二千億円も負債を抱えて倒産をするという現在の経済情勢の中で、大変残念な不幸なことでござりますけれども、これはいろいろな事情がないことは言いつける。ましてチソの現況がどうであるかということは先ほどお話ししたとおりであります。ということになりますと、そういうことにならぬことを祈る、だからそうならないよう手だてを講ずる、これはもちろん当然のことであり、最も急がなければならぬことであつた新しい事態でございますから、そういう事態が起きないことを私は私ども願つておるわけでござりますが、起きた場合のことを全く放置して研究しないでいるというわけにもいきませんので、その点については研究しているということでござります。これについては一つのいわば目安いたしまして、五十一年に中央公害対策審議会から、今後の汚染者負担のあり方について一応御研究をいたしました。この問題も、すでにその永大産業から

住宅を購入する契約をし、そしてまた建築途中でお金も払つた、あるいはもうすでに建ててもらつてその後のアフターサービスの問題もあるということがありますから、当面はチソの存続のためどういう手立てがあるかということを第一義的に検討する必要がある。そういうことを申し立たかたわけでございます。

○中川(秀)委員 検討するということと結論がことでございまして、これも一企業の会社更生法適用という問題にとどまらない社会的な問題として、いま政府部内でもいろいろ御研究が行われている。実はこのチソの問題は、それ以上に健康の問題でありますから、治療費をどうするか、医療費をどうするか、今後の生活設計をどうするかという問題でありますから、無資力になつた場合にどうするかということは、永大産業の問題以上にどうするかということは、永大産業の問題以上の問題でありますから、無資力になつた場合には御異論はないと思うのであります。無資力になる、補償金が支払えないということにならないことを願つておりますが、今後の生活設計をどうするかという問題でありますから、無資力になつた場合には御異論はないと思うのであります。無資力になつた場合は、この構造不況、大きな会社が二千億円も負債を抱えて倒産をするという現在の経済情勢の中で、大変残念な不幸なことでござりますけれども、これはいろいろな事情がないことは言いつける。ましてチソの現況がどうであるかということは先ほどお話ししたとおりであります。ということになりますと、そういうことにならぬことを祈る、だからそうならないよう手だてを講ずる、これはもちろん当然のことであり、最も急がなければならぬことであつた新しい事態でございますから、そういう事態が起きないことを私は私ども願つておるわけでござりますが、起きた場合のことを全く放置して研究しないでいるというわけにもいきませんので、その点については研究しているということでござります。これについては一つのいわば目安いたしまして、五十一年に中央公害対策審議会から、今後の汚染者負担のあり方について一応御研究をいたしました。この問題も、すでにその永大産業から

なるよくわかりました。その御答弁

○中川(秀)委員 よくわかりました。その御答弁

○山田国務大臣 先ほど政府委員から話がございましたように、実際問題として法律上のたてまえでは、汚染者がいずれの場合にしてもこれを負担

していく。しかしながら汚染者に支払い能力とうものがなくなつたというときには一体どうするのだということについては、正直に言ってこれはいわば法律のプランといいますか、予想し得ない事態で、それについては今後の研究課題といふような状況になつてゐるわけでございます。

そこで、いまチソが払えなくなるということがむしろイニシエントの問題じやないかといつよう御指摘でございます。われわれも漠然とはそういう一つの懸念といふものを実は持つております。しかしながら本当にそつたといふ点について、当面の人から本当に責任を持つて具体的ないろいろなことが出てきていないというのが、私も奇異にも感じますけれども、これはいろいろな事情があるのかもしれませんけれども、そういう形になつて出てきておりませんし、当面通産の方に対して、私の承知している限りではそういうような形でまだ出てきていないというのがいまの現況じゃないか、こう思つております。

いま永大産業のお話もございました。これは影響が非常に大きいということで政府としても大きな関心を持って臨んでいるわけですけれども、しかししながら、これとても関連の金融機関ができるだけのことをやるべきだという意味で、いわばそういう方面的の鞭撻を行つてゐるというような段階でございますし、政府自身がどうという意味で、いわば至つていいないということはもうすでに御案内のところかと思います。

そこでいまのチソということになるのですけれども、チソの場合にはいま申し上げたように、ちょっとと繰り返しなつて恐縮ですけれども、もし支払えなくなつたらという漠然としたようなことを頭に入れて、そしていまの法律の欠陥からどうするかということは、さてどうしたらいいのかということで、これは確かにそういう状況のもとにおける一つのわれわれの研究、検討課題になつてゐるけれども、まだこれもいろいろな角度からの分析が必要なのでまだ結論というところには出て行つてない、これが現在の実情でござい

ます。

○中川(秀)委員 検討するということと結論が出でないということは同じようであつて意味はまた違うわけで、大いに検討して結論を出してもいいらしい御要望申し上げておきます。

現実に、いま公害健康被害補償制度がありますけれども、この補償の仕方にについてチソの場合、現在患者さんは民法上、民事上の補償協定で補償金の支払いやその他給付を受けています。これは民事裁判の判決による補償給付というものは潜在的に制度として存在をするのでありますから潜在的に保障されているわけですね、これは法理論として当然であります。私はそう思う。認め定が少なくともこの法律で行われていて、その一方として、この補償法の給付の種類として、たとえば遺族補償一時金五百六万六百円というようなものもある。これは制度として、いざ補償協定が破綻をした場合はこういう補償制度があるのでありますよということを制度として保障されている。それが原資が特定賦課金として六十二条ですかチソの原資が特定賦課金として六十二条ですかチソから徴収をするのだという法制度になつてゐるわけですが、その原資が入らなくなつたという場合でもこの制度が法律として存在する限り、この補償給付について国としての、行政としての責任は当然残るでしよう。きょうは法制局の方いらっしゃつて、いらつしやつていなくて御主管の環境庁にお伺いしますが、制度として國の責任がそういうことになつた場合は発生するでしょう。この点はいかがですか。

○信澤政府委員 御指摘の点はそういう御理解もありますかかと思います。ただこの法律の目的が、そもそも民事上の損害賠償をこの制度によつて俗な言い方で恐縮でございますが肩がわりする、こういうたてまえの制度であるわけであります。つま

り民事責任があるということが前提になつておるわけです。したがつて、民事責任があり、かつ民事責任を果たす者が存在するということが前提になつておるわけでございますから、そこで法律の文言から申しますと、いま先生お話しのような法律解釈もあるいは可能かと思います。しかし制度のたてまえ全体としてながめました場合には、先ほど申し上げたようにそもそも損害賠償をすべき者が存在しないという事態を想定しないままこの制度ができたのではないか、こういうふうに私どもは考へておるわけでございまして、そこでいまの制度があるから即ち國の責任ですべて給付が行われるべきだというふうにつながるかどうか、ここに私どもとしては問題がある、こういうふうに考えておるわけでございます。

○中川(秀)委員 私がお伺ひしているのは、制度としてのありようの問題ではありません。法理論としてそういう補償制度があつて、補償給付はこうだとあつて、原資はどうするということは一方の規定である。しかし制度として残る以上、その責任企業が倒産、存在がなくなつてしまつたという事態になった場合は、制度としてこの行政の制度はどうなるのですか。法理論としてこれは國の責任、行政の責任としてこの制度は残るのではないか。これをちょっとはつきりしないと先生の審議が進められない。

○信澤政府委員 これは四十八年に国会に御提案し、御審議をいただいたわけでございます。その際、仮に負担をすべき者が倒産等によつてなくなりませんか。これをちょっとはつきりしないと先生の審議が進められない。

○中川(秀)委員 私がお伺ひしているのは、制度としてのありようの問題ではありません。法理論としてそういう補償制度があつて、補償給付はこうだとあつて、原資はどうするということは一方の規定である。しかし制度として残る以上、その責任企業が倒産、存在がなくなつてしまつたという事態になった場合は、制度としてこの行政の制度はどうなるのですか。法理論としてこれは國の責任、行政の責任としてこの制度は残るのではないか。これをちょっとはつきりしないと先生の審議が進められない。

○信澤政府委員 ちよつとくどいのですが、この点は大変重要なポイントであると思うのですね。あるいはこれからも発生してくるかもしれません。特定賦課金の問題は、何も水俣病だけではありませんので、先ほど来のことと繰り返し申し上げているわけでございます。

○中川(秀)委員 ちょっとくどいのですが、この点は大変重要なポイントであると思うのですね。あるいはこれからも発生してくるかもしれません。特定賦課金の問題は、何も水俣病だけではありません。イタライタイ病もございましょうし、あるいは阿賀野川の水銀中毒に関する問題もありまじやあります。まして、先ほどの大臣の御答弁にまた反論をするわけはありませんが、永大の場合でも、銀行がそれらの力を入れても結局更生法適用ということになつてしまつた。すでにこのチツソについて主力銀行の興業銀行の頭取が総理のところへ、何とかしてくれと言つて陳情に行つたということが新聞で報道されている事態ですよ。いま政府委員の信澤さんから御答弁がありましたけれども、そうなつたときにそれは考へるのだといふことなんですが、もうそなつてているのではありますか。あるいはその直前まで來ているのではありますか。あるいはその直前まで來ているのではありますか。これについて当然真剣な検討をしてしませんか。これについて汚染負荷量賦課金の問題になつてくるかもしれません。これについて汚染負荷量賦課金の問題になつてくるかもしれません。これについて汚染負荷量賦課金の中からも、それを足らない場合は分担をしてやる、これも法定賦課金だけの問題ではないかもしれません。汚染負荷量賦課金の問題になつてくるかもしれません。昨年の倒産件数一万三千件ですよ。そんな大変な経済不況の中で、公害の補償制度がいまあつて、そういう賦課金が払えなくなつた場合に果たしてどうするのかという議論は、そなつたときを考えますと云つて、旬日ただ日を過ごしていいだけといふという問題ではないでしょう。もうあるだけといふという方法ではないであります。

○信澤政府委員 あるいは第四の方法として、特別立法による救済という方法がある。

こんな四つではないかと言われておるのであります。私も、そなつかなと思うのであります。どうなんでしょうか。これ以外にいま方法はありますか。いかがでしよう。

○信澤政府委員 全体的な責任を負う立場ではございませんが、患者補償というのがやはり当面の最大の急務でございますから、その意味で便宜私は申しあげたいと思いますが、いろいろな選択肢があると思います。御指摘の四つの方法というものですべて網羅されているような感じもいたしいうことを考へる方がやはり問題としては先では

おるわけでございます。したがつて、いまの先生のお話に逆らつたような御答弁で恐縮でございまして申し上げることはいかがかと思いまが、私ども、そういう法律解釈と申しますか、そういう前提で從来この法律を扱つてまいつておりますので、先ほど来のことを繰り返し申し上げています。

○中川(秀)委員 ちょっとくどいのですが、この点は大変重要なポイントであると思うのですね。あるいはこれからも発生してくるかもしれません。特定賦課金の問題は、何も水俣病だけではありません。イタライタイ病もございましょうし、あるいは阿賀野川の水銀中毒に関する問題もありまじやあります。まして、先ほどの大臣の御答弁にまた反論をするわけはありませんが、永大の場合でも、銀行がそれらの力を入れても結局更生法適用といたします。

○中川(秀)委員 わかりました。それで結構ござります。

私は、いま考へられておりましたところのチツソ救済策あるいはこの問題の解決策は四つあるのにやないかと思うのですね。

一つは、チツソに対しても府機関あるいはその他国庫資金による特別融資。開発銀行その他から融資をする。これについては、予算委員会で、開発銀行法によつてそいつた運転資金は貸せないのだ、こういう御答弁があつて、むずかしいという結論が出ていますね。

もう一つの方法は、関係閣僚会議でもこの議論は出なかつたようでありますけれども、県債によつて主力銀行の興業銀行の頭取が総理のところへ、何とかしてくれと言つて陳情に行つたといふことが新聞で報道されている事態ですよ。いま政府委員の信澤さんから御答弁がありましたけれども、そうなつたときにそれは考へるのだといふことなんですが、もうそなつてているのではありますか。あるいはその直前まで來ているのではありますか。これについて汚染負荷量賦課金の問題になつてくるかもしれません。これについて汚染負荷量賦課金の中からも、それを足らない場合は分担をしてやる、これも法定賦課金だけの問題ではないかもしれません。汚染負荷量賦課金の問題になつてくるかもしれません。昨年の倒産件数一万三千件ですよ。そんな

大変な経済不況の中で、公害の補償制度がいまあつて、そういう賦課金が払えなくなつた場合に果たしてどうするのかという議論は、そなつたときを考えますと云つて、旬日ただ日を過ごしていいだけといふという問題ではないでしょう。もうあるだけといふという方法ではないであります。

○信澤政府委員 あるいは第四の方法として、特別立法による救済という方法がある。

こんな四つではないかと言われておるのであります。私も、そなつかなと思うのであります。どうなんでしょうか。これ以外にいま方法はありますか。いかがでしよう。

○信澤政府委員 全体的な責任を負う立場ではございませんが、患者補償というのがやはり当面の最大の急務でございますから、その意味で便宜私は申しあげたいと思いますが、いろいろな選択肢があると思います。御指摘の四つの方法というものですべて網羅されているような感じもいたしいうことを考へる方がやはり問題としては先では

なかろうか。したがつて、緩急、順序と言つては失礼でございますが、問題意識としては十分持つておりますので、それに尽きるということをも思いますが、私ども、そこで法律の解釈と申しますか、そういう法律を扱つてまいつておられますので、先ほど来のことを繰り返し申し上げています。

○石原(信)政府委員 県債による肩がわりとよく言われておりますが、具体的にこの件について大蔵省と自治省の御見解はいかがですか。

私は、いま考へられておりましたところのチツソによる特別融資の方法は、法律的にいろいろむずかしい点があると申します。

それは予算委員会の質疑でも出ております。

○中川(秀)委員 先ほど、第一の、国や政府機関による特別融資の方法は、法律的にいろいろむずかしい点があると申します。

私は、いま考へられておりましたところのチツソによる特別融資の方法は、法律的にいろいろむずかしい点があると申します。

そこまで明確に申し上げることはいかがかと思いま

するのだ、その場合に国が見る、これについての問題はあるのではないか、この方法も種々検討をしなければならない点がたくさんあると思うのです。

それから、三番目も、これを切りかえたところで、患者さんの補償給付の内容が大分違いますから、補償協定でやっているもの、たとえば慰謝料一時金一千八百万から六百万という水準、公害健康被害補償法の給付は、一時金は五百六万であるというような内容、大分違う。なかなか切りかえろと言つたって、患者さんの方はそう簡単に切りかえないでしよう。かつまた、切りかえて、現行の制度で、たとえば特定賦課金が払えなくなつたらといって、汚染負荷量賦課金、いわゆる大気汚染の企業七千七百工場から集めている汚染負荷量に応じての負担金からこれを払うということは、いまの法制度ではできませんね。これまた問題はきわめて多い。

四番目の、特別立法というのもきわめて安易な方法だと私は思うのです。次から次に同じ問題が出てきたりどうするのかという問題になってしまふ。いずれも非常にむずかしい方法だと思うのです。いかがですか。

環境省の全般的な御答弁、全部の責任を負つておられるわけではない、それがこの問題のむずかしいところなんです。だから官房長官に来てくれと言つたのですが、お忙しいから来れない、こう言ふ。

○信澤政府委員 先ほど申し上げましたように、他の省庁にいろいろ御意見あるかもしませんが、患者の救済というのは私どもの役所でござりますから、そういう意味でやや私見になるかもしませんが、申し上げたいと思います。

補償法の給付に移つてまいりますについては、いま御指摘の問題のはか補償協定そのものの問題があるわけでございます。と申しますのは、あの補償協定というのは、その当時患者として認められた方々とチツソとの間の補償協定であるわけでございますから、その協定の中に、今後認定を受

けた患者が希望すればこの補償協定の適用が受けられるということになつてゐるわけでござります。したがつて、その補償協定が生きている以上、患者が希望されれば補償協定の方へ行く、それを無理無理に補償法の方へ来なきやだめだと、いらっしゃいということはできない、そういう仕組みになつてゐるという点がもう一つございます。

特別立法の問題、これはいろいろの考え方があると思いますので、どういう特別立法を念頭に置いて先生がお尋ねになつておられますか、その点がよくわかりませんので、その点についてのお答えは、この際は差し控えさせていただきたいと思います。

○中川秀委員 私は、いまのその御説明で結構なんですが、特別立法というものを、どんな形にしあるこの問題に限つて、じやあつくりましよう、そんな安易なものではないと思うのですね。やはりチツソだけの問題じやない、次から次に出てきたときに一々そんな特別立法をつくるということには非常に問題が多いと思う、それを申し上げたかつただけであります。

そこで、一つの御提案をきょうは最後にさせていただきたいと思うのであります。

これは一つの方法で、ペーフエクトな案をかかげます。これは補償協定でいこうと言つたって、会社更生法の適用あるいは倒産ということになれば民事協定もどこかへ行つてしまふわけですから、その場合には、患者の皆さん方にこの公害健康被害補償法による請求に請求がえをしていただいて、一方で無資力になつたその企業に対しては特定賦課金、汚染負荷量賦課金を国庫から融資をする。

もう一つ、倒産によつて支払えなくなつた場合を想定をいたしまして、この制度の一つの部分として、特定賦課金にいたしましても汚染負荷量賦課金にいたしましても、その全対象業種企業に対し強制的共済保険を発足させ、これに強制で加入をさせる。保険料をそこで徴収をする。もし倒産をした場合には、その特定賦課金あるいは汚染負荷量賦課金の国から融通を受けた分の国への債務はこの共済保険制度の保険金で賄う、補てんをする。万一その発生企業が完全に倒産をしてしまつて、その後の補償金支払いは、国の責任があるのでありますから、國、公共団体の責任、こういうふうに考えていつたらどうでしようか。私の小さい頭で考えた提案でありますけれども、いかがでございましょうか。最後に御提案を申し上げて、御見解を伺いたいのであります。

○山田国務大臣 先ほどもお話し申し上げましたように、いわば法の予想していかなかつた問題については、これはいろいろな状況を考えると、われわれもいろいろ心配をしている点で、そういう点どうするかと検討しているところですが、いまの

るいは会社更生法適用などといふ状態で行き詰まつてしまつた場合、その場合としての御提案でありますけれども、なつてしまつてからなんて言はざるに現行公害健康被害補償法を改正して一項を設けまして、そういつた無資力あるいは会社更生法適用あるいは倒産という事態になつた場合、そこまでいかないとしても、たゞえば経営不振などで会社更生法適用あるいは無資力、こういったケースの場合、特定賦課金あるいはチツソのみならず大気汚染発生企業、発生工場、この払います汚染負荷量賦課金、こういうものが更生法の適用あるいは無資力で支払えなくなつた場合には、その企業に対し、この制度としては国が責任はあるわけでありますから、国庫から融資をすることができるよう法改正をしたらいかがですか。賦課金を融資する。制度の中に一項を設けて融資をする。たとえばチツソの問題で言うならば、六十二条によるチツソの特定賦課金、それは補償協定でいこうと言つたって、会社更生法の適用あるいは倒産ということになれば民事協定もどこかへ行つてしまふわけですから、その場合には患者の皆さん方にこの公害健康被害補償法による請求に請求がえをしていただいて、一方で無資力になつたその企業に対しては特定賦課金、汚染負荷量賦課金を国庫から融資をする。

もう一つ、倒産によつて支払えなくなつた場合を想定をいたしまして、この制度の一つの部分として、特定賦課金にいたしましても汚染負荷量賦課金にいたしましても、その全対象業種企業に対して強制的共済保険を発足させ、これに強制で加入をさせる。保険料をそこで徴収をする。もし倒産をした場合には、その特定賦課金あるいは汚染負荷量賦課金の国から融通を受けた分の国への債務はこの共済保険制度の保険金で賄う、補てんをする。万一その発生企業が完全に倒産をしてしまつて、その後の補償金支払いは、国の責任があるのでありますから、國、公共団体の責任、こういうふうに考えていつたらどうでしようか。私の小さい頭で考えた提案でありますけれども、いかがでございましょうか。最後に御提案を申し上げて、御見解を伺いたいのであります。

もう一回申し上げますけれども、制度の改正点でありますから、第一は、会社更生法適用のようないは会社更生法適用などといふ状態で行き詰まつてしまつた場合、その場合としての御提案でありますけれども、なつてしまつてからなんて言はざるに現行公害健康被害補償法を改正して一項を設けまして、そういつた無資力あるいは会社更生法適用あるいは倒産という事態になつた場合、そこまでいかないとしても、たゞえば経営不振などで会社更生法適用あるいは無資力、こういったケースの場合、特定賦課金あるいはチツソのみならず大気汚染発生企業、発生工場、この払います汚染負荷量賦課金、こういうものが更生法の適用あるいは無資力で支払えなくなつた場合には、その企業に対し、この制度としては国が責任があるわけでありますから、国庫から融資をする。そこで倒産した場合には、それまでの賦課金の国への債務は共済保険制度の保険金で賄う。万一倒産してしまつた場合のその後の支払いについては、制度として責任が残るわけでありますから、國、公共団体の責任で給付を保険金で賄う。その後の給付は國、公共団体でやる。この四点でありますか。そういう制度改正を考えてみたらどうかと私は思うのです。

共済保険での制度の今までの賦課金、もし国が融資をしたとして、それをどうするかというものは、共済保険でそいつた全発生企業から保険料を徴収し、その中から、その保険で保険金を担保して、そこから返済をするわけですから、一応この段階までは、会社が存続する限りまでは被保険者補償に関しての汚染者負担原則は貫かれております。そこまでは貫かれておる。しかし、その存在がなくなつてしまつた、倒産してしまつたということになつたら、そこから先はやはり國の責任、社会全体の責任として、行政の責任もあるわけですから、國、公共団体の責任、こういうふうに考えていつたらどうでしようか。私の小さい頭で考えた提案でありますけれども、いかがでございましょうか。最後に御提案を申し上げて、御見解を伺いたいのであります。

○山田国務大臣 先ほどもお話し申し上げましたように、いわば法の予想していかなかつた問題については、これはいろいろな状況を考えると、われわれもいろいろ心配をしている点で、そういう点どうするかと検討しているところですが、いまの

御提案、われわれの検討の中の一つとして、ひとつ検討させていただきたいと思います。

○中川(秀)委員 どうも長時間ありがとうございました。

以上で終わります。

○始閑委員長 午後一時三十分から委員会を開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

○始閑委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 今回の設置法は、水俣病の位置づけというのを、水俣病はいわば公害の原点だということを、提案理由を説明されております。水俣センターというのは、言つてしまえばアフターケアだろうと私は思うのであります。すでに起きてしまった環境汚染について、その汚染物質を効果的に駆逐することは困難だと言わざるを得ません。もしわれわれにできることがあるとすれば、これら以上に汚染度を高めないよう最大限の努力をするということ、改善への精いっぱいの可能性を追求するということ以外にないと思ひますし、同じ過失を繰り返さないようにこの事件から教訓を学び取ることではないだろうかと考えています。その意味で、今後このような忌まわしい事件を繰り返さないためにも、どんな対策が必要かという問題に関連して、若干の質問を試みたいと思います。

第三水俣病の発見を契機にして政府がその対応を進めてきたことは承知いたしておりますが、どうもその後の経過を見ると納得のいかない面がある。それからさかのほつてちよつと考へてみますと、たゞえれば水俣病が有機メチル水銀が原因だという報告は昭和三十四年に厚生省に上がつていい

調査を依頼して、その結果六〇%が水銀のたれ流し、所によつては五、〇〇〇ppmの塩水マップとなり、つまりスラッシュが無造作に処理されているということが確かめられたはずであります。そうしたさまざまなる事実がありながら水銀対策の問題が昭和四十五年の九月までおくれていた、私はこの現実を振り返つて考えざるを得ません。

こうした対策のいわば立ちおくれといいましょうか、行政的な立場から言えば創造力の欠落という問題について、その責任をたださなければならぬお苦しんでいる患者の気持ちに即して言えば、そのことを指摘できるんだろうと思うのですが、こうした対策の立ちおくれについて、厚生省の当時の業務を引き継いできた環境庁長官がどのような反省と、どのような政治責任をお感じになつていらっしゃるか、まず第一にそのことをお尋ねしておきたいと思う次第です。

○山田国務大臣 水銀問題は非常に重要な問題であります。われわれとしては、そういう点は十分認識いたしているわけでございまして、これから派生してきたりいろいろな問題については、できるだけのことを政府としても今日まで努力は払つてまいりておるつもりでございます。将来の問題としては、いろいろな意味においての関係筋とも連絡をとりながら万全を期していくということについて、われわれとしてもせいぜい努力はし追求していくべきでございまして、これがまた一つあります。

○岩垂委員 将来のことはこれから聞くのです。

問題は、いま私がタイムテーブルを追つて話をしましたように、政府の対応の不十分さというのは指摘されても仕方がないだろうと思うのです。そういう点での政府の反省の弁といいましょうが、行政的な対応のおくれに対する責任という問題について、大臣の御答弁を再度煩わしたいと思ひます。

○山田国務大臣 いろいろわれわれの中にそついています。

う足りなかつた点、その点については、十分その点での責任を感じ、そういう立場に立つてひとつ遺憾のないように対処していただきたい、こう考えている次第です。

○岩垂委員 水俣病は有機メチル水銀が原因だということが明らかにされたのが三十四年、そして水銀対策が進められたのが四十五年九月、実は十三年もこの間に時間の経過があるわけです。つまり汚染の蓄積があるわけであります。健康被害が重なつてきているわけであります。そういう点をどのように考えるかというところからこれから対策が、いわば責任の重さというものをどのように感じているかというところから対策が進むのではないだろかと私は思うのです。

ですから、その点はこれから一生懸命でやりますから御勤弁いただきますということだけでは済まないのでないか。率直に言つて、私はこのことで時間をとるつもりはないのです。ただ、前長官の石原君などのやりとりを聞いてみても、ここどころをきちんととしておかないと、また同じベースで環境行政があるということを想像せざるを得ない。これは大変残念であります。特定の人間のことを言うつもりはございませんが、そういう点で、入り口の議論でございますけれども、きちんと政治的な責任、対応のおくれに対する責任、患者やすでに亡くなつてしまつた人々に対するいわば行政上の反省というものがやはり必要ではないだろうか、こう思つて、くどいようですが、患者やすでに亡くなつてしまつた人々に対するいわば行政上の反省といつてもせいいせい努力はしないけれども、技術的に困難である、不可能であるということを口実として、せつからく決めたタイミングテーブルが崩されるということは、大変遺憾なことです。これは自動車排ガスの際もそうですが、推進会議の議長役である環境庁長官は、この責任、この経過についてどのようにお感じになつていらっしゃるか、伺つておきたいと思います。

○信澤政府委員 ちょっと大臣の御答弁の前に経過だけ申し上げさせていただきたいと思いますが、いま御指摘のような事情で転換がおくれる、こういうお話が昨年の五月の推進会議で、あつたわけでござります。その内容は先生御承知でございますから、あえてくどくと申しません。

その際の推進会議としての考え方とは、事が水銀に関する問題であるの非常に遺憾である、しかし通産省のおっしゃる言い分と申しますか、御主張にもそれなりの意味があるので、なおしづらく転換を急いでいただこう、こういうことで一応散会をしたといいますか、会議を閉じた、こういう経緯でございます。

ました。苛性ソーダ水銀電解法の全面的な転換を進めることになつたわけです。御理解のとおりに、隔膜法への転換を五十年九月までに三分の一、五十二年度末、つまり二月の三月三十一日までに全面転換をするというものであります。

昨年の五十二年三月現在で製造能力の六一・三%が水銀法から転換を終つたという指摘がござりますが、しかし昨年の五月二十五日の推進会議で、五十三年三月三十一日までに完了できないと

○山田國務大臣　いま御指摘のイオン交換膜法技術がまだ工業的に実用が可能になっていないということ、またアスベスト隔膜法製品ではわが国での需要をまだ十分に満たし得ないというような事情によりまして、昨年の五月の第四回の水銀等汚染対策推進会議で、全面転換の遅延ということもいままの実情ではどうもやむを得ないという結論に至つておることは、御承知のとおりでござります。もちろん、技術の見直しがつき次第、できるだけ

報告の結論の部分でございます。
イオン交換膜によりますプラントにつきましては、現在国内においても数社あるいは海外においても一、三の社がこの技術開発を手がけているところでございます。我が国におきましては、この技術につきましてはかねてできるだけ最大限に急いで開発を進めるようについてことで、いろいろ指導をいたしております。この技術評価の結果がまとまりました段階では、すでに一部の企業がコマーシャルプランと言えます規模で運転を継続いたしております。

○岩垂委員 推進会議の報告を拝見いたしますと、要点を言いますと、イオン交換膜法技術の工業化可能と言うために、イオン交換膜をはじめとして電解槽その他各種構成材料の耐久性及びプラントの運転性能について十分実証されていることが是非とも必要である。しかしながら、現在のところ、我が国においてはこれらについて十分な実証データが得られていないため、コマーシャル化プランクトの運転開始後、少なくとも二年間程度の実証データが得られるまでの間はさらに観察を継続していくことが必要である。」という文章になっています。

これでは、率直なところ、事実上無期延期と同じやないか、という見方も成り立つわけでござります。一体、このコマーシャルプラントというものはいつごろ運転できるのか、運転してきたのか、そうしてこの見通しというのは一体いつごろ、この答申に盛られているように、実用化と言いましょうか、実現ができるのか、そのいわばめどをこの機会ですから明らかにしていただきたいと思います。これは通産ですか。

○児玉説明員　ただいま先生がお読み上げになりましたのは、昨年の十月にイオン交換法の技術につきまして、専門家の手によつて行われました。

○岩垂委員 専門委員会が現地調査をなさった記録もございます。ただ率直に言うと、これは業界としていまいようか、そこを歩いてどうだろかと見てきたわけですから、業界任せにならぬようひとつそれを促進させるための努力を、通産としてもしていただきたいし、しなければならぬだろう、こんなふうに思いますので、その点は付言をしておきたいと思います。

○児玉説明員　わが国のソーダ産業というのは非常に歴史の古い産業でございますけれども、戦前は隔膜法の電解というものが主力でございます。戦後になりましてから、水銀法の電解というものが次第に普及をしてきたわけでございますけれども、これは水銀法によります製造技術というものが、公害の問題は別といたしますと、そのでき上がりましてまいります苛性ソーダにしても、あるいは塩素にいたしましても、非常に品質が優秀である。かつ、製造コストが隔膜法等に比べて割り安であるようにお考えになつていらっしゃいますか。

これは先生も御承知のとおりでございますけれども、隔膜法では使えない品質の重要な分野があることによりまして、この部分に何とか対応したいということで現在努力をしているものでございまして。したがつて、隔膜法にすでに転換した人たちをこの機会にまた改めてイオン交換膜法に転換させようという指導をする、そういうような気持ちでやっているわけではございませんので、御了承いただきたいと思います。

○岩垂委員 まあ、時間がございませんから、次に移りますが、水銀法と隔膜法のコストの差といふのは、二万円とか二万五千円とかいろいろ言われておりますけれども、どのくらいの差になつて

統いて、通産省の指導によつてアスベスト隔膜法に転換した企業、これはさつき申し上げたようですが、それがその製品が品質が悪くてコストの面で大きな差がある。使用、販売が困難だということを伺つております。一方で、実は転換をおくらせるということになりますと、これ実はサボつてきたという言い方はちょっとといふ言葉遣いではないかもしませんが、対応をおくらせてきたところが現在なお水銀法で製造して、いわばその利益を上げているという現象があるわけでござります。この上さらにその延期を認めていくといふことになると、まあ言葉をかえて言えば不公平が拡大をやしないだろうかという点がござはあるわけでございますので、その点で具体的に一、三質問をしてみたいと思うのですが、最初に通産省は隔膜法を指導したかどうかは別として、その問題をリードして途中で実は水銀法に行政指導をして、そして事態が第三水俣病などを含めて問題が明らかになつてあわててアスベスト隔膜法に転換をして、どうもこれも調子が悪いからやはりインオン交換膜の方向へ転換をしなければならぬと、正直なところ昭和三十年ごろから水銀電解法に行政指導を転換したというふうに私ども承知をいたしておりますけれども、何としてもこれによつと朝令暮改ではないだろうか、行政指導の

るというようなことから普及したものでございま
す。ただいま水銀法を採用することについて、通産
省が行政指導をした、ここでまた改めて隔膜法に
戻したというふうなお話がございましたのです
が、これは考え方の問題ではないかと思うわけで
ござります。私ども通産省が戦後二十年なり三十
年代の時期に、わが国産業の国際競争力を高める
ためにいろいろ指導してきたことはそのとおりで
ございまして、そういう一般的な指導の一環の中
で、あるいは水銀法というものを通産省が指導し
ているというふうにお考えになれば、またそれは
そうかもしれないと思うわけでございますが、た
とえば隔膜法への転換というふうなもの指導と
は、実はこれまるきり性格の違うものでございま
して、やはりそのときのいろんな経済性とか国際
競争力とか、そういうふうなもののから水銀法に
移つていつたというふうに考えるわけでございま
す。その後、大変重大な問題が発生をいたしまし
て、隔膜法への転換というものを進めてきたわけ
でございます。朝令暮改というおしゃりをこう
むつっているわけでござりますけれども、ただいま
のようないきさつで始まったことでございます。
それから、じや隔膜法をやめてまたイオン交換
膜法に全部かえるというのかということでござ
ますけれども、イオン交換膜法につきましては、

るというようなことから普及したものでございま
す。ただいま水銀法を採用することについて、通産
省が行政指導をした、ここでまた改めて隔膜法に
戻したというふうなお話がございましたのです
が、これは考え方の問題ではないかと思うわけで
ござります。私ども通産省が戦後二十年なり三十
年代の時期に、わが国産業の国際競争力を高める
ためにいろいろ指導してきたことはそのとおりで
ございまして、そういう一般的な指導の一環の中
で、あるいは水銀法というものを通産省が指導し
ているというふうにお考えになれば、またそれは
そうかもしれないと思うわけでございますが、た
とえば隔膜法への転換というふうなものの指導と
は、実はこれまるきり性格の違うものでございま
して、やはりそのときのいろんな経済性とか国際
競争力とか、そういうふうなものから水銀法に
移つていつたというふうに考えるわけでございま
す。その後、大変重大な問題が発生をいたしまし
て、隔膜法への転換というものを進めてきたわけ
でござります。朝令暮改というおしゃりをこう
むつているわけでございますけれども、ただいま
のようないきさつで始まつたことでござります。
それから、じや隔膜法をやめてまたイオン交換
膜法に全部かえるというのかということでござい
ますけれども、イオン交換膜法につきましては、
これは先生も御承知のとおりでございますけれど
も、隔膜法では使えない品質の重要な分野がある
ことによりまして、この部分に何とか対応したい
ということで現在努力をしているものでございま
す。したがつて、隔膜法にすでに転換した人たち
をこの機会にまた改めてイオン交換膜法に転換さ
せようという指導をする、そういうような気持ち
でやつていいわけではございませんので、御了承
いただきたいと思います。

○岩垂委員 まあ、時間がございませんから、次
に移りますが、水銀法と隔膜法のコストの差とい
うのは、二万円とか二万五千円とかいろいろ言わ
れておりますけれども、どのくらいの差になつて
いただきたいと思います。

いるのか、ということは、それから未転換組が転換組に対しても、トン当たり五千円程度の差額を支払うというようなことになつて、いるのですが、これで問題は解決しているのですか、どうですか。その点伺つておきたいと思うのです。

○児玉説明員 先ほどもちょっと触れましたように、隔膜法によってできます苛性ソーダと在來の水銀法によります製品につきましては、確かにコストの差が存在いたすわけございます。ただ、隔膜法と水銀法とでこれを一括いたしまして、幾らというふうに申し上げるのは、これは非常にむずかしいわけでございまして、御承知のように、そのそれぞれの企業の生産技術、工程管理の上手下手、その他原単位の引き下げ、いろいろな形の企業努力によりまして、水銀法といいましてもコストがいろいろございます。あるいは隔膜法と申してもいろいろコストがございます。ですから、具体的に幾らというふうに申し上げるのは非常にむずかしいのでございまして、一般的に言いまして隔膜法の方が高くなつておる、ということは事実でございまして、そういうことがございましたものですから、近年隔膜法製品と水銀法製品の融通制度というものを実施して、できるだけ不公平を是正するとともに、その融通制度の運用に際しまして、負担の調整を図るために、いわゆるコスト差決済と言われるものを実施いたしております。トン当たり五千円というのは先生おつしやつたところをあります。隔膜法に転換している人たちから見ると、これは実は昨年の秋に五千五百円に引き上げにはなつておりますが、これで実は十分かどうかということになりますと非常に議論がございます。隔膜法に転換している人たちから見ますと、もうこれで十分ではないかというふうな議論でございます。

そういうことでござりますので、私どもいたしましたとしても、現在いろいろな実態調査などもいたしております。できるだけそういう調査を通じまして、適正妥当なところでこの制度を使ってまい

りたい、こういうふうに思つております。

○岩垂委員 平均してトン当たり二万五千円ぐら

いというふうに開きを見ていいかどうかということを後でお答えいただきたいと思います。

それから未転換の企業名が実は昭和五十年の十

二月十日、環境庁から公表になっております。未

達成なお二十一工場、会社で十七社、これが今日

もそのとおりだというふうに考えてよろございま

すが、これは実は新聞の切り抜きでございますが、

○児玉説明員 未転換という意味は、一部は転換しておりますけれどもまだ残つておるものがある

というのと、全く転換してないのと両方あるわけ

でございますが、私ども現在時点で把握しておりますところでは、この両方含めまして二十一社、二十九工場でございます。

○岩垂委員 企業名は公表できますか。

○児玉説明員 もちろん公表可能でございます。

○岩垂委員 後ほど私に下さい。

水銀法による苛性ソーダが台湾、韓国などから、特に台湾から輸入されているという実態があるわ

けです。実は、国内で転換を迫られた企業が台湾などに水銀法のプラントを輸出しているという話

も聞いたわけですが、これはそういう実態がある

のかないのか。そして率直に言うと、日本のプラ

ントが台湾に輸出されて、そこでつくられた苛性

ソーダが逆に日本に輸入されているという実態が

あるとすれば、これはゆゆしい問題でございます。

その意味は、われわれ日本人の経験から見て、

国民の大変痛ましいと言いましょうか、この提

理由の説明の中にあるように「水俣病は公害の

原点」というとらえ方を含めて大きな反省を迫ら

れているわけであります、もし外国へそのプラ

ントを輸出して、その苛性ソーダを日本へ輸入し

て、ということをやつていると、水俣病を外国へ

輸出するという結果を招くおそれが実はあると思

うのです。この点について実態がどうなつて、いるのか、この際明らかにしておいていただきたい。

イランなどの問題も含めて問題になつたこともござりますが、それらの点についても触れていただ

きたいと思います。

○児玉説明員 水銀法電解ソーダ設備の輸出の問

題につきましては、四十八年十一月の決定以後、国会におきましてもいろいろ議論がございました。私どもの方は、昭和四十九年の六月でござい

ますけれども、基礎産業局から通達を出しまして、自今、水銀法電解ソーダの設備の輸出につきまし

ては原則としてこれを認めないという方針をとつております。かつ、今後もし水銀法の電解ソーダ

設備の輸入を希望する国があつた場合にも、わが

国における状況を説明いたしまして、相手国政府の慎重な検討を要請する、こういうことになつて

おります。

それでは実績はどうかということでございます

が、この通達が出て以後問題になりましたのは、先ほど先生おつしやいましたiranに対する案件

が一件でございまして、実はこれはこの通達が出

る前からiranと日本との間で話が進んでいたも

のでござります。進んでいましても、実はこうい

うことになつたから、ということと、相当相手国ともいろいろやつたわけでござりますけれども、どう

しても欲しいということで、経過措置として一件だけ出たわけでございまして、その後は水銀法の電解ソーダ設備の輸出というものは一切行われていません。

ただ、設備はともかくとして技術はどうかとい

うこともござりますと思いますが、技術につきま

しては、これも同様でござりますので、これまで

に水銀法電解ソーダに関する技術輸出がもし

あつたとしたとき、それはこの水銀の公書を

防止するためのいわゆるクローズドシステム、こ

れを指導するための技術だけというふうに承知い

たしております。

○岩垂委員 その辺は、一体本当にクローズドシ

ステムなのかどうなのか、まだ私自身もあいまいな点を持っておりますから、これからただしたい

と思いますが、諸外国からだとえば水銀電解法のプラントの引き合いみたいなものは日本に対してあるのですか。

スレーブながらどのよう形で対応していくのかと

いうことについての対応を、これは環境庁だらう

と思ひます、お聞かせ願いたいと思います。

○岩垂委員 水銀電解法に関連をして、水銀

は蒸発性が非常に強い、大気汚染の心配もある、

これらもう一つは土壤汚染の問題、さらにはこ

れから問題になつていくであろうスクラップの処

設備の輸入を希望する国があつた場合にも、わが

国における状況を説明いたしまして、相手国政府の慎重な検討を要請する、こういうことになつて

おります。

それでは実績はどうかということでございます

が、この通達が出て以後問題になりましたのは、

先ほど先生おつしやいましたiranに対する案件

が一件でございまして、実はこれはこの通達が出

る前からiranと日本との間で話が進んでいたも

のでござります。進んでいましても、実はこうい

うことになつたから、ということと、相当相手国とも

いろいろやつたわけでござりますけれども、どう

しても欲しいということで、経過措置として一件

だけ出たわけでございまして、その後は水銀法の

電解ソーダ設備の輸出というものは一切行われていません。

ただ、設備はともかくとして技術はどうかとい

うこともござりますと思いますが、技術につきま

しては、これも同様でござりますので、これまで

に水銀法電解ソーダに関する技術輸出がもし

あつたとしたとき、それはこの水銀の公書を

防止するためのいわゆるクローズドシステム、こ

れを指導するための技術だけというふうに承知い

たしております。

○岩垂委員 その辺は、一体本当にクローズドシ

その工場の排出水、それからその工場の周りの公共用水、これの水質、この両方について調べたわざでございますけれども、それぞれ排水基準、環境基準というものを下回つておるということになつております。

そういうことでござりますので、ただいま土壤の方のお話がありましたけれども、結局土壤の方から雨水その他によりまして水銀も流れ出るといふことがあるわけでございますが、その流れ出ている工場周辺の水域の調査では環境基準は下回つておるということござりますので、その土壤の汚染に起因する周辺への環境汚染といふものは特に問題がないというふうに見られるわけでござります。

以上、水質と土壤の関係をお答えいたしました。

○岩垂委員 クローズドシステムになつたから安心だ、こういう見解があるわけですね。ところが、いま私が指摘したような水銀の持つている性格などを含めて見るとやはり心配があるわけであります。いま保全局長がおつしやつたように、全国の公共水域で測定をしたわけですが、私もそれを拝見してみると、アルキル水銀というのは環境基準はゼロですからゼロだったとか、総水銀は環境基準を超えた検体はなかつたとか、したがつて安心なんだ、こう言つていますけれども、その測定データというのは、各調査地点のデータは公表でありますか。

○二瓶政府委員 苛性ソーダ工場の排水水質についての水銀濃度、この面の調査結果の資料は、公表といいますか提出いたします。

○岩垂委員 さつき私が申し上げた報告書を拝見すると、クローズドシステム調査専門委員会の調査結果に関連をいたしまして、「本調査結果を十分勘案のうえ、なお一層クローズド・システムの維持、徹底を図るよう指示する所存である。」とか、未転換の工場の「クローズド・システムの管理体制について報告させるとともに、各種管理項目についての測定結果を定期的に報告させることとする所存である。」とか述べてあるわけです。こ

れは法律事項でもないわけですね。結果的に企業任せという感じを否めないと私は思うのです。これまで実効が期待できるかどうか。また監視体制といふものを持つのないように保障していくのかという点についての見解をお述べいただきたいと思うのです。これは通産ですね。これは通産です。

○児玉説明員 ただいまの先生の仰せになりまして、この受けまして、昭和五十年十月三十一日に通産省から苛性ソーダの水銀電解法を持つております各企業に対しまして細かく指示をいたしております。その中で、クローズドシステムの管理体制、これは管理組織はどういうようになりますとか、責任者はどう、具体的な管理方法はどう、あるいは管理項目とか測定項目につきまして細かく指示をいたしております。これによりまして、クローズドシステムの維持、運営に遺憾なきようになつたいたいというふうに考えております。そこで細かく指示をいたしておるわけであります。

工場の外に出ます点につきましては、先ほど環境庁から御説明がございましたように、法律によります強制いろいろな措置が講じてあるわけでございますが、その措置を一段と完全なものにするためには、やはり企業の中におきましてもそれに伴う体制が十分にできていることが必要だと私ども考えておるわけでございます。その点につきましては行政指導をもつてやつてまいりたいといふふうに思ひまして、昨年の十月末に基礎産業局としての通達を各企業に出したわけでござります。二つのやり方がございます。

○岩垂委員 監視体制がそれで十分かどうかといふことはまとまつてゐるので、それともまたいろいろな点と、それから引き続いて伺いますが、未転換工場の水銀含有産業廃棄物の最終処分方法といふのはまとまつてゐるので、それともまたいろいろな方法が指摘をされているのですか。これも含めて、これは環境庁になるのかな。

○二瓶政府委員 水銀を含みます産業廃棄物、ございまして、この法律におきましてその最終の処分につきまして一定の基準に適合すればいいわけですが、適合しない汚泥につきましては、コンクリート固型化をいたしまして遮断埋め立てをする

たコメントは、イオン交換膜法技術評価と一緒に昨年の十月末にクローズドシステム調査専門委員会の報告に際しまして私どものいたしましたコメントでございまして、これを受けまして、昭和五十二年十月三十一日に通産省から苛性ソーダの水銀電解法を持つております各企業に對しまして通達を出しております。その中で、クローズドシステムの管理体制、これは管理組織はどういうようになりますとか、責任者はどう、具体的な管理方法はどう、あるいは管理項目とか測定項目につきまして細かく指示をいたしておるわけであります。

工場の外に出ます点につきましては、先ほど環境庁から御説明がございましたように、法律によります強制いろいろな措置が講じてあるわけでございますが、その措置を一段と完全なものにするためには、やはり企業の中におきましてもそれに伴う体制が十分にできていることが必要だと私ども考えておるわけでございます。その点につきましては行政指導をもつてやつてまいりたいといふふうに思ひまして、昨年の十月末に基礎産業局としての通達を各企業に出したわけでござります。二つのやり方がございます。

そこでまず埋め立て処分の方でござりますが、これは判定基準といふものがございまして、この判定基準は溶出試験値によりまして〇・〇〇五 ppmでございます。それ以下といふのが判定基準の物差しのラインでございまして、その判定基準以下に適合するものは、これは一般的埋め立て処埋め立てをやる、こういう形になるわけでござります。ところが、先ほど申し上げましたように、この〇・〇〇五ミリグラム・パー・リットル、p

p.m.と見てもらつていいのですが、これに適合しないものにつきましては、さらにこれを適合するように処理をしていただいて、その上でただいま申し上げましたような一般埋め立て処分基準に従つて埋め立て処分をやつていただく。ところがこれがなかなか適合するよう処理できない、そ

ういうものはコンクリートで固型化をして今度は埋め立て処分をやつていただく。ところがこれがなかなか適合するよう処理できませんが、適合しない汚泥につきましては、コンクリートで固型化した上で遮断埋め立てといふことで、雨が降つて水が入りまして外部に出ないようなかつこうの遮断埋め立てをやるということにしておるわけでございまして、これはB海域というやうな海域でござります。そういうB海域というのが太平洋その他に特定してござりますけれども、ここに捨てる場合と二色処分方法としては規定をいたしております。一つは埋め立て処分をする場合と、もう一つは海洋投入処分をする場合と二色処分方法としては規定をいたしております。二つのやり方がございます。

そこでは行政指導をもつてやつてまいりたいといふふうに思ひまして、昨年の十月末に基礎産業局としての通達を各企業に出したわけでござります。二つのやり方がございます。

そこでまず埋め立て処分の方でござりますが、これは判定基準といふものがございまして、この判定基準は溶出試験値によりまして〇・〇〇五 ppmでございます。それ以下といふのが判定基準の物差しのラインでございまして、その判定基準以下に適合するものは、これは一般的埋め立て処埋め立てをやる、こういう形になるわけでござります。ところが、先ほど申し上げましたように、この〇・〇〇五ミリグラム・パー・リットル、p

も実態を聞いてみると、深海で強度がもたない、コンクリートがばらばらになる可能性というものもあるという懸念さえ指摘されている。つまり強度基準というものが果たしてまともであるかどうか。あるいはこれもちよつと変な話ですけれども、四十六年にA海域を決めておいて、その次の年の四十七年の二月には環境庁告示で指定水域を定め、実は主なところを外してしまっているわけですね。この辺にもちよつと不明朗な感じがする。

さらにそれに加えて、今度はその次の年ですか、総理府告示で有害物のいわば判定基準をつくつて、事実上二重の手抜きをやっているのじやないだろうか、業界はそういう対応をしているのですよ。たとえば四十六年に海洋汚染防止法ができる大変だなというような議論をしていたら、いや来年は指定水域ができるのだというような話がわかっている。こういう話を私は細かくやっている時間がないけれども、とにかくちょっとやり方が特定の企業におもねるというか、癒着というか、そういう行政の感じもなきにしもあらずと感じたわけです。こういう点はもう一遍そういう経過について明らかにしていただく機会を得るつもりですが、私もそういう感じを持つていてるわけでございますので、これは私の発言にとどめておきますが、そのことに関連して、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染防止に関する条約が現に発効している。日本はいつ批准なさるおつもりかどります。日本はいつ批准なさるおつもりかどります。日本はいつ批准なさるおつもりかどります。日本はいつ批准なさるおつもりかどります。

○二瓶政府委員 ちょっと大臣の答弁の前に、私からやや事務的に申し上げます。

先生のおっしゃっておりますのは、例の俗称ダーピング条約と言われている条約かと思います。すでにこの海洋投棄規制の条約、これは発効されています。わが国はこれはまだ、署名はしましたが批准をいたしておらない、こういう段階に現在ございます。そこで、現在運輸省が中心に、もちろんこれは条約でござりますから、外務省が大

きな関係を持つわけでございますが、一応今国会に、できたらその条約を批准案件として出したいたいと思います。

ただ問題は、これを出す際には条約の批准に伴います。国内法の整備とすることが伴うわけでござります。したがいまして、同時に海洋汚染防止法等の一部改正、これも出そうかということで、現在から科学技術庁等々がいろいろその法案につきまして協議中、こういう段階でございます。

○岩垂委員 この条約というのは、水銀あるいは水銀化合物あるいは有機ハロゲン化合物あるいは一定条件のついた高レベルの放射性廃棄物のすべての海洋水域での投棄を無条件、全面的に禁止する、こういう条約でございます。残念なことに五年前、ロンドンでの海洋法会議で、日本はこの全面禁止に大変どうも抵抗なさっている。そして例外を設けてくれ、暫定的にしてくれというようなことを發言しているのです。カドミウムや水銀の日本における深刻な事態といふものを政府当局、これは外務省かもしれないけれども、知らないはずはないわけでありまして、そういう例外規定と

○山田国務大臣 この水質の総量規制につきましては、五十二年十二月九日の中公審の「水質の総量規制制度のあり方について」の御答申は御承知のとおりでございまして、現在は水質の総量規制制度のこの法案というものについてなるべく早く成案を得てということです。今国会に提出を目途にして目下努力中でございます。

○岩垂委員 アセスマントと同じように、目途は何回か發言をなさつぱり出てこないというようなことでは困りますので、この点はしかしもう一遍確かめておきたいのです。やや技術的な問題がございますが、大体中公審の答申の筋で出すおつもりになつていらっしゃるのかどうか。環境庁として大体まとまっている段階を調整中だといふことに聞きますけれども、大綱をこの機会に明らかにしていただけますか。非常に大ざっぱで結構です。

○二瓶政府委員 ただいま長官からもお答え申し上げましたように、昨年の十二月九日に中央公審対策審議会から答申をちょうだいをいたしております。答申は当然尊重すべきものであるということがござりますので、現在これを基礎にいたしまして、これに基づきまして法制化の作業を進めておるということでございます。したがいまして、細部は別といたしまして大筋のやり方は、この答申にあります物の考え方、骨子、こういうものに

が今度はひとつそういうことでいきたいということを考えているところで、どうか御了承いただきたいと思います。

○岩垂委員 それじゃ水銀の問題はこのくらいにしています。したがいまして、同時に海洋汚染防止法の一部改正について伺つておきましたが、今国会で必ず御成立なさるのかどうかといふことは今国会で必ず御成立なさるのかどうかといふことだと思います。

特に三月十四日という期限が目前に来てます。が、今国会に提出をなさるおつもりかどうかといふ決意のほどを、そして準備はできているかどうかということを承つておきたいと思います。これは環境庁長官。

○山田国務大臣 この水質の総量規制につきましては、五十二年十二月九日の中公審の「水質の総量規制制度のあり方について」の御答申は御承知のとおりでございまして、現在は水質の総量規制制度のこの法案というものについてなるべく早く成案を得てということです。今国会に提出を目途にして目下努力中でございます。

○岩垂委員 アセスマントと同じように、目途は何回か發言をなさつぱり出てこないというようなことでは困りますので、この点はしかしもう一遍確かめておきたいのです。やや技術的な問題がございますが、大体中公審の答申の筋で出すおつもりになつていらっしゃるのかどうか。環境

庁として大体まとまっている段階を調整中だといふことに聞きますけれども、大綱をこの機会に明らかにしていただけますか。非常に大ざっぱで結構です。

○二瓶政府委員 ただいま長官からもお答え申し上げましたように、昨年の十二月九日に中央公審対策審議会から答申をちょうだいをいたしております。答申は当然尊重すべきものであるということがござりますので、現在これを基礎にいたしまして、これに基づきまして法制化の作業を進めておるということでございます。したがいまして、細部は別といたしまして大筋のやり方は、この答申にあります物の考え方、骨子、こういうものに

立脚して法案作業に取り組んでおる、こういうことでござります。

○岩垂委員 これは当然生活排水の削減を含む総量規制ですね。答申に書いてあります。もし生活排水を取り込むということになれば、下水道整備計画を含めた法律にしないと意味がないと思うのですが、つまり水質汚濁防止法第一条の問題との兼ね合いというのはどんな調整の過程にあるのか、この際承つておきたいと思います。

○二瓶政府委員 総量規制の物の考え方としては、答申にもござりますように特定の閉鎖性水域、排水を対象にして、トータルシステムとして削減をやつていこう、一定量以下に抑えていくこう、こういう物の考え方でございます。したがいまして、ただいま先生からお話をございましたように、単に工場排水のみならず生活系の排水というものは、答申にもござりますように、単に工場排水のみならず生活系の排水というものは、当然対象にしていくということでございます。そ

の際に、いまお尋ねの生活排水の対策といふことになりますと、これは下水道の整備とかあるいは屎尿処理施設の整備とか、こういうものが関連を持つてくることはそのとおりでございます。

ただ問題は、その総量規制といいますか、これで考えます際には、たとえば東京湾であれば一日当たりCODの流入負荷量が四百トンなら四百トンというか、こうのもので考えるわけでございません。したがいまして、その下水道の整備という形の計画というのは、当然これは建設省の方で所要予算もとりまして、下水道の整備をやっておられるわけでございます。したがいまして、そういう下水道の整備によつて生活系排水のCOD、これが流入する面がどの程度減るかというCODをこちらでもつとらえていく、こういう委でござります。したがいまして、下水道整備計画そのもののが、総量削減の計画だとかいうものの中に入ります。したがいまして、その下水道の整備という形の計画というのは、当然これは建設省の方で所要予算もとりまして、下水道の整備をやっておられるわけでございます。

それでござります。

それからまた、いやそれはそうだが、それに関

連して、CODがこう減るのであれば、それは下水道がどのくらい伸びるからそななるのかね、という問題も出てくるのですが、それは建設省の方でいろいろ現在も第四次下水道整備計画なりといふことで下水道整備を進めておりますので、その辺のデータ等もちょうだいをして、それではめ込んでいくということではなかろうかということでございます。したがいまして、そういう下水道の整備という、物の整備計画は別にございますが、それとともに総量規制の場合には、ある目標年度までにCODが東京湾に流入するのをどの辺ぐらに着目したか、こうでの削減のめどというものを立てていきたいということでございます。

それから、ただいま水濁法の第一条の「目的」、この辺の段階でどうなるのかというお尋ねでござりますが、あの「目的」の面では、工場、事業場のほかに「等」という言葉も入っております。し

たがいまして、現段階において、まだ検討過程でござりますけれども、第一条の「目的」そのものも直すというところまでやる必要はないではないですか。目下まだ作業中でございますから、直にまともに、いまの水濁法の「目的」以下を全面的に直す必要はないのではないかという感触で現在作業中といふことでございます。

○岩垂委員 また後でそれは伺いますが、水域あるいは上流県という問題、当然瀬戸内海の経験から見てもあるわけですけれども、東京湾について

言えば上流県の埼玉を含めるのか含めないのか、瀬戸内海について言えば京都や奈良を含めるのか含めないのか、伊勢湾について言えば岐阜県を含めるのか含めないのか、そういう問題も含めて地方自治体と調整が進んでいるかどうか、これが一

点。それから、琵琶湖や諏訪湖という問題がありま

すが、これらの問題はどのようにお考えになつていらつしやるのか。

それからついでと言つては恐縮ですが、東京湾の場合は、公害防止計画にある、あれはたしか館

山市洲崎ですか、それから三浦市の剣崎までを引いた線及び陸岸に囲まれた海域、プラス埼玉という

ことになるのですか。そういう水域及び上流県との理解してよろしいかどうか、承っておきたいと

思います。

○二瓶政府委員 東京湾なら東京湾へ流入するCODの汚濁負荷量を、ある目標年度に一定量以下にしたいということですが、その際に、臨海から

ではなしに河川を通じて流入するもののがあるわけ

でございます。そこで、どうしても東京湾なら東京湾の水質をよくするために、上流県等内陸部から河川を通じて流入しますもの、これも対象にいたしませんと総量規制という仕組みが成り立たないのではないか、こういう物の考え方でござい

ます。その際に、東京湾であれば埼玉県、伊勢湾であれば岐阜県、それから瀬戸内海であれば京都、奈良というのが一応上流県として考えられるわけ

でございます。

問題は、現時点においてそういう埼玉県なり岐阜県なりとその辺の話はついておるのかというお尋ねでございますが、まだつけてございません。

むしろそういう制度というものを仕組みたいといふことでございまして、その辺も固めた上で、総量規制の網をかぶせるべき地域、こうなつて

具体的に入るか入らぬか、うちの方としては、総量規制の物の考え方からすれば、極力これは入れ

ていきたと思つておりますが、いろいろ県民感

情、県の物の考え方もございましょうし、そこは

一方的に対象地域としてここだというわけには簡単にはいかぬと思います。そこはやはりそういう

協力を願うということと具体的に話を詰めていく

ことになるのではないか、こう思つております。

○岩垂委員 埼玉を入れるときには法律を変える

ければいけませんね。関係ございませんか。

○二瓶政府委員 法律を変えるといいますか、要

するに、水質汚濁防止法の改正は当然にやろうか

と思つておるのであります。それは、総量規制と

いうのがいまの濃度規制と全く変わったものでござりますから、その際にそういう仕組み方も全部

織り込むという方向で現在検討中でございます。

それから第一点は、琵琶湖とか諏訪湖とかはどうな

るかという問題が当然あるわけでございます。

その後、五十九年。ことし法律が通った場合の想定で

れにつきましては、今後一体そういう湖沼関係を閉鎖性水域ということでとらえていくのかどうか、これは削減計画その他についても国が相当強く関与する姿になります。したがいまして、この度関与して総量規制制度ということでやっていくべきものなのか、その辺の線の引き方といいますか、物の考え方との兼ね合いもございますので、共団体にだけお任せしていいものか、国がある程度関与して総量規制制度ということでやっていくべきものなのか、その辺の線の引き方といいますか、物の考え方との兼ね合いもございますので、さらに検討させていただきたい。当面考えているのは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海でございます。

それから第三点は、その公防計画との関連で、たとえば東京湾といった場合の水域は、館山の洲崎から等という範囲なのか、埼玉などを入れた線

かといふことになりますが、これは東京湾が指定

水域になります際に、東京湾というのはどこまでか

かというのは、いまの考えでは政令か何かで決めることになると思います。したがつて、そのとき

に東京湾はどの広がりになるかというのを決めますし、また、東京湾に汚濁を流し込むということ

で総量規制の網をかぶせるべき地域、こうなつてくると、埼玉県や何やらが問題になるわけであります。そういうものはどこからどこまでかといふことは、これまで政令か何かでやつてはどうか

と思っているわけですが、具体的にはその政令のとき決めめる、こういうことにならうかと思いま

す。そんな方向でいま検討中とということでござります。

○岩垂委員 埼玉を入れるときには法律を変える

ければいけませんね。関係ございませんか。

○二瓶政府委員 法律を変えるといいますか、要

するに、水質汚濁防止法の改正は当然にやろうか

と思つておるのであります。それは、総量規制と

いうのがいまの濃度規制と全く変わったものでござりますから、その際にそういう仕組み方も全部

織り込むという方向で現在検討中でございます。

それから第一点は、琵琶湖とか諏訪湖とかはどうな

るかという問題が当然あるわけでございます。

その後、五十九年。ことし法律が通った場合の想定で

すが、その目標は、中間目標総量というのを答申

の中で指摘をされているのですけれども、これは

ちょっと問題があるのじやないだろうか。なぜ環境基準達成を目指す総量という目標にしないのか

と。ということについて疑問を提起せざるを得ないのか

です。環境庁は環境基準というのは行政上の目標

であるという考え方あるいは立場を貫く御決意があるのかどうか、ここところはしっかりとつ

か、物の考え方との兼ね合いもございますので、

さくらに検討させていただきたい。当面考えている

のは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海でございます。

それから第三点は、その公防計画との関連で、

たとえば東京湾といった場合の水域は、館山の洲

崎から等という範囲なのか、埼玉などを入れた線

かといふことになりますが、これは東京湾が指定

水域になります際に、東京湾というのはどこまで

かというのは、いまの考えでは政令か何かで決め

ることになると思います。したがつて、そのとき

に東京湾はどの広がりになるかというのを決めますし、また、東京湾に汚濁を流し込むということ

で総量規制の網をかぶせるべき地域、こうなつてくると、埼玉県や何やらが問題になるわけであり

ます。そういうものはどこからどこまでかといふことは、これまで政令か何かでやつてはどうか

と思っているわけですが、具体的にはその政令のとき決めめる、こういうことにならうかと思いま

す。そんな方向でいま検討中とということでござります。

○岩垂委員 埼玉を入れるときには法律を変える

ければいけませんね。関係ございませんか。

○二瓶政府委員 環境基準は、公害対策基本法第

九条にも書いてございますように、これの達成維持というのが行政目標でございます。したがいま

して、環境庁といたしましては、水質の環境基準につきましては、これは達成維持すべきものとい

うことです。今後ともあらゆる努力、施策等を集めまして達成に努めていきたいという考え方でござ

ります。

その際に、従来環境基準の維持達成ということ

で一律の排出基準のほかに、条例によります上乗

せ基準をかけるとか、あるいは公防計画によりま

していろいろやるとか、いろいろなことをやって

まいつておるわけでございますが、閉鎖性水域な

どは環境基準の維持達成がなかなか右から左にま

いらぬ、そこで総量規制という新方式もさらに加

えていきたい、そして環境基準の維持達成とい

うことと、今後ともあらゆる努力、施策等を集中

していきたいという物の考え方でございます。した

がいまして、総量規制をやります際に、ただいま

お話をございましたように、審議会でもいろいろ

御検討いただいた際、五年後くらいに目標を考え

てみたらどうかとか、いきなり五年後と言われて

も無理だからその中間に中間目標を置いてたらどう

かというような話が当然ございます。

ただ問題は、いずれにいたしましても、環境基

準の達成維持というのが究極的な目標、これはあ

くまでもその考え方でございますので、それに向

かって当面の目標なり中間目標なりを置きながら

アプローチ、接近していく、こういう考え方でござ

○岩垂委員 今までの政府の対応というのは、環境基準というものは昭和五十六年に達成すると書いてござります。それに基づいて各県に対してもござります。

わば割り当てをしたり、その措置を公防計画という形の中で決めてきたわけです。また去年の五月十六日ですか、環境保全長期計画を読んでみましても、「水質汚濁対策」の中には「産業排水及び生活排水をあわせたCODの潜在発生量は増加していかが、五十五年においておおむね環境基準を達成し、更に」こう書いてある。環境基準の達成は昭和五十六年に確信を持って実現できるかどうか、環境庁の見解を承りたいと思います。

○二瓶政府委員 環境基準の達成維持、これが目標であるということございまして、これに対し上乗せ排出基準なりあるいは公防計画での措置なりをやってまいりておるわけですが、ただ、非常に広域的な閉鎖的な水域につきましては、確かに現実がなかなか厳しくございまして、いろいろ努力しておりますが、全面的な達成維持是非常に困難である。したがいまして、困難であるからといって手をこまねくわけにはまいりませんので、さらに新兵器といたしまして総量規制というものを新しい行政手法として戦列に加えたい、こういう物の考え方でございます。

したがいまして、五十六年に達成するかどうかという問題につきましては、非常に現実が厳しいということからすると、達成するに胸張るわけにはまいらぬと思います。したいとは思いますが、むずかしいという情勢でござります。したがいまして、総量規制という新兵器を投入いたしまして、極力そういう面でさらに維持達成に向かって邁進したいということでござります。

○岩垂委員 いまの総量規制という新兵器を導入してみても、この法律が目指している目標が五年後くらいという判断ですね、そうすると、環境基準の達成は、当初目指してまいりました五十六年というテンポでは事実上間に合わないということを指摘をせざるを得ない、そのように理解をしていいですか、気持ちは別として。

○二瓶政府委員 五十六年の達成維持ということは非常に困難でござります。

これは実は万能薬ではないにしても下水道計画といふものが整合してないですね。ここに一つの基本があるのです。たとえば、幾ら負荷量を数字で示して、それを自治体に押しつけてみたところで、本があるのです。たとえば、幾ら負荷量を数字で示すのが現実ではないだろうかという感じがするわけです。だから、下水道計画あるいは下水道の整備についてもつと環境庁は強くならなければいけぬ、こういうことを私どもは感ずるわけでございますけれども、現実はそうではない。と

いきますけれども、現実はそうではない。と下水道整備なりあるいは工場排水の規制なりあるいは今回総量規制なり公防計画なり、総合的にいろいろな施策をやつしていく、こういう姿でござります。

○岩垂委員 建設省にこれだけ聞くのはあれです

が、御出席を煩わしておりますから……。

いまの答弁に関連をいたしまして中公審の答申を見ると、総量規制を導入するに際して留意すべき条件ということで、「総量規制の及ぶ地域については、下水道の緊急かつ重点的な整備を促進する必要がある。」このように書いてござります。

○二瓶政府委員 下水道整備につきましては、これは建設省の方で所管をしてやつておられるわけ

でござりますが、この下水道というものが生活排

水対策の根幹的な事業でござります。したがいまして、水質の改善という面での効果が非常に大き

いわけでござります。それで流總計画等につきま

します。

○二瓶政府委員 下水道整備につきましては、こ

れは建設省の方で所管をしてやつておられるわけ

でござりますが、この下水道というものが生活排

水対策の根幹的な事業でござります。したがいまして、水質の改善という面での効果が非常に大き

いわけでござります。それで流總計画等につきま

します。

ております。したがいまして、下水道整備計画とあります。されど、そういう環境基準の維持達成の一つの、方から公式にお話があろうかとも思いますが、

それでも、そういう環境基準の維持達成の一つの、特に生活系排水面での有力な手だてとして推進をされおる。全体的には、いま言いましたように、

下水道整備なりあるいは工場排水の規制なりある

いは今回総量規制なり公防計画なり、総合的にい

るいろいろな施策をやつしていく、こういう姿でござ

ります。

○岩垂委員 建設省にこれだけ聞くのはあれですが、御出席を煩わしておりますから……。

いまの答弁に関連をいたしまして中公審の答申を見ると、総量規制を導入するに際して留意すべ

き条件ということで、「総量規制の及ぶ地域につ

いては、下水道の緊急かつ重点的な整備を促進す

る必要がある。」このように書いてござります。

それに関連をして、もうすでに第四次下水道計画の後の問題についても議論が深まっていると思

いますが、その点についての討論の経過なり、方

向なりというものをお示し願えれば、示して

いただきたいと思います。

○玉木説明員 ただいま下水道整備は第四次五カ年計画によつて進められておるわけでござります。

が、先生御指摘のように、この五カ年計画では水質環境基準が目標どおり達成できない水域もある

わけでござります。今後、下水道水質環境基準を

達成するためには、次の計画におきましては、こういった水質環境基準の達成等を配慮いたしま

で、事業費の拡大に努めてまいりたいと考えてお

ります。

○岩垂委員 もう時間がかなりたつて、あと十二分ぐらいですから、できるだけしばります。

総量規制の導入に関連して、関連してというこ

とよりも前提だと私は思うのですが、水質汚濁について、排水というか出てくる水と、いわゆる環境といいましょうか、それとの因果関係、

これはたとえば拡散とか希釈とか自浄作用その他いろいろあるわけですが、そういう因果関係を明

らかにして水質保全のメカニズムといふもの解明しないと、汚染と環境といふものがどうもつながりかみ合つてこない、こんな感じがしてなりません

せん。

そこで、結局、昭和三十年ころに戻せばいいの

だ、こういうような議論になつてしまつ。必ずしも科学的でない。そういう意味では水質汚濁と、自然といいまして、これが環境といいましょうか、それとの因果関係といふもの

との因縁關係といふものももう少しだしてい

くために、中公審などでそれこそ予算をかけて専門家を結集してやつていかないと前提条件が完備されないのでないか、こんな感じを持ちます。

これについてどのように思つてか、

まとめて質問をしてしまいますが、今度の場合

はCODでそれども、BODで規制をしている
枠もあるわけです。それから問題になつてゐるT
ODとかTOCというような問題についても、一
体どのようにとらえられているのか。これらの問
題についても、今までの研究の過程について少
し聞いておきたいと思うのです。
それから、CODとかSSとか、そういうとら
え方はあるのですが、たとえば言葉として生物指
標とでも言いましょうかね、これは同志社の小林
先生などが言つているのですけれども、水質汚濁
によつて影響を受ける動物、何かウニの卵らしい
のですが、それを決めて全体としての汚染とい
う問題をとらえていく、そういうとらえ方をしなけ
ればならないときが来ているのじやないか。たと
えば昨年瀬戸内海で、石原環境庁長官が船の上で、
目標のとおりにCODが半分になつたと言つて演
説しているその直後に赤潮が発生して、どうなつ
ているのだというような議論になつた経過がある
わけですから、そういう問題点を含めて、この
際、その対応を環境庁はどうのようにお考えに
なつていらっしゃるか。

それから、総量規制に関連をして、燃や窒素の

問題について、一体その枠組みをどのように思つ

ていらっしゃるかということを含めて、これは

ちょっとまとめて答弁を煩わしいと思います。

○二瓶政府委員 まず、総量規制でございますの

で、一応東京湾なら東京湾のCODの流入総量を

どうなつておるか、あるいは目標をたとえば五年

後なら五年後というふうに見た場合に、その時点

において目標とする一日当たりのCODの総量を

どう見るかということがあるわけでござります。

そういうことで、現状は五百トン、ほつてお

けば将来は六百トンになる、それをさらに減らし

て三百五十トンにするとかいうような数字

を出して、それに向かつて削減努力をしていくと

いうことでござります。ただいま先生からお話を

ございましたように、上流県と内陸部の河川を通

じて流入するものがあるわけでござります。した

がいまして、上流でのぐらり発生して、それが

河川の浄化作用等によつて東京湾にたどり着くと
きにはどのくらい減るか、流達率と言いますが、
こういう流達率をどう見るかという問題は、確
かに御指摘のようにあるわけでございます。これら

の面につきましては、この総量規制制度が法制化
されて、さらに具体的に行政として実施をしてい
く過程におきまして、中公審等の先生方に十分

御相談をしながら適正なものにして、そういうCO
Dの負荷量というものを出す際にも適正妥当な
数字をはじきたい、こう思つておるわけでござい
ます。

第二点は、現在有機汚濁の指標といったしまして、
海域と湖沼につきましてはCOD、河川につきま
してはBOD、こういうものを採用いたしております
わけでござります。そこで、今回総量規制を実施
いたします際は、ただいま申し上げましたように、

東京湾に流入するCODが一日当たり幾らとい
うことでござりますから、河川から流れ込むもの
もCODではからなければならぬわけでございま
す。したがいまして、現在河川に排水をしており
ます工場につきましては濃度基準が適用されてお

りますし、環境基準もBODで当ではめられており
ますから、当然BODでまずはかるということと
がござります。それにさらに加えましてCODも

はかつていただく、オンするわけでござります。
臨海の方はもうCOD一つでいい、そういうこと
になろうかと思つております。そういう方向で検
討いたしております。きわめて専門的な話でもござ
りますので、この辺はさらに中公審の先生方の

御意見も伺つて最後的に決めたいと思いますが、
そういう方向で検討いたしております。

それから第三点は、生物指標の関係でございま
す。水質の汚濁という角度でCODだとかSSだ
とかいう項目ではかつておるわけでござりますけ
れども、現実の水質というのは、いろいろな複合
汚濁といいますか、そういう姿に現になつておる。

その際に、そういう理化学的といいますか、そ
ういう指標だけではなく、むしろ生物的指標、た
だいま先生のお話で、同志社大学の小林先生が、ウ
ニの卵というようなもので判断するというよ
うな目すべき問題でござりますので、環境庁の方もい
ろいろな調査費等もとりまして、瀬戸内海におい
てやはりウニを使つてやつたり、フジツボを使つ
てやつたり、いろいろなことをやつております。

ただ問題は、これをいろいろな水質汚濁の指標
といふことで行政的に採用をするということにつ
きましては、まだまだこれは詰めなければならぬ
問題もあるうかと思つております。したがいまし
て、やはりCODとかSSとかいう理化学的な面

よろしいのではないか。

ただ問題は、今度CODでもつてはかつていた
だくわけでござりますが、CODというものは自動

連続で測定できないのでござります。ところが、

先生がただいま御指摘のTOC、TODは、これ

は自動連続の測定が可能でございます。しかも、

同じ有機汚濁の指標でござりますから、それは多

少の差はござりますが、CODとの相関関係が非

常に高うございます。したがいまして、ある工場
でCODを直にはかるよりは、むしろこのTOC、
TODをはかつて、それで換算してCODを出す
ということができないかということについては、
そういう代替措置といいますか、CODを直には
からずに、自動連続測定のできるTOC、TOD、
これを使うということも認めたよろしいのでは
ないかということで、目下そういう方向で一応検
討いたしております。きわめて専門的な話でもござ
りますので、この辺はさらに中公審の先生方の

御意見も伺つて最後的に決めたいと思いますが、
そういう方向で検討いたしております。

それから第三点は、生物指標の関係でございま
す。水質の汚濁といふ角度でCODだとかSSだ
とかいう項目ではかつておるわけでござりますけ
れども、現実の水質というのは、いろいろな複合
汚濁といいますか、そういう姿に現になつておる。

その際に、そういう理化学的といいますか、そ
ういう指標だけではなく、むしろ生物的指標、た
だいま先生のお話で、同志社大学の小林先生が、ウ
ニの卵というようなもので判断するというよ
うな目すべき問題でござりますので、環境庁の方もい
ろいろな調査費等もとりまして、瀬戸内海におい
てやはりウニを使つてやつたり、フジツボを使つ
てやつたり、いろいろなことをやつております。

ただ問題は、これをいろいろな水質汚濁の指標
といふことで行政的に採用をするということにつ
きましては、まだまだこれは詰めなければならぬ
問題もあるうかと思つております。したがいまし
て、やはりCODとかSSとかいう理化学的な面

でやつておりますが、他面ただいま先生おつしや
るよう、この生物的指標は、確かにそういう面
もござりますから、これは研究といいますか、調
査はしていきたい、こう思つております。

最後に、第四点といたしましてN、Pの問題で
ござります。先ほどもお話をございましたように、
瀬戸内海がきれいになつたということで、この前、
去年の八月二十二日に船上会議をやつたわけでござ
りますが、それから一週間後の八月の二十八日
未明に引田沖で大規模赤潮が発生いたしました
て、ハマチが白い腹を浮かして斃死をしたという
現実が確かにござります。したがいまして、CO
Dの面できれいになつた、だから海はきれいに
なつたと簡単に言えるかと言えば、それほど簡単
なものではない。したがいまして、CODも総量
規制等を投入しましてよくしたいと思っておりま
すが、さらに機、窒素の問題、これは取り組ん
でいく必要があるという認識に立つております。
そこで、一つは、この機と窒素が、それだった
らどうやって削減できるかということですですが、技
術的な問題といつしまして、窒素の方は大気固定
とかいろんな問題がございまして、率直に申しま
して、まだ実用化のめどが立つておりません。た
だ、機の方につきましては、削減技術の面につき
ましては相当実用化のめどが立つております。し
たがいまして、五十三年度の予算におきましては、
特に機の方に焦点を置きまして、環境ガイドライン
なりあるいは排水処理技術のガイドライン、こ
ういうものの策定の調査に五十三年度から取り組
んでいきたいということで、現在御審議いただ
ております予算案にも所要予算を一応計上してござ
ります。

それからもう一つは、瀬戸内海で赤潮が出た、
跡継ぎ法をこれから出すのだと書いていて、一体
跡継ぎ法では、富栄養化対策といいますか、これ
は何も考へないのでござりますが、いままだ検討中でござりますから断定的
なことは何も申し上げかねますけれども、ただ、
いまいろいろ検討している環境庁の担当局といた

しましては、富栄漬化の防止対策ということで、燃の削減につきまして、現実的には行政指導でやらざるを得ないと思いますが、何かその足がかりの規定を後継法に盛り込みたいということで、そういう方向で現在鋭意検討を進めているということです。

○岩垂委員 これはちょっと予算で見たのですか、かけ離れて恐縮ですが、横須賀港で、ミッドウェーを初めとするアメリカの艦船のたれ流し、ごみなど、社会問題になりましたね。いま環境庁の予算を拝見すると、在日米軍施設区域周辺環境保全対策費というものが組まれていますが、横須賀に対して、実はきょうもミッドウェーが入ったのですが、ミッドウェーだけじゃないのですけれども、アメリカの艦船、これが水質汚濁させたりあるいはごみを捨てたりといふ状態があるわけです。これは御存じのとおりです。これに対するところを拝見すると、余すことのないよう、大した金であります。

○岩垂委員 市民に非常に大きな迷惑をかけています。もちろんそれはアメリカが負担すべき問題だと思ふ。でも、現実に被害を受けている市民にしてみれば何とかしてほしい、こうなっているわけですから、この金額はどうにもならぬが、せひその点についての積極的な対応を急いでやつていただきよう期待をしたいと思います。

○二瓶政府委員 ただいま先生からお話をございましたように、米軍の横須賀基地、これから汚水が出たり、空母ミッドウェーが入りますと、これは四千人の乗員がおりまして、この屎尿等がたれ流しになるわけでございます。したがいまして、これはわが国の法令の基準に照らしますと、まさに適合しておらないわけでございます。したがいまして、かねてから日本国は適用になりませんけれども、日本国は尊重してもらいたいといたしまして、強く米軍側に申し入れをしており、また、現に日米合同委員会の下部機構といたしまして、環境分科委員会というのも最近つくりました。最近といいますが、五十三年度に新規予算といいましたして、そこでも、開催しながら、その辺の要請等も行つておるわけでございます。

なお、ただいま、来年度予算にあるようだがとうお話でございますが、五十三年度に新規予算といいましたして、こういう横須賀、それから沖縄は当然入りますが、この面につきましても、米軍施設区域周辺の環境保全対策費ということで五百

九十万ほどのかさやかな金ではございませんが、一応予算を計上してございます。したがいまして、これは一応予算でございますから、この中で、ただいまの横須賀の関係にどのくらい一体振り分けられるかということは、これはまた外務省なりその他関係がございます。沖縄であれば沖縄開発庁の関係もございますから、今後その辺ともよく打ち合わせて、余すことのないよう、大した金でございませんから使いたい、こう思つております。

○岩垂委員 市民に非常に大きな迷惑をかけています。どうか知りませんけれども、アセメントみたいにならぬよう、いつもいつも環境庁はそのつもりでいたのだけれども、どうにも調整がつかなくてまた見送りというようなことのないようにしてほしいと思うのですが、環境庁長官、もう時間も迫っておりますので、逃げるのいやつて、どうなさるおつもりか、決意をもう一遍確かめて、私の質問を終わらたいと思います。

○山田国務大臣 水というものが生活環境の上から言つて重要な役割りをなしていることは、御承知のとおりでございます。したがって、水質汚濁を防いできれいな水の保持に努める、この基本的目標のためにどうしてもこれにみんなが努力を払っていくという体制をとにかく整えたい、ここに非常に重点があることを御理解いただきたいと思うのです。

先ほど御指摘がございましたように、実際の問題としては、実は汚濁負荷の重要な要因をなしております家庭排水というものがいわば野放しと言つてはあれども、下水道が整備されない限りはそういうような状況になつておる。にもかかわらず、これを単に低めるということになりますと、この方面を所管しております行政をこの方向に向かつての体制とどの範囲で共同歩調の中に入れるかというような点、これは別に右顧左顧をかぶせていくつもりでいるのだという話を聞いたものだから、それじゃ、途中だけれどもとりまして、そこで、開催しながら、それがいつまで伊勢湾なりというものの特別立法を考えようとして、瀬戸内海の経験に徴して東京湾なりあるいは伊勢湾なりといふことを御理解いただきたいと思うのです。

○始閑委員長 上原助君 お話をしながら、作業をしようと思ったことがございます。そうしたら、途中で田中覚先生が、当時は自民党だったのですが、いや、東京湾だけじゃなく伊勢湾も加えようじゃないかといふ話になつて、瀬戸内海の経験に徴して東京湾なりあると、超党派で話をしてきた経過があるのであります。そしたら、当時の水質保全局長をやっていた大場さんは伊勢湾なりといふことを御理解いただきたいと思います。

そこで、最初に、提出されました法案について若干お尋ねをいたします。

○上原委員 私は、最初に法案について若干お尋ねをさせていただいて、さらに一点目にCTS関係と沖縄県金武湾一帯の汚染問題についていろいろ関係当局の対策なり御見解を賜つてみたいと思います。そして、最後に、環境庁がいまお骨骼というところでこの機会に何とか出したいという点で今度の国会に出していく、そしてできるだけ早い機会に法律の網をかぶせていく、こういうことをこの際ぜひお願ひしたいと思うのです。

○岩垂委員 最近、五月に成立をしてなんというような目標を環境庁はお立てになつたようなことも聞いています。どうか知りませんけれども、アセスメントみたいにならぬよう、いつもいつも環境庁はそのつもりでいたのだけれども、どうにも調整がつかなくてまた見送りというようなことのないようにしてほしいと思うのですが、環境庁長官、もう時間も迫っておりますので、逃げるのいやつて、どうなさるおつもりか、決意をもう一遍確かめて、私の質問を終わりたいと思います。

○始閑委員長 上原助君 それで質問を終わりますけれども、三、四年前で、瀬戸内海に関連いたしまして、東京湾の環境保全特別措置法を議員立法でやろうじやないかということを、私、各党の先生方にも多少お話をしながら、作業をしようと思ったことがございました。そうしたら、途中で田中覚先生が、当時は自民党だったのですが、いや、東京湾だけじゃなく伊勢湾も加えようじゃないかといふ話になつて、瀬戸内海の経験に徴して東京湾なりあると、超党派で話をてきた経過があるのであります。そしたら、当時の水質保全局長をやっていた大場さんは伊勢湾なりといふことを御理解いただきたいと思います。

○上原委員 私は、最初に法案について若干お尋ねをさせていただいて、さらに一点目にCTS関係と沖縄県金武湾一帯の汚染問題についていろいろ関係当局の対策なり御見解を賜つてみたいと思います。そして、最後に、環境庁がいまお骨骼というところでこの機会に何とか出したいという点で努力をしているわけでございまして、実際のむずかしさと方向についての決意、どうか御理解いただきたいと思います。

○岩垂委員 ありがとうございました。

したというが一般的な見方であり、その面では患者の皆さんを初め水俣市や関係者に対し非常な不満といいますかショックを与えていたということもすでに指摘がありました。

そこで、どうしてこのように当初計画より大幅に後退せざるを得ない研究センターになつたのか、そこいらのいきさつについていま少し環境庁というお立場でぜひ明確にしておいていただきたいと思います。

○山本(宣)政府委員

先生御承知のように、当初四十八年に、当時の三木長官が現地に行かれまして、患者さんからのいろいろの訴えをもとにいたしまして総合的な研究センターをつくりたいというような非常に大きい構想を持つておられたわけ

でござりますけれども、それを具体化するために四十九年から五十年度にかけまして、現地の事情をよく御存じの県知事あるいは水俣市長さらには熊本大学の医学部長、水俣市民病院の院長あるいは学識経験者としての大学の教授というような方々の御検討をいただき、かつまた水俣地域の医療需要、要するにどの程度患者さんあるいはそのほかの医療の需要があるか、こういったような調査を踏まえまして実は計画を立てたわけでござります。したがいまして、現在予算等で御審議いたしております五十三年度の予算といいたしましては、定員八名の六ヶ月ということで発足するわけでござりますけれども、敷地といたしましては約二万二千七百平米、本館の建物としては三千五百五十平米というような規模を持っておりましまして、五十三年度の様子につきましては、当初の考こうとも、むろじみちに着々と内容を拡大していくというような構想であるわけでございまして、五十三年度の様子につきましては、当初の考えよりも一見貧弱な形に見えますが、将来計画としてはいま少し内容の充実したものへと努力をしてまいりたい、かように思つておるわけでござります。

○上原委員 もちろんこの種の研究機関というものは、特に医学的にもあるいはまたその他の面に

おいても、事業を整える面でも大変むずかしい關係、関連もいろいろあると思いますので、当初から充実をするということは理想ではあってなかなか容易でないということは、お述べになつたとおりかと思うのです。しかし指摘をしておかなければいかないことは、ややもすると、この種の研究機関なりセンターというものが単に學問上の研究機関になつたり、あるいは患者さんたちの健康回復とか治療とか療養とか、そういう面にはウエートが置かれないことになつてもいいかと思うのですね。最も肝心なことは、長い間水俣病で苦しんでおられる方々の治療、療養あるいは健康回復というものをどうやっていくかということに重点を置いていかねばいかないと思いますし、そういう面では厚生省との関係、また特にリハビリテーションとか治療、療養という面はこの研究センターには残念ながら加味されていない、これが大きな欠陥だと思うのですね。ここいらの点は一体将来計画としてどのようにお考えになつております。また、この件についてもせんだつてわが党中央会議昇先生からいろいろと実情を踏まえながら御指摘等もありましたが、改めて御見解を承つておきたいと思います。

○山本(宣)政府委員 先生先ほどのお尋ねにもございましたように、確かに遅きに失したかと思ひますが、国のレベルにおきましてこういった機関を設け、それもまた現地にこれを置いたというところに問題の焦点である水俣の研究に大変役立つものと考えております。と申しますのは、水俣病というの御承知のように熊本県の水俣、芦北、鹿児島県の出水地方あるいは新潟県の阿賀野川下流という二つの地域でのみ現存しておりますし、そういう意味で、この水俣に置きました意味では、患者さんに近いところでの研究の役立ち方ということに期待をしているわけでござります。

お尋ねの厚生省との関係あるいは医療についての入院等の施設を設けないかという点でございますが、これは先生現地の事情をよく御存じのことだと思いますけれども、今度の研究センターができるとおりかと思うのです。しかし指摘をしておかなければいかないことは、ややもすると、この種の研究機関なりセンターというものが単に學問上の研究機関になつたり、あるいは患者さんたちの健

康回復とか治療とか療養とか、そういう面にはウエートが置かれないことになつてもいいかと思うのですね。最も肝心なことは、長い間水俣病で苦しんでおられる方々の治療、療養あるいは健康回復というものをどうやっていくかということに重点を置いていかねばいかないと思いますし、そういう面では厚生省との関係、また特にリハビリテーションとか治療、療養という面はこの研究センターには残念ながら加味されていない、これが大きな欠陥だと思うのですね。ここいらの点は一体将来計画としてどのようにお考えになつております。また、この件についてもせんだつてわが党中央会議昇先生からいろいろと実情を踏まえながら御指摘等もありましたが、改めて御見解を承つておきたいと思います。

○山本(宣)政府委員 先生先ほどのお尋ねにもございましたように、確かに遅きに失したかと思ひますが、国のレベルにおきましてこういった機

関を設け、それもまた現地にこれを置いたというところに問題の焦点である水俣の研究に大変役立つものと考えております。と申しますのは、水俣病というの御承知のように熊本県の水俣、芦北、鹿児島県の出水地方あるいは新潟県の阿賀野川下流という二つの地域でのみ現存しておりますし、そういう意味で、この水俣に置きました意味では、患者さんに近いところでの研究の役立ち方というのに期待をしているわけでござります。

○上原委員 それでこれは長官からちょっとお答えいただきたいのですが、いま事務当局からいろいろございましたように、将来計画といいますか、今後厚生省との関係なども深めながらやっていきたい、さらにまた、医療部門についてもできるだけ充実をさせていく一つのステップと考えておられるという趣旨の御答弁だと思うのですが、実際問題として、これからこれだけではとても不十分だというのはどなたも否定ならないと思うのですね、この程度の研究センターでは。

そこで、当初四十名とかあるいは三十名規模の陣容を持ちたいという御計画のようだったと思うのですが、少なくともそういう規模に到達をさせいくには、今後一体どの程度のことをお考えになつておられるかということ。いま一つは、今度

のこの研究機関、研究センターを設置することによって、患者の認定問題あるいはその他いろいろあると思うのですが、そういう面も促進をされるという確約ができるのかどうか。具体的に言つて、その中には御承知のように、現在もかなりの数の水俣病の患者さんが入院しておりますし、また検診等につきましては、水俣の市内にござります市立病院の敷地内に県の検診センターができるております。また、この施設へ通うためのマイクロバスというようなことも予定として考えておるわけでございます。

○上原委員 将来何年ぐらいでこの規模の拡大を図るかということにつきまして、いま即答が私いたしかねますけれども、私自身といつては、数年以内に十分な機能が果たせるような陣容にしたいという方向で努力を進めてみたいと思っております。

また、せっかくそういう施設を水俣につくりますので、地元の患者さんに、あるいはまた現在問題となつておりますところの認定業務の促進にどのように役に立つかというお尋ねでござりますが、基本的にいわゆる水俣病の原因の追求あるいは治療方法の発見、さらには疫学的な、あるいは社会学的な研究というようなことを考えていくわけでございますが、当然のことながらこの施設には臨床的あるいは基礎医学的な専門の先生方も従事していただくわけでござりますので、そういう意味からの認定業務への応援ということは今後期待してまいりたい。また、しかしながら認定業務につきましては、本来的な現在のシステムを拡大していく、充実していくという方向でも、そういう意味から認定業務への応援ということは今後期待してまいりたい。また、しかしながら認定業務につきましては、本来的な現在のシステムを拡大していく、充実していくという方向でも、

当然のことながら方策を考えていこうと思つてゐるわけでござります。

○上原委員 いま御答弁がありました、あるいは少しだけですが私が指摘をしましたようなこと等についても、特段の御配慮を強く求めておきたいと思います。

それと、これはもうお尋ねがあつたかと思いまが、最近の報道によりますと、水俣病に新薬が発見をされてこれを普及させることによつて非常な効果が生まれるのでないか、水俣病患者の皆さんにとつては非常に明るいニュースだとい

形鹿児島大教授の発表のようですが、この件については環境庁としてはどういうお考えを持っておられるのか。また、まだ実験段階で、この薬を普及させていく、あるいは患者さんに適用をしていくにはかなりの期間もかかるのではないかとかいうようなことも言われているわけです。今後の研究促進によつては、不治の公害病だと言われたこれが大いに回復される方向に行くのではないかと政府としても積極的にこれを取り入れてその効果を上げるということですが、この件についてすると同時に、水俣病患者の皆さんにとってやるべき仕事だと私は思うのですね。この件についてぜひ御見解を承つておきたいと思います。

○山本(宣)政府委員 確かに、従来適切な治療方法がないと考えられておりました水俣病の主な症状状であるところの体のふらつき、あるいは眼球振盪というようなものにつきまして効果があるといふような新聞報道を読んだわけでございまして、治療効果があるということが事実であるならば、患者の方々にとつても大変朗報だと思うわけでございます。私ども井形先生とはしばしば意見交流等をいたしておりますが、近日中にお会いいたしまして、ぜひお話を聞きたいと思っておられるわけをございます。

なお必要でありますならば、今後その治療研究という面についていろいろと研究的な援助とということもいたしたいと思うわけでござりますが、この薬品につきましては、現時点におきまして、二の問題点があるようでござりますし、その辺は厚生省にもお尋ねいただければ幸いと存りますが、今後の期待は私ども大変大きく持つておりますし、また援助もできるならばいたしたい、かように思つておられるわけでござります。

○上原委員 厚生省はこの新薬についてどういっ

○新田説明員　ただいま御指摘の水俣病の主症症状でござります体のふらつきとか、それから眼球の揺れ動いたりする症状につきまして、甲状腺のホルモンの一種でございますが、これが非常に有効であるという新聞報道は私どもも存じております。大変気の毒な患者さんにとりまして明るいニュースだと喜んでいるわけでございます。

厚生省といたしましても、こういう患者の救済にできるだけ積極的に取り組みたいということことで、この水俣病の対策につきましては、環境庁の方で鋭意強力に推進されておるところでございますので、この研究が順調に進みまして、さらにこの薬剤の治療薬としての有効性が十分確かめられますれば、所要の手続を経まして、厚生大臣の諮問機関でございます中央薬事審議会というのがござりますが、そこに諮りまして、承認を得ましたら早急に患者の救済の援助に当たりたい、かようになりますが、そこにはまだ十分に解明されていない点もあるうかと思ひますので、今後の研究次第によりまして厚生省もこれについて積極的に協力してまいりたい、かように考えております。

○上原委員　まだ発表された段階で、この薬の実際の効果面、あるいはこの薬を適用する場合のいろいろな点については、もちろんいま少し研究を重ねていかなければいけないと思うのですが、また私なんか素人で全然わかりませんが、長官、これはやはり政治の問題だと思うのですね。この新薬というものが水俣病患者の皆さんにとって、特に難病中の難病と言われていることについて、体のふらつきとか、あるいは眼球の揺れですが、そういう面の治療にとつて本当に有効かつ適切であるとするならば、政府全体としてこの新薬の製造といいますか、そういう面には全力を挙げて保護をして、患者の御期待に沿うべきだと私は思うのですね。そういう面で、長官の所見と決意のほどを伺つておきたいと思います。

○山田国務大臣 ただいま上原委員の御指摘のとおりでございまして、何しろ非常に象徴的な難病と言われているものでございまするから、したがつて、これについては厚生省の方ともよく連絡をとりまして、一日も早くその実体を確かめて、使用できるものについては全力を挙げて有効にその道を開くよう力をおいたしたい、こう思つております。

○上原委員 法案関係については、大体以上のことととどめておきたいのですが、ぜひ、研究センターが設置をされたことによって一步でも二歩でも水俣病問題が患者の方々の御期待に沿うような方向で改善、解決されていくよう一層の御努力をお願いをしておきたいと思うのです。

そこで次に、環境庁は公害対策、環境保全の役所でありますので、先ほど申し上げましたように、地域の問題等と関連をさせてお尋ねしたいわけであります。

公害問題、自然環境保全ということは、最近ではございませんで、かなり以前からの問題であるし、開発と環境保全をどう調和をしていくかというものは大変むずかしい、経済、政治の話でもあるわけですが、どうも少し不況絡みになってきたことと経済が落ち込んでいるというようなこともありますので、一時環境保全、公害問題に非常にシビアに当たってきた行政なり国民の受けとめ方が、この段階で手綱を少し緩めかけんな感じも、行政を含めてないでもないわけですね。そういうことがあってはならないと思うのです。そういう立場を踏まえて、先ほど申し上げました沖縄県の金武湾一帯の環境汚染といいますか、公害の実態等について、少しお尋ねをしてまいりたいと思うのです。

御承知のように、金武湾一帯の地域に石油備蓄基地がいま造成をされ、また今後も計画がなされています。これとの関連などもあって、金武湾一帯の海が相当汚染をされている。もちろん一〇〇%そういうことによつて汚染されているということではないかもしれません、CTS立地との関係においてその一帯の海洋汚染がなされている

○二瓶政府委員 金武湾の水質の関係、これの現状等につきましては、県の方の報告等もございまして、一応把握をしてございます。

水質の汚濁の現状がどうなっているかという点を申し上げますと、金武湾の水質環境基準、これは五十年の三月に当てはめをやつたわけでござりますけれども、海域はAということになつております。五十一年度に、沖縄県におきまして、公共用水域の水質調査を行つたわけですが、この結果によりますと、C.O.D.につきましては、実は環境基準点が三カ所ございますが、この三カ所のうち一カ所が環境基準を達成しておらないということになりますと、海域はAということになつて、本地域、金武湾水域における環境基準は達成されない、かのように判断せざるを得ないわけでございます。

なぜそういうふうな水質汚濁の状況になつておるかという点につきましては、周辺の陸域がどうも赤土の地帯に相なつております。したがいまして、赤土が金武湾に大分流れ込むということがござります。それから生活排水、工場排水、畜産排水等の汚濁源が周囲に相当ございまして、これに對しまする下水道の整備が余り進んでおらない。それから畜産排水でございますが、こちらにつきましても、その対策が、畜産農家がきわめて零細といいますか、飼養規模が零細といふこともございまして、おくれがちであるというような自然的、社会的な原因も考えられるわけでござります。

私たちが県の方から聞いております金武湾の水質環境、そういう面につきましては、ただいま申し上げたとおりでござります。

なお、CTSとの関連、ちょっとCTSの関係の方がどういうあれなのか、私たち具体的な問題として聞いておりませんのか、それとの絡みは承知いたしておりません。

○上原委員 私がCTSとの関係でお尋ねをしているのは、与那城村の屋敷名から離島であった平安座島に海中道路ができるていますね。その道路とは関係ないのか、これをお聞きしているわけです。

○二瓶政府委員 ただいまお話をございました海中道路でございますが、約四キロにわたりまして海中道路が建設されておるということをございます。それで、この海中道路ができます前は、外海水がこの金武湾に流れ込んでおるということです。そういうことからすれば、この海中道路ができて水の交換が悪くなつたことは否めないと思います。ただ問題は、金武湾の水質の汚濁の状況といいますものが、先ほど申し上げましたような周辺の畜産排水の対策のおくれとか下水道の整備のおくれ、そういうものと、この海中道路の建設によりまして水の交換が悪くなつたということとの寄与度といいますか、その辺の具体的な計数がどういうことは言えないとします。ただ、定性的に申しますと、その海中道路ができる交換が悪くなつたのは、水質の悪くなる要因の一つであることは間違ひがありません。

○上原委員 要するに、因果関係は大いにあるということですね。

○二瓶政府委員 因果関係はあることはあります。が、どの程度あるのかということについては、科学的にどうというそこまでのデータは持っております。

○上原委員 それをいまから解説をしていかなければいかぬと思うのですね。

そこで、私も冒頭申し上げましたように、この海中道路の建設とかCTS立地によって一〇〇%汚染されている、あるいは水質汚濁の基準に達していないということを言つておるわけじゃないのです。確かに、生活排水、その他米軍の演習場、あるいはその周辺の農地から赤土がいろいろ流れ込んでいるということも聞かされておりますので、その点は否定はいたしませんが、問題はこの海中道路がどういう形でつくられたかということを含めて、この際明らかにしていかなければいか

ないと思うのですね。この点については、まず、いま環境庁としては、因果関係ないとは言えぬ、ただどの程度影響を与えておられるのか、少し見解を聞いておきたいし、同時に、建設省も来ていただきましたので、この海中道路の構造、そなればいかぬというお答えでしたが、通産省は、ういう面については欠陥はないのかどうか、そこいらの点はどういうふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○清瀬説明員 通産省といたしまして、金武湾の汚染状況につきましては、地元からもいろいろ事情を伺っております。問題は環境問題でございますので、仮にこれがいろんな形で調査されるというふうな場合、たとえば県が実態的には調査され、または他の方法により調査されることもあるうかと思いますので、そういった面で必要な協力はいたしたいというふうに思つております。

○上原委員 何か余り身のわからぬ御答弁ですが、私が聞いているのは、海中道路の建設によって金武湾一帯の水質が汚濁をされている、水質基準に達していないということは、いま環境庁の局長御答弁のあつたとおりなんですね。そのことは、通産省としても、海中道路が設置をされたこととも無関係でないというふうにお考えなのかどうかということを聞いているのです。

○清瀬説明員 海中道路との関係におきましては、先ほども環境庁から御説明ございましたようないふうな因果関係の調査というものがやはり必要であるとおもふ関係でないといふうにお考えなのかどうかというふうに思つております。

○上原委員 建設省どうですか。

○金子説明員 金武湾の海洋汚染につきましては、先ほどいろいろお話をございましたように、いままで私ども判断をしてまいらぬといかぬと

思つてゐる次第でございますが、築造当時やはりこの辺の心配がございまして、現在通水口といいますか三ヵ所ござります。真ん中に大きい橋梁で三十三メートル、両側にボックスが一つずつ、箱型のコンクリートの穴が一つずつ、計三ヵ所あります。たゞ、この辺につきましては、今後の調査を待ちまして、私ども、必要あれば関係機関とよく相談いたしまして対処していきたい、こういうふうに思つております。

○上原委員 大体わかりましたので、時間の都合もありますから、私の方から、もう少し内容を明らかにしながらお尋ねを進めていきたいのですが、なぜこの海中道路のことを私が例に出して取り上げているかといいますと、これはいま建設省から御答弁があつたように、この海中道路をつくる当初から非常に懸念されたことなんですね。実際に申しますと、いま距離は四千七百メートルのよろで、水面の埋め立ての免許を琉球政府から受けて、これを築造をしたというふうに聞いております。

○河津説明員 お答え申し上げます。

手元の資料に詳しいものがございませんので、手元の資料によれば、昭和四十六年の一月に与那城村が公有地として、四千七百メートルの水面の埋め立ての免許を琉球政府から受けて、この道路につきましては、昭和四十六年の四月に与那城村が公有地として、四千七百メートルの水面の埋め立ての免許を琉球政府から受けて、この道路につきましては、昭和四十六年の四月から四十七年の四月まで約一年間実施いたしまして、埋立法による竣工認可は四十九年の十二月になつておるというふうに聞いております。

現実の工事につきましては、ガルフ石油の方で四十六年の四月から四十七年の四月まで約一年間実施いたしまして、埋立法による竣工認可は四十九年の十二月になつておるというふうに聞いております。

○上原委員 この道路建設に当たつて、いま少し以上でございます。

○上原委員 この道路建設に当たつて、いま少しお答えがあつたのですが、与那城村と当時のガルフ石油精製株式会社の間で、両者で覚書が結ばれておるのを御存じですか。

○河津説明員 現在のところそこまで把握しておりません。

○上原委員 覚書が交わされております。なぜ私がこれを取り上げているかといいますと、やはり当初から相当その潮の流れが自然の状態でなくなります。この流れが自然の状態でなくなるという懸念があつたのじやないかという感じがするわけです。

といいますのは、この五項にいろいろ述べられておるのですが、ぜひこのことも含めて皆さんも取り寄せていただいて、検討をしていただきたいと思うのです。これは時間の都合もありますので、そういう覚書があるということを指摘をしておき

たいと思うのです。

そこで、いま指摘をしましたように約五キロ、四千七百メートル、陸地の部分も若干入っておりますが、四千七百メートルの海に道路をつくつて流水口は一ヵ所しかない、三十三メートルしかない。ですから、自然の潮の流れというのがほとんど自净能力を失つてしまつてゐるわけですね。そこに大きな水質汚濁の原因もあるということをわれわれは指摘せざるを得ないわけですよ。

そこで、実際問題として、ではどういう被害があるかといいますと、金武湾の漁業資源等の面で

は、この金武湾の魚介類といふのは数多く、海草類にはモズク、アオサ、カイジンソウなど、魚介類にはカツオ、ミズン、アジ類、タイ類、アイゴ類、ベラ類、カマス、コノシロ、サヨリ、シロイカ、コウイカ、トビイカ、タコ、カニ類、エビ類、カヌ類など多種多様の生態系の宝庫として昔から県民の生存を支えてきた源泉となつておつたわけです。沖縄本島では、ここは夏あるいは冬と年間を通して漁業ができ、沿岸漁民の唯一の漁場の宝庫としてその存価値が高く評価されておつたのです。しかし、最近の実態といふのは、こういう海草類や近海魚といふものがほとんど姿を消してしまつてゐるのですね。ヘドロが一メートルないし、浅いところで四、五十センチ、二メートル近くまでしまつてしまつてゐる。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

もちろんそのことは先ほどのいろいろな要因もあるわけですが、やはり四キロ余にわたつてせきとめられたがゆえに自然浄化といふものができなくなつて、ますます汚染をひどくしてゐるというのがこの実態だと思うのですね。

これは、せんだけて石川市の市議団が直訴をするということで、環境庁を初め通産省、沖縄開発庁等々に御要望しておられると思うのです。ですから、この際、こういう実態を踏まえて、これを放置することはできないと思うのです。そして、この海中道路の問題等とも関連をさせて、ぜひ政府の関係省庁が一体となつて金武湾一帯の汚染の

実態といふものあるいは道路構造そのほか関係する問題等を十分掌握をして、県当局なりあるいは地域の地方自治体とも御相談をしていただいて、

この金武湾の浄化の問題、汚染防止対策といふのを抜本的に講じてしかるべきだと私は思うのですが、この点について、せんだけての市議団の上京に当たつても前向きの姿勢で取つ組んでいきました。そういうことを各省庁ともお約束をしたという報道もなさっておりますが、改めて環境庁なり建設省、そして沖縄開発庁等々の御見解を求めておきたいと思います。

○二瓶政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、金武湾の水質汚濁という問題につきましては、環境基準点三つのうち一つが超えていないと

いうことで達成されているとは認めがたいといふ現況にあるわけでござります。

したがいまして、この金武湾の浄化対策、これ

について海中道路の問題もございましょうし、畜産排水対策もございましょうし、下水道の整備等

もございましょう、いろいろ措置があらうかと思

います。現在、県の方で、この汚染機構の解明を

図るという観点から調査を実施することを計画し

ておるというふうに聞いております。そういうこ

とでもござりますので、関係の省庁の方とも連絡

をとりながら県の方がいろいろ調査をやられるそ

うでござりますから、その面についての指導とい

いますか、そういう面については環境庁としても

十分意を用いていきたい、こう思つております。

○金子説明員 先ほど申し上げましたように、た

だいま調査が進められてゐるわけでござりますの

で、その結果を待ちまして、関係省とよく相談い

たしまして対処してまいりたいと思ひます。

○上原委員 さつきから、調査を進められてゐる

という、この調査を進めているのはどこなんですか。

○二瓶政府委員 ただいま申し上げましたよう

に、まず県が実施主体になりました、この金武湾

水域四十地点におきます泥土の堆積状況等の調査

をおこなつておられます。これは先ほど先生からもお話をございました

たように、赤土その他の流入等もあつて、相当のヘドロの堆積があるという話がございましたが、その面についての堆積状況等の調査もやろうとい

うようなことを言つておるようございます。そのほか、沖縄県なりあるいは沖縄石油精製あるいは沖縄ターミナルあるいは沖縄石油基地、与那城

村等の五者共同で環境調査というようなことも何かやるというよう県の方から聞いておりますの

で、その面について何か特に技術的な面でお手伝いする事があれば、環境庁としては十分その面のお手伝いなり指導等も、関係省とも連絡をとりながらやつていただきたいということを申し上げたわ

けでござります。

○上原委員 そうしますと、このように理解をし

てよろしいですか。政府としても、金武湾一帯の汚染状況については十分な関心を持っておられ

て、今後その浄化対策といふものを進めていきた

いというお考えはあるわけですね、各省庁とも。

ただ、その前提として、現在沖縄県が実態調査を

進めでおるので、その結果を見てから国としての

対策を進めていくことになるわけですか。

○二瓶政府委員 水質の浄化の問題につきましては、これは全国的に、それぞれ各水域につきまし

て、県が中心になりまして浄化対策をいろいろ進

めておられるわけでござります。したがいまして、この金武湾につきましても、むしろ沖縄県が中心になつてこの浄化対策を進めていたくべきものである、かように考えております。ただ問題は、県がそういうようなことでいろいろな対策をやります際に、国としていろいろの技術的な面なりその他指導する分野、これにつきましては、この水質の汚濁といふのが一つのあるものからだけの汚濁ではなくて、いろいろな汚濁があり、また、先ほどお話をあつたように、海中道路といふのは水

の交換を悪くするという面での問題もあるわけでござりますから、関係省とも連絡をとりながら県

がござりますけれども、金武湾は県の方でやられて

いるものでござります。したがいまして、これ

の浄化対策の面等につきましては、この中

がやるという場面は相当のものについてやる場面

がござりますけれども、金武湾は県の方でやられて

いるものでござります。したがいまして、これ

の浄化対策の面等につきましては、この中

がやるという面でござります。

ただ問題は、先ほど言いましたように、いろいろの交換を悪くするという面での問題もあるわけでござりますから、関係省とも連絡をとりながら県についての助成その他は、いろいろな制度がもうできておりますから、そういうものの面で活用してやつていけばよろしいのではないかというふうに考えております。

なお、CTSの関係等ということもあるわけでもございますが、その辺の面につきましては、具体的にCTSの構想というものがどうなつておりますのか、十分まだ環境庁としては承知しておらないといふことがあります。考え方としては、いざれにしても、やはり県が中心で調査なり対策というものを進めていくというのが軸ではなかろうか、かように考えます。

○上原委員 十分国としても協力をしていくといふことかと思うのですが、そのように理解しているですか。

○二瓶政府委員 ですから、汚染の実態調査なり、またそれに基づいて浄化対策等を講じていく、これの中核がもちろん、当然県でございますけれども、その際に、いろんな調査をやるにしても、技術的な問題その他知恵をかしてくれという問題は多々あるうかと思いますし、そういう面についてのお手伝いもできますし、さらに、対策をやるという場合にも、下水道を整備するというのであれば、建設省の方で下水道の整備の予算というものは持つておるわけでございますし、畜産排水対策というのは農林省の方が持つております。ですから、いろんなそういうものを活用しながらやっていけばいいではないか。ただ、汚染源というのはたくさんあるものですから、やはりそれは関係省である程度県の方のそういう、主体的に県がやっているものを聞かしてもらったり、その際に総合的にこれをやっていくということで連携をとりながら県を指導していく、こういうことではないかということでお答えを申し上げたわけです。

○上原委員 そうしますと、県側から具体的に、県としてはこうこういう調査をし、こういう対策をやる、あるいはこういう問題については国の方に要請が出たという段階においては、環境庁なりが中心になつてそれに対応していく、関係省庁のお話し合いを持つような姿勢にはあるわけです。お話を伺えますれば、十分お聞かせもいただ

きたいと思います。さらにまた、その対策を実際にやっていくという際に、その対策は各省にわたる問題もあるうと思いますから、その面については環境庁の方でまた関連の省とも連絡をとりながら展開していくということについていろいろ環境庁も世話をやくということは、それは考えております。

○上原委員 建設省に改めてお尋ねしておきますが、海中道路の構造問題、いまさつき言いました、どう考へても私は流水口というのが不足だと思うのです。ですから、いま現地はぜひ専門的に、技術的に実態を調査といいますか、掌握をした上で、相当部門については橋をかけるとかあるいはもつと流水口をあけてその部分は橋にするとか、いろいろな手を加えぬといかないのじやないか。そういうふうに自然浄化作用というものをつくっていかないなどともならないというのが大方の見方なんですね。

そういう意味で、これはもちろん先ほどからありますように、県としてもやるでしょうが、国としても、この際この道路の問題については私は実態を調査していただきて、欠陥があるのかないのか、また仮につくり直すなりあるいは橋をかけるとすると、これは県なり市町村段階ではできませぬ。そういうことについては当然この調査をしていかない、また県側から来るまで待つというよ

うなものでもないと思うのですが、そういうことでやっていただけますね、これは、はいま言いましたようなこういう汚染問題等が出ていくということについては否定をするものではありませんが、ただ沖縄のよつな場合ですと、これが以上沖縄に石油基地を拡大していく、ふやしていくということには県民大多数が反対であるといふことは御理解いただけると思うのです。そういう立場から若干お尋ねをしますが、石油基地の立地については一體政府が強要できるものなのか、その点、通産省の見解を率直に賜つておきたいと思うのです。

○清瀬説明員 お答えいたします。

現在進められております備蓄計画は、石油備蓄法に基づきまして民間ベースで進められておるものでございます。したがいまして、国がどこそこに備蓄をしろというふうなことになつておりますが、民間ベースとして個々に土地の手当をせんで、民間ベースとして個々に土地の手当をし、タンクを建設していくといふふうなたでま

りたい、こういうふうに思つております。

○上原委員 ゼひ早目にこの実情、実態を把握をする御努力をやつていただきたいし、われわれも県の方にもそれを促進をさせながら——これは多額の財政問題が出てくるわけですね、あれだけの地域を浄化をするということになると、あるいは堆積した泥土、ヘドロを除去するということになります。そういう面では県の能力だけではこれは不可能に近いことは間違ひありませんので、そこを含めて御検討のできる準備を進めていただこうことを要望しておきたいと思うのです。

そこで、これと関係があるかどうかということもありましたが、次に石油備蓄の問題についてお尋ねをしていきたいと思います。そこで、いま申し上げるまでもなく、エネルギー問題 石油の備蓄問題は、大変国民的な課題になつて、備蓄をふやさなければいかないということについては否定はいたしません。これは国民の生活あるいはエネルギー確保という面で六十日から九十日に拡大をしていますが、どのよう御検討をなされたのか、またこの内容をどうお考えなのか、ぜひつまびらかにしておいていただきたいと思います。

○清瀬説明員 指示をすることはできませんし、また実態的にも指示をしておりません。

○上原委員 そうであれば、具体的にお尋ねをいたしますが、これはもちろん若干の経緯と内容等もありますが、昨年の十一月十二日付で沖縄県知事から、沖縄における石油備蓄についてという要請書が内閣総理大臣を初め、通産大臣、自治大臣、経済企画庁長官あるいは環境庁長官に出されておりますが、昨年は環境庁長官に提出されておると思うのですね。この要請書について、環境庁、通産省、きょうは沖縄開発庁も来ておられると思うのですが、どのように御検討をなされたのか、ぜひつまびらかにしておいていただきたいと思います。

○二瓶政府委員 環境庁長官といいますか、環境庁の方にその要請書が来ているというお話をございましたが、私は見ておりません。したがいまして、検討もいたしておりません。

○清瀬説明員 通産省の方に要請をいたしましたが、特に私どもの方からは現在の石油備蓄の重要なことを御説明申し上げました。なかなかこれがいついたタンク規模そのものが地域別にどうなつておるか、その点、通産省の見解を率直に賜つておきたいと思うのです。

○吉川説明員 私どもの所管の課の問題そのものではないためかと存じますけれども、私どもとしてはその要望書を拝見しておりませんので、何とお答えしかねます。

〔村田委員長代理退席、委員長席〕

○上原委員 それはおかしいですよ。ちゃんと行っていますよ。それは環境庁長官も、石原さんが長官のころのあれなので、山田長官はまだ見なかつたと言えれば見なかつたでしようが、これはちゃんと環境庁に行っていますよ。これはかなり長文なんで全部読みませんが、こういう一県の県知事がわざわざ要請書をしたためて各関係大臣に、通産大臣にはたしかお会いしていると思うのですね。環境庁長官にもお会いしたのじゃないですかね、政務次官かどなたかに。こういう重要な文書を何か課長どまりか、あるいはどこかの担当係長くらいがもみ消すということなら、これは事は重大ですよ。

そこで、なぜ私がそういうことを言いますかと

いうと、政府は強制できないわけでしょう、先ほどの御答弁にあつたように、民間ルートでしかで

きない。沖縄県知事は屋良さんが主席をしてなされたところからいろいろないきさつがありますが、屋良前知事から平良知事に引き継がれた段階

においても、沖縄全体のCTS、いわゆる精製品

を含めて原油の備蓄というものは五百萬キロリッター以内におさめたいというのが沖縄の立場なんですね。これは、ある意味では県民的コンセンサスなんですよ。しかし、現在はどうなつてあるかといいますと、現在計画されているものを含めると、あるいは認可、許可を受けているものを含めて、すでにその五百萬キロリッターはオーバーしているわけですね。したがつて、これ以上はこういう理由で沖縄県としては、国の備蓄政策もわからぬわけではないが、基地公害とかそういう面で余りにもしわ寄せが大き過ぎるので、ぜひ御考慮をいただきたいということが、県知事のこの重要な文章なんですね。これについて長官の改めての御見解を賜つておきたいと思うのです。

○山田國務大臣 そういうものが来ておること私はちょっと存じ上げなかつたけれども、まあ序としては何らかのそのことを受けての措置があろうかと思ひます。いま至急調べておりますので、

ちょっと調べて、それからお答えしたいと思います。

○上原委員 これはちょっと、環境庁あるいは開発庁にも来ていないのですか、そういうことじゃいかぬですよ。通産省も十分検討はしなかつたわけですか、備蓄が必要であるということを言つただけですか。——そこで、具体的な問題に入っていきたいのですが、まず沖縄には五つの石油会社がありますね、沖縄石油精製、日本石油精製、南西石油、沖縄ターミナル、沖縄石油基地、この五つの石油会社の原油備蓄高、既存の量ですね。それからタンク数、他の製品の備蓄量、それぞれ幾らですか。

○清瀬説明員 ただいまお尋ねの沖縄所在の五社につきましてのタンクの規模でございますけれども、原油タンクにつきましては現在百八十九万二千キロリッターの容量のものがござります。それから製品、半製品につきまして百十四万九千キロリッター、合わせまして容量といたしまして三百四万一千キロリッターの能力のものがございま

す。なお貯蔵する油につきましては、タンクそれぞれ貯油率がございまして、そういうことで現

在の貯油量は、製品ベースに換算いたしましたと約百二十万キロリッターと、いうふうに承知しております。

○上原委員 私がお尋ねしていることをよく聞いてお答えくださいよ、時間の都合もありますので。私が聞いているのは、沖縄に五つの石油会社があります——きのうあなたが資料を持ってきたこんなごまかしではだめなんだ。五つの石油会社があります。既存の備蓄量はそれぞれ幾らですか、タンクの数は幾らですか、その他の製品の備蓄量は幾らですかと聞いているのですよ。さらに、工事中のものはそれぞれの会社どれくらいありますか。タンクはどれだけ工事をしようとしているのか。それから原油の分のタンク、その他の製品の分の備蓄計画、工事中のもの、タンク数、さらには新規計画、それどれくらいの新規計画をやっているのか。これを五つの会社に分けてタンク数、

備蓄量、その他の備蓄量、タンク数の明確な資料を提示していただきたい。いいですね。

○清瀬説明員 現在我の持つております資料の中で、タンクの数はちょっと手元にございませんので、これは追つて先生のお手元にお届けしたいと思ひます。

なお、そのほかの事項でございますけれども、五社ござりますものの申し上げますと、沖縄石油基地につきましては、現在まだ既存のものはございません。それから沖縄ターミナルにつきましては、原油タンクといたしまして百十四万五千キロリッターの能力のものがござります。沖縄石油精製でございますが、原油タンク四万八千キロリッター、製品、半製品が六十六万一千キロリッター。南西石油につきましては、原油タンク五十万五千キロリッター、製品、半製品が三十四万五千キロリッター。日本石油精製につきましては、原油タンク十四万四千キロリッター、製品、半製品につきましては十四万三千キロリッター。これ

が既存のものでございます。

なお、新增設計画といたしましては、沖縄石油

基地につきましては二百九万キロリッターの計画がございまして、消防法に基づきます許可がすぐおりておるわけでございます。沖縄ターミナルにつきましては、新規計画といたしまして三十九万八千キロリッター、これも消防法の許可済みでございます。

残りのものでございますが、まだ許可はおりておませんが、沖縄石油精製は新增設計画といたしましたと原油タンクで五百十七万四千キロリッター、製品、半製品タンクで百十四万九千キロリッターでございます。タンク容量というトータルだけをいたしますと六百三十二万三千キロリッターでござります。

○上原委員 すでに六百万余りになつてゐるわけですね。これは新規計画はいま抜いているのですか。現在工事中のものと既存の量を私いまお尋ねしておるわけです。

○清瀬説明員 既存のものにつきましては原油、半製品入れまして三百四万一千キロでござります。

現在工事中という趣旨でございますが、工事中のものは許可済みの一部でござります沖縄石油基

地が基礎工事といふことで着工届が出ているといふふうに聞いております。これは二百九万でござりますので、両方足しますと、五百十三万一千キロリッターであるうかと思ひます。

○上原委員 すでにオーバーしていけるわけですね。その数字若干おかしい、おかしいといふふうでございます。

○清瀬説明員 それで、その数字若干おかしい、おかしいといふふうでございます。

は、要するにいまの民間企業、この五社が備蓄をしておるものあるいは工事をしているもの、また、

まだ許可がされてないけれども、計画した、ぜひこれだけは備蓄をしてみたいという申請を出しているものを含めて六百七十二万三千五百五十四キロリッターぐらいになりますか、私の数字では。しかしこの量よりもかなり上回るという言い分もあるわけです。したがつて七百万キロリッターくらいの備蓄計画を持つている。しかもその六百万余りはすでに工事を発注して実施をしている段階なんです。そうしますと、県が言つておる五百万キロリッターといつものをはるかに上回る。ここに問題があるということをわれわれは指摘をしているわけですが、通産省の立場ではこの新規計画まで含めて許可するつもりなのか、あるいは会社側との関係といつものはどうなつておるのか。この点も明らかにしていただきたいと思います。

○清瀧説明員 既存計画を含めまして私どもが承

知しております規模は、原油、半製品タンク、トータルいたしまして六百三十二万三千キロリッター

というふうに承知しております。

なお、それ以上のタンクは恐らく、これは想像でございますが、原油なり半製品を入れるタンク

ではございませんで、たとえば水用のタンクとか、スラッジ処理用のタンクとか、そういう直接油と

は関係のないタンクが通常精製工場なりそういう

基地に設けられますので、それも含まれておるのではないかといつふうに想像しております。

○上原委員 あなたそんな想像で物を言つてはい

けませんよ。じや石油タンクでないタンクがある

なら、それも含めて資料を提出してください。い

ずれにしても計画中のものを入れて六百三十二万

三千キロリッターはすくに立地するようになるわけですね。

○清瀧説明員 現在の民間の石油備蓄は、石油備

蓄法に基づきます備蓄義務者といつものが五十四

年度末、九十日備蓄といつ計画のもとに進められておるわけでございます。そいつしたことと私ども

の承知しておりますこのタンクの計画といつものは、そいついた備蓄の義務者がそれぞれ必要とするタンクの量であろうといつふうに承知してお

ります。

○上原委員 そうしますと、義務者の方でいろいろやるといつことですが、これは非常に大きな政

治問題に現在発展しておりますので、最初言いまし

たように、沖縄県としては、二社はこの金武湾一帯だけでなくして、西原村、中城村あたりにもあるわけですね。それを含めて沖縄に備蓄するものは五百万キロリッターに抑えたいといつのが沖縄県の一貫した姿勢なんですよ。そこは皆さんほど受けとめておられるの。五百万キロリッターといつのは金武湾一帯と沖縄県は見ておるといつ見解とか、あるいは中城、西原にある沖縄石油なり日本石油を含めて五百万キロリッターと沖縄は踏まえているとお考えなつか、その点も皆さんのが見解といつものを見た際明らかにしておいていただきたい。

○清瀧説明員 地元での五百万キロリッターの論議につきましては、復帰以前の話として承つております。

○上原委員 それで、その後、たとえば四十七年度では、C

T Sの可能性調査といつたことで調査も行われた経緒もござります。そいつたことで、私どもの現在の立場では、その五百万がどういうふうに限

定されるのかといつたことではちょっとお答えしかねる面がござりますので、できるだけ地元の理解なり協力なりを得られるよう、そいつた手順を踏んで、建設なり備蓄の推進に努力してもらいたいといつ趣旨で指導しておるわけでございま

す。

○清瀧説明員 地元での五百万キロリッターの論議につきましては、復帰以前の話として承つております。

○上原委員 それで、その後、たとえば四十七年度では、C

T Sの可能性調査といつたことで調査も行われた経緒もござります。そいつたことで、私どもの現在の立場では、その五百万がどういうふうに限

定されるのかといつたことではちょっとお答えしかねる面がござりますので、できるだけ地元の理

解なり協力なりを得られるよう、そいつた手順を踏んで、建設なり備蓄の推進に努力してもら

いたいといつ趣旨で指導しておるわけでございま

す。

○清瀧説明員 その調査は確かに四十七年度当

時の調査でございまして、その後の大変な変化と申しますと、消防法によります防災消防関係の規制

は非常に厳しくなりまして、たとえて申し上げま

すと、タンクに必要とする敷地などは約二倍ぐら

い必要とするといつふうな変化がござります。そ

ういったことを前提に考えますと、物理的な面で

は従来とは違つた環境にあるといつふうなことだ

と理解しております。

○上原委員 それともう一つは、この報告書によ

りますと金武湾一帯をA地区、B地区、C地区、D地区、E地区と分けていろいろ埋め立て計画を

やつて二千万キロリッターくらいの石油備蓄基地にしたいといつ広大な構想を描いているわけですか

す。だがこのC地区、D地区、Eは宮城島ですか

ら、これも実際問題としてまだ造地がされていな

いと思う。D地区、E地区の埋め立て計画も現在

のところありませんね。

府として、この全国的な備蓄増といつことと関連

をさせて、企業にやつてもらいたいとか、ああい

うようなお考えはいまのところないといつことですね。

○清瀧説明員 現段階で私どもが承知しておりますのは、ただいまの数値でござります。

○上原委員 それともう一点、埋め立ての問題で

すが、これは大分古い資料で、皆さんのが四十八年

の三月に日本工業立地センターに委託をして、沖縄CT S調査報告書といつのがかなり膨大なもの

ですが、できているのです。これをちょっと読ん

でみたのですが、の中に、二千五百万キロリッター

とかそういういろいろなことも書いて、CT Sを評価するようなことです、あの時点とこの時点

とは国内経済もいろんな面で変化がありますよ。

また水島事故以降あるいは消防法の改正、コンビ

ナート規制法等の関連においても、当初の時点よりは、石油を備蓄する施設をつくるといつ面で

は大きな規制がある。したがつて、この基礎資料

というのは私は全然適用できないと思うのです。

私はそいつ思うのですが、その点は通産省の御見解

どうですか。

○清瀧説明員 その調査は確かに四十七年度当

時の調査でございまして、その後の大変な変化と申

しますと、消防法によります防災消防関係の規制

は非常に厳しくなりまして、たとえて申し上げま

すと、タンクに必要とする敷地などは約二倍ぐら

い必要とするといつふうな変化がござります。そ

ういったことを前提に考えますと、物理的な面で

は従来とは違つた環境にあるといつふうなことだ

と理解しております。

○上原委員 それともう一つは、この報告書によ

りますと金武湾一帯をA地区、B地区、C地区、

D地区、E地区と分けていろいろ埋め立て計画を

やつて二千万キロリッターくらいの石油備蓄基地にしたいといつ広大な構想を描いているわけですか

す。だがこのC地区、D地区、Eは宮城島ですか

ら、これも実際問題としてまだ造地がされていな

いと思う。D地区、E地区の埋め立て計画も現在

のところありませんね。

○上原委員 そいはぜひ十分現地の関係者の

意見などを踏まえていたいで、この問題に対処

していただきたいと思うのです。

○上原委員 そこで環境省長官、もう時間が参りましたので、

私は備蓄計画といつもの全体像を真っ向から否

定するものじゃありませんが、これは背景、要因

といつものがあるのですね。ですから、県知事がこれだけの意見書を出している、要請書を出して

いるわけですから、それを踏まえて、ぜひこの石油備蓄の問題については対処をしていただきたい

と、明らかになつたし、四十八年当時の調査報告も基礎数値は大いに変化があるわけですか、そいつ

う前提を踏まえて沖縄側の要求に十分この点は明らかになつたし、四十八年当時の調査報告も基

礎数値は大いに変化があるわけですか、そいつ

う前提を踏まえて

私は思いますが、沖縄はもう基地公害だけでも大変ですから、余り公害産業だけを——十分そちらについては政治の課題としてお考えになつて御配慮を賜りたいと思います。

そこで、時間が参りましたので最後に、先ほど申し上げましたように、西表の自然林保護ということと、よく話題になりますイリオモテヤマネコの保護といいますかその関連なんですが、環境庁は、二月いっぱいに西表島を鳥獣保護指定地域としていきたいということいろいろ御配慮をいただいたのですが、また地元からの意見なども若干出て伸び延びになつてます。要するに申し上げたいことは、ヤマネコだけが大事にされてもいいなし、かといって、人間を大事にするということで地域開発を優先をさせて、ヤマネコが生息できないようなことであつてもいけないと思うのですね、世界的な天然記念動物ですからね。

そういう意味で、この両面を調和させて、どちらも生かしていくことは大変むずかしい行政面があると思うのですが、私はしかしこれはやらなければいけない課題だとと思うのです。そういうことで私もお尋ねしておきたいのですが、今までこの問題に環境庁としていま申し上げたような趣旨を生かしながらやっていくのか、御決意のほどを伺つておきたいと思います。

○山田国務大臣 貴重なヤマネコがおりりますので、これの生存というものを確保していくために、保護地域の設定ということはぜひ必要だとは思つけれども、しかしながら、一方、何しろ島民の生存ということは当然考えていかなければならないことでございます。したがつて、われわれとしては、その両方の必要性というものを十分調和するというようなところでの問題については善処していきたい、こういう考へでございます。

○上原委員 なかなか私の質問を、どっちだけを強調しているかわからぬで、そういうわからぬ御答弁になるかと思うのですが、いつごろまでに結論をお出しになるお考えですか。

○出原政府委員 実は、二月十五日の自然環境保

ずお伺いしたいと思います。

○山田国務大臣 その点は変わりがないというふうに御了解いただきたいと思います。

○市川委員 そこで、具体的な問題を提起したいと思います。

東京国際空港におけるジェット機のエンジンテストによって、東京の大田区あるいは神奈川県の川崎市の住民は深夜その騒音公害に非常に悩まされているわけでございますが、特に川崎市川崎区の殿町あるいは夜光、末広町、四谷上町、浜町、こういう住民から、深夜ものすごい音がする、あるいは毎晩騒音で目が覚めてしまう、この真夜中に全く非常識な企業があるものだと、あるいは特に冬場がうるさくて安眠ができない、しかも二階にはもうとても寝ていられない、こういう苦情が非常に殺到しているわけでございます。

川崎市の公害局が最近測定いたしましたデータによりますと、これは昨年、五十二年十一月十二日の調べでございますが、測定場所が五ヵ所ございますが、それそれ最大値で七十七ポン、測定をした時刻は午前一時五十七分、七十八ポンとか八十ポンとか、こういう午前一時あるいは午前二時に近い時刻で調べてみて、継続時間約百三十秒あるいは百五十秒、こういう時間、こういう深夜に八十ポンとか七十七ポンという騒音を出しているわけです。このデータは、四十七年の四月に運輸省航空局と川崎市が合同で調査したデータとそんなに変わらないと思うのです。

こういう現状に対しまして、まず、環境庁としてどう御認識され、対処されようとしておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○橋本(道)政府委員 いま先生からお話をございました午前一時半ごろにそのような音を出すところの、その点をお伺いしたいと思います。

これは長官にお伺いしたいのですが、現在におきましても、この環境庁の騒音防止に関する行政

はプロペラ機だけの時間の制約は入っていますが、ジェット機の方は入っておりません。これは

国際便等の問題があるのだろうと思いますが、少なくとも一時過ぎのその時間にそういうテストを行なうことがあります。

○市川委員 そこで、先ほどの環境庁長官の運輸大臣に対する勧告に対しても、運輸大臣から回答が出ていますよね。その回答の中で、まあこの回答に問題があるのですけれども、「エンジンテストの時間及び場所は原則として次のとおり指定することができます」。

○市川委員 そこで、先ほどの環境庁長官の運輸大臣に対する勧告に対しても、運輸大臣から回答が出ていますよね。その回答の中で、まあこの回答に問題があるのですけれども、「エンジンテストの時間及び場所は原則として次のとおり指定することができます」と、こういうふうにいたします。

件に合致してない、この問題について環境庁は現時点でどういうふうにお考へになつてこれらの対策をされようとしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘にございましたように、東京国際空港につきましては、運輸省からの答える中には時間が入つております。しかし飛行場を使う時間は入つておるわけでございます。そういうことで飛行場を使う時間の中でテストをするなら、まだこれは余り物が言えないと、いうことでござりますけれども、深夜の一時過ぎに消音装置もないところでやるということは、確かに国際便という事情はあるにもせよ、やはりこれは非常にまずいのではないか。ただし、成田空港に国際便が移るということでござりますから、いずれ状況は非常に変わることと思いますが、環境庁としては運輸省と言つのです。市川委員 環境庁としては運輸省と言つのです。が、きょうは運輸省の方にも来ていただいておりますので、運輸省として現状についてどういうふうにお考へになつておられるのか、その最新の時点での対策について、もしお考へがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○田代説明員 ただいま環境庁からお答えがあつたとおりでございます。確かに羽田の現在のU地区におきまして夜中にエンジンテストをいたしております。それが周辺の住民の方々に、夜中におきまして騒音を出しますのですから、いろいろ地元の方に御迷惑をかけていることも事実でございます。

私どもいたしましては四十七年に、それ以外のところで行つておきましたものをU地区というところで、少なくとも周辺の方々に一番影響の少ないと思われる場所にエンジンテストの場所を移しました。そして、そこに限るということでございましたが、その後、やはり騒音が非常に多いものでございましたので、二度にわたりまして飛行機の軸の方に合致してない、この問題について環境庁は現時点でどういうふうにお考へになつてこれらの対策をされようとしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘にございましたように、東京国際空港につきましては、運輸省からの答える中には時間が入つておりません。しかし飛行場を使う時間は入つておるわけでございます。そういうことで飛行場を使う時間の中でテストをするなら、まだこれは余り物が言えないと、いうことでござりますけれども、深夜の一時過ぎに消音装置もないところでやるということは、確かに国際便という事情はあるにもせよ、やはりこれは非常にまずいのではないか。ただし、成田空港に国際便が移るということでござりますから、いずれ状況は非常に変わることと思いますが、環境庁としては運輸省と言つのです。市川委員 環境庁としては運輸省と言つのです。が、きょうは運輸省の方にも来ていただいておりますので、運輸省として現状についてどういうふうにお考へになつておられるのか、その最新の時点での対策について、もしお考へがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○田代説明員 ただいま環境庁からお答えがあつたとおりでございます。確かに羽田の現在のU地区におきまして夜中にエンジンテストをいたしております。それが周辺の住民の方々に、夜中におきまして騒音を出しますのですから、いろいろ地元の方に御迷惑をかけていることも事実でございます。

私どもいたしましては四十七年に、それ以外のところで行つておきましたものをU地区というところで、少なくとも周辺の方々に一番影響の少ないと思われる場所にエンジンテストの場所を移しました。そして、そこに限るということでございましたが、その後、やはり騒音が非常に多いものでございましたので、二度にわたりまして飛行機の軸の方に合致してない、この問題について環境庁は現時点でどういうふうにお考へになつてこれらの対策をされようとしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘にございましたように、東京国際空港につきましては、運輸省からの答える中には時間が入つておりません。しかし飛行場を使う時間は入つておるわけでございます。そういうことで飛行場を使う時間の中でテストをするなら、まだこれは余り物が言えないと、いうことでござりますけれども、深夜の一時過ぎに消音装置もないところでやるということは、確かに国際便という事情はあるにもせよ、やはりこれは非常にまずいのではないか。ただし、成田空港に国際便が移るということでござりますから、いずれ状況は非常に変わることと思いますが、環境庁としては運輸省と言つのです。市川委員 環境庁としては運輸省と言つのです。が、きょうは運輸省の方にも来ていただいておりますので、運輸省として現状についてどういうふうにお考へになつておられるのか、その最新の時点での対策について、もしお考へがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○田代説明員 ただいま環境庁からお答えがあつたとおりでございます。確かに羽田の現在のU地区におきまして夜中にエンジンテストをいたしております。それが周辺の住民の方々に、夜中におきまして騒音を出しますのですから、いろいろ地元の方に御迷惑をかけていることも事実でございます。

まの場所の範囲ではできないので、場所を拡張しなければならない、しかしいまの羽田の状況から考えて、場所の拡張はできそうもないから、これもちょっと無理です。代替対策として、いまお話しになつた、機首を変えて噴射口を海の方に向かって、機首を変えて噴射口を海の方に向かって、夜中に音が出てることも事実でございます。

私たちもいたしましては、その当時川崎市のかなり状況は好転したわけでございます。しかし、ながら依然として、いま先生の御指摘のように、方々あるいは大田区の方々からいろいろ御要請がございました際に、成田ができます場合には、その後の羽田の状況を見まして、できるだけ効果のある方法をとりたいというお話ををしておつたわけですが、冬場は全然効果がない。あるいは、いまもございません。具体的に申しますと、現在のU地区に駐機場に近づいています。スペースが狭いものでございますので、そこに何かの施設をするといふことも不可能でございますし、また駐機場の関係がござりますので、その機軸をさらに沖の方に振るということもなかなかむずかしい事情にございました。しかしながら幸いにこの三月末に成田新空港が開港する予定になつておりますので、その後の羽田の状況を見まして、できるだけ地元の方々に御迷惑のかからないような適切な方策を講じたいと考えておるわけでございます。

○市川委員 大体そこまでは私たちも一応承知はしているのですが、ただ地元は一貫してテスト場所の移転をしてもらいたいという要求と、それから二項目を要求してきました。それは、エンジンテストについては防音設備をしっかりとつけてもらいたいという、この二項目を要求してきましたと思うのです。いま御答弁がございましたが、テスト場所の移転については、羽田でもちろんエンジンテストはやってございますが、羽田でももちろんエンジンテストはやってございますので、その機軸をさらに沖の方に振るということもなかなかむずかしい事情にございました。しかしながら幸いにこの三月末に成田新空港が開港する予定になつておりますので、その後の羽田の状況を見まして、できるだけ地元の方々に御迷惑のかからないような適切な方策を講じたいと考えておるわけでございます。

○市川委員 大体そこまでは私たちも一応承知はしているのですが、ただ地元は一貫してテスト場所の移転をしてもらいたいという要求と、それから二項目を要求してきました。それは、エンジンテストについては防音設備をしっかりとつけてもらいたいという、この二項目を要求してきましたと思うのです。いま御答弁がございましたが、テスト場所の移転については、羽田でもちろんエンジンテストはやってございますが、羽田でももちろんエンジンテストはやってございますので、その機軸をさらに沖の方に振るということもなかなかむずかしい事情にございました。しかしながら幸いにこの三月末に成田新空港が開港する予定になつておりますので、その後の羽田の状況を見まして、できるだけ地元の方々に御迷惑のかからないような適切な方策を講じたいと考えておるわけでございます。

○市川委員 大体そこまでは私たちも一応承知はしているのですが、ただ地元は一貫してテスト場所の移転をしてもらいたいという要求と、それから二項目を要求してきました。それは、エンジンテストについては防音設備をしっかりとつけてもらいたいという、この二項目を要求してきましたと思うのです。いま御答弁がございましたが、テスト場所の移転については、羽田でもちろんエンジンテストはやってございますが、羽田でももちろんエンジンテストはやってございますので、その機軸をさらに沖の方に振るということもなかなかむずかしい事情にございました。しかしながら幸いにこの三月末に成田新空港が開港する予定になつておりますので、その後の羽田の状況を見まして、できるだけ地元の方々に御迷惑のかからないような適切な方策を講じたいと考えておるわけでございます。

○市川委員 そこで環境庁にお伺いしたいのです。が、環境庁は四十六年すでに運輸省にそういう勧告を出したわけですね。エンジンテストについて総合的に、夜間のテストが陸上に対し与える影響が少なくなるような施策を十分講じ得ると考えておるわけでございます。

○市川委員 そこで環境庁にお伺いしたいのです。が、環境庁は四十六年すでに運輸省にそういう勧告を出したわけですね。エンジンテストについては作業時間の制限、それから防音設備をつくりなさい、こういう勧告を出しているにもかかわらず、大阪には運輸省の方はそれにこたえた形で、作業時間も制限しました。遮音施設もつくりました。

しかし、東京国際空港はすつと今日に至るまでU地区という地区の限定だけで、作業時間も制限しなければ、防音設備もつくらないままに来たわけですが、これは環境庁として今後こういう問題を運輸省に勧告を強くしていくべきだと思いますが、その点、環境庁としてのお考へはどうですか。ませんけれども、私どもいたしましては、成田に国際線が移転いたしますと、羽田に現在ござい

でいきたいと思っております。

○市川委員 いまでは物理的な事情というものが大きな要因だったと思うのですよね。しかし、いまおっしゃるように、成田移転後は物理的な状況でスペースが生まれるから十分対策がとれるはずです。したがって、ここでもちろんいつまでにというようなことは要求はいたしませんけれども、エンジンテストについてとにかく作業時間の制限はあります、東京国際空港も環境庁の勧告に従つてエンジンテストは大阪空港並みにちゃんとやります、それから遮音施設もきちんとつけます、そういう条件が整わない限り、たとえ成田移転後も国内線をふやして、そしてさらにエンジンテストの騒音がふえるという事態にはいたしませんといふかたい決意が環境庁にもあるのかないのか。また、運輸省にもそういう住民の要求にこたえていこうという御決意があるのかないのか、この点について運輸省の方から先にお伺いしたいと思うのです。

○田代説明員 一般論で失礼でございますけれど

も、現在の飛行場問題、その中で最も大きな問題はやはり環境問題、騒音対策でございます。私どもいたしましては、今後航空輸送を伸ばしていく上からも、環境面に鋭意努力いたしませんと航空の将来はないという認識でございます。したがいまして、羽田の現在のエンジンテストの問題も含めまして、根本的に周辺の方々にできるだけの環境対策を今後とも努力して続けていく覚悟でございます。

具体的に申しますと、いまのU地区のところに消音器を置くなり、あるいはフェンスを置くなり、そういったことがいいのか、あるいはさらに別のところに場所を求めるとして、そこにエンジンテストの場所を移すとか、そういうことがいいのか、そういったことも含めまして、実は五十三年度に羽田空港の中の施設の再配置に関する調査のための予算がとつてございます。そういうものを使いまして、住民の方々に御納得いただくような施策を今後とも続けていく覚悟でございます。

○橋本(道)政府委員 四十六年の環境庁の勧告の中にもはつきり言つているわけでございまし

て、また運輸省の回答の中で時間を指定してないということとは確かにございますが、どうしても夜テストしなければならないのであれば、やはり施設やそういうものをちゃんとしなければならぬじやないかということを強く感ずるわけでござります。そういう点で、環境庁としてもこの問題については強く働きかけていく決意でございます。

○市川委員 十分な答弁ではありませんでした

が、とにかく技術的にはいろいろな問題があると思いますので、技術的な詰めとか、あるいはテス

ト場所の設定の詰めとか、もちろんそれを検討い

ただくのは結構なんですが、ぜひ住民に騒音公害

が及ばないようになりますために検討をいただきたいことと、作業時間も設定するという方向で

御検討を希望しておきたいと思います。

もし消音装置とかそういう遮音施設を導入する

ということになりますとかなり巨額のお金がかか

ります。それでは、そこで若干の整備を行つて若干の手直しをする、あるいは場合によっては若干のふくあいがある場合にそこを点検するわけでも、エンジンテストについてとにかく作業時間の制限はあります、東京国際空港も環境庁の勧告に従つてエンジンテストは大阪空港並みにちゃんとやります、それから遮音施設もきちんとつけます、そういう条件が整わない限り、たとえ成田移転後も国内線をふやして、そしてさらにエンジンテストの騒音がふえるという事態にはいたしませんといふかたい決意が環境庁にもあるのかないのか。また、運輸省にもそういう住民の要求にこたえていこうという御決意があるのかないのか、この点について運輸省の方から先にお伺いしたいのです。

○田代説明員 一般的で失礼でございますけれども、現在の飛行場問題、その中で最も大きな問題はやはり環境問題、騒音対策でございます。私どもいたしましては、今後航空輸送を伸ばしていく上からも、環境面に鋭意努力いたしませんと航空の将来はないという認識でございます。したがいまして、羽田の現在のエンジンテストの問題も含めまして、根本的に周辺の方々にできるだけの環境対策を今後とも努力して続けていく覚悟でございます。

○橋本(道)政府委員 四十六年の環境庁の勧告の中にもはつきり言つているわけでございまして、また運輸省の回答の中で時間を指定してない

ということとは確かにございますが、どうしても夜テストしなければならないのであれば、やはり施設やそういうものをちゃんとしなければならぬじやないかということを強く感ずるわけでござります。本日この場におきまして、作業時間を短縮するということにつきましては、もちろんの観点からちよつといろいろ検討させていただきました

と思います。本日この場におきまして、作業時間を短縮するということにつきましては、もちろんの観点からちよつといろいろ検討させていただきました

ると思いますが、これは運輸省でおやりになるのかあるいは航空会社でおやりになるようになるのか、この設置の責任はどこがお持ちになるのですか。

うのです。そういう意味で、これだけ空港周辺のいろんな問題が起きている中におきまして、単なる離着陸の航空機の発する騒音の規制だけでいいのかという疑問を私は強く持つていています。

が、この点についての環境庁としての今後のお考

えというか、やる方向で考えておられるのか、全然いまお手上げの状態なのか、お伺いしたいと思

います。

○橋本(道)政府委員 いま先生から御指摘のご

ざいました問題は、航空機騒音に係る環境基準の中のWECPNLでやるということは適切でない

ということございますが、環境庁の勧告の中に

も施設とか時間、そういう規定で入っておりまし

て、また運輸省もそういうことについて、こたえ

方についてはいろいろの問題があろうかと思いま

すが、やつておるわけあります。そういう点で、

航空機騒音防止対策の中で、フライトによるもの

と地上のテストというのをやはり分けてちゃんと

するということが基本ではないか。しかし、環境

庁がそれではここで施設の基準や音の量を決める

かということになりますと、これは環境庁自身がそこまで具体的に決める立場にはないと思います

す。ただ、問題としては強く働きかけるということ

で、そういうことで今回、ことしの予算で交通

公害対策室もできたわけでございますが、積極的な働きかけをしていくこととは強い決意でござりますが、環境庁自身が具体的に基準を設けて

やるということになります、現在のところは少し無理なことではないか。運輸省に強く働きかけていく

ことで対処したいと思います。

○市川委員 東京国際空港の沖合の移転の問題を

最後にお聞きしておきたいのです。

運輸省と東京都、大田区・品川区との三者で協

議会をつくつて、すでに過去五回会合を行つてき

た経緯があるというように聞いておりますが、い

まどういう結論に達しているのか。特にしびれを

切らした東京都側は、昨年十二月、運輸大臣に独自の移転計画を示したと聞いておりますが、この

○田代説明員 羽田空港が現在大田区、品川区を中心としました、あるいは川崎市の方々を含めました周辺の住民の方々に騒音公害を与えていたり、いうことは事実でございます。したがいまして、地元の方々あるいは東京都知事からの御要請もございまして、それを沖合いに移転する計画を国の方で考えてくれということでございまして、私どもも、その考え方につきましては、全く基本的に同感でございます。しかしながら、羽田空港を冲合いへ持っていくにしましても、やはり地域の住民の方々あるいは地方の公共団体の方々の御意見というものを踏まえませんと、なかなか皆さんの御満足いただける案が出ないということをございまして、昨年の秋うちから、先生いまお話しの四者協議会を発足させまして、いろいろ検討を続けておるわけでございます。

しかしながら、羽田空港の問題は、やはり東京湾の一部でございます。東京湾の全体計画、特に東京湾の中におきます海上航行の安全の問題、あるいは広く関東地方上空の空域の問題等々の関係もございまして、できるだけそいつた各方面との調整を図る必要がある。それでないと、りっぱな空港というわけにいかないわけでございますので、私どもとしましては、いろいろ各方面と調整を図りながら、一刻も早く皆様の納得いただけるような案を出したいということで、ただいま申しました東京都、大田区、品川区の関係の方々と協議を続いているわけでございます。ことしの二月一日に美濃部知事が大臣のところへお越しになりましたで、東京都の試案というものをお出しになりました。その案も一つの検討材料としまして、いま私どもの間で、その問題をめぐらまして検討を続いているわけでございます。

○市川委員 運輸省としては、将来やはり移転をするのだ、した方がいいのだという判断をお持ちで検討するわけですか、どうですか。

○田代説明員 そのとおりでございます。

○市川委員 羽田の問題につきましてはそういうことでございましたが、私は、離着陸の騒音だけ

ではない、これからのことを考えますと、そういう地上から出る航空機騒音についての住民の健康を守る立場での何らかの基準がやはり必要ではないうかと思つておりますが、この問題は、また後で鉄道の問題と関連してお尋ねをしたいと思います。

次に、国鉄の武藏野南線の振動、騒音のことについてお尋ねをしたいと思います。

御承知のように、首都圏の大動脈として、東京の外を回る環状線のルートとして国鉄の武藏野南線が昭和五十一年三月一日に貨物専用線として開通をいたしましてまる二年になろうとしておるわけですが、このうち川崎市の中原区の小杉トンネル部分や高津区の梶ヶ谷ターミナル周辺を初め、沿線で振動、騒音による住民の被害が起きていることは、もうすでに御承知のとおりだと思います。

私も何回か現場に参つておりますが、ガラスの戸ががたがた鳴る、もう全くまるで地震のようだ、あるいは家屋に変状を生じた、一階は騒音で、二階は搖れがひどい、ノイローゼになりそうだ、列車が通過するたびにどんどん音がするとか、こういう苦情が後を絶たないわけでございます。夜中に子供がびっくりして泣き出した、それを見て驚いたとか、こういう実情にあるわけですが、関係各位の御努力によりまして、騒音の方は、開通時よりはやや前進したことは認めますが、振動問題に至つては、全然一向に改善されてないと

○橋本(道)政府委員 鉄道関係の振動と騒音につきましては、新幹線が最も激しい問題がございまして、訴訟にまで至つたものがございまして、環境庁としても告示を出し、またそれ以降、環境基準の設定ということで、新幹線の環境基準を五十年七月に設定いたしました。また、振動規制法を五十一年に制定いたします折に、新幹線につきましての緊急に講すべき措置をどういう場合にやるべきという基準を示したところであります。正直に申しまして、騒音、振動と申しますのは、土地利用の形態あるいは土質に非常に関係をしておりまして、特に振動はむずかしい、余り今までに経験のないものでございます。

そういうことで、余りに激しい新幹線についてまずやつたということございますが、それ以降のほかの在来線につきましては、確かに問題のあるのは承知をいたしております。ただ、この問題は全国非常に広範な問題でございまして、国鉄のみならず民間鉄道に至るまでこれには関連をしてくる、しかも、きわめていろいろな場所であるといふことでございまして、この問題につきまして将来環境基準を設定する必要があるというこれまで、五十年度、五一年度、五二年度、三年度にわたりまして、この騒音、振動の実態調査とそれに対する住民の反応調査とをいたしまして、また今度は、五十三年度と五十四年度、二年かけて

○橋本(道)政府委員 いまの先生の御指摘のよ

うな問題点が客観的に見てあるではないかといふことに対しまして、私ども何ともお答えのむずかしいわけでございますが、問題として、生活の質

ではない、これからのことを考えますと、そういう部分では〇・五四ミリセコンド、五・四倍、こ

ういうデータが振動については出でているわけでございます。また、騒音につきましては、県条例と比べてみまして、中原区上小田中というところで四十八ホンで県条例の一・二倍、新城地区では五十三ホンで一・三倍、野川地区では八十七ホンで二・二倍、こういう実情があるわけです。

環境庁には、この国鉄の在来線についての振動、騒音を規制する何物もないわけですが、こういう現状について、どういうふうに認識をされ、どうしようというふうにお考えであるのか、まずそれを伺いたいと思うのです。

○橋本(道)政府委員 鉄道関係の振動と騒音につきましては、新幹線が最も激しい問題がございまして、訴訟にまで至つたものがございまして、環境庁としても告示を出し、またそれ以降、環境基準の設定ということで、新幹線の環境基準を五十年七月に設定いたしました。また、振動規制法を五十一年に制定いたします折に、新幹線につきましての緊急に講すべき措置をどういう場合にやるべきという基準を示したところであります。正直に申しまして、騒音、振動と申しますのは、土地利用の形態あるいは土質に非常に関係をしておりまして、特に振動はむずかしい、余り今までに経験のないものでございます。

そういうことで、余りに激しい新幹線についてまずやつたということございますが、それ以降のほかの在来線につきましては、確かに問題のあるのは承知をいたしております。ただ、この問題は全国非常に広範な問題でございまして、国鉄のみならず民間鉄道に至るまでこれには関連をしてくる、しかも、きわめていろいろな場所であるといふことでございまして、この問題につきまして将来環境基準を設定する必要があるというこ

とで、五十年度、五一年度、五二年度、三年度にわたりまして、この騒音、振動の実態調査とそれに対する住民の反応調査とをいたしまして、

○橋本(道)政府委員 いまの先生の御指摘のよ

うな問題点が客観的に見てあるではないかといふことに対しまして、私ども何ともお答えのむずかしいわけでございますが、問題として、生活の質

てきまして、そういう点が一つと、もう一つは公共性だから緩くていよいよ考え方ではございませんが、公共としての特殊性があることも事実でございます。しかし、このころは私どもの局の問題も、ほとんど実は公共性のものばかりになつてきております。空港、新幹線、道路、ほとんどすべて公共性の方に向いてまいりまして、交通公害対策室を設けたといいますのも、従来の企業公害とは違う、そういう点をやらなければならないということでやつと取り組む段階に入つてきました、そういうことでございまして、決して甘くしようと、そういう気ではございませんが、先ほど申し上げたような努力を積み重ねて対応していくという決意でございます。

○市川委員 やはり甘く見ていたのじゃないかと思うのですよね。そういう意味では、いまごろ腰を上げたというのはちょっと遅過ぎたと思うのですよ。もう新幹線をつくるときにすでにわかっているわけだし、あるいは武藏野南線をつくるときにもう予想できたと思うのですよね。ここで水かけ論を繰り返しても意味がありませんので、そういう点をまず御要望しておきまして、もっと具体的な問題に入りたいと思います。

武藏野南線の施行に当つたて、昭和四十五年六月二十日に川崎市議会第四常任委員会と同鉄道の振動、騒音の規制値について、日本国有鉄道の官下和夫東京第二工事局長及び日本鉄道建設公団の川崎敏視東京支社長、この三者が確認事項を三者合意でつくております。それによりますと、騒音、振動については、県条例の基準以下に抑えるよう努力する。なお、県条例の基準は、速度方式の算出方法による振動〇・三ミリセコンド、騒音では昼五十五ホン、夜五十ホン、深夜四十五ホン以下、こういうふうになつておるわけですね。こういう三者の確認事項があることは環境庁は御承知かと思いますが、確認しておきたいと思います。

○橋本(道)政府委員 十分承知をいたしております。

○市川委員 そこでお尋ねしたいのですが、その後国鉄側といふが、これは鉄建公団側だらうと思ふのですが、工場についてできた振動規制法の算出方法、これは御承知のように振動レベル方式、いま申し上げた神奈川県条例の算出方法は速度方式、この算出方法が違うわけですね。鉄建公団側から、その後振動規制法ができたので振動レベル方式で規制値を考え検討していくたま申し上げた川崎市議会としてはこれでは困りますが、川崎市議側としてはこれでは困るわけですね。せっかく県条例の基準値以下に抑えるよう努力しますという共通の土俵を設定した。三者がそれを合意して、署名捺印をしてスタートした。その後、この算出方法を速度方式から振動レベル方式に変えたいということは、これは單なる算出方法の問題ということよりも、非常に大きな問題なんですね。土俵を変えてしまうわけですからね。相撲で言えば、普通だれでも考える土俵で相撲をとろうと思っていたら、土俵に上がった途端に、もつと土俵を大きくしようじゃないかというような話と同じわけです。これは、そういう意味でこれは納得ができない。

環境庁としては、こういう特定工場について振動規制法をつくったその意図、趣旨から考えていい。持つてないからこそ自治体は苦労して、国鉄に対しては県条例で対応せざるを得なかつた。県条例で自己防衛のために対応して、しかもこれは強制で押しつけたわけではない、国鉄も鉄建公団も自主的に話し合つて合意して判こを押したわけです。こういうものに対しても一応法律ができる。これが守られる、こういうことについていろいろな、どうやら現実問題としていくかということで、本当に研究を重ねてその結論を出そうとしたことで、ちょっと時間がかかり過ぎているということで、ちょっと時間がかかり過ぎているというようなことは、この実態から見て私も非常に遺憾だと思っております。にもかかわらず、それに基づいてこれが守られるように、われわれとしてもひとつ努力して果たしていきたいと思っております。

○市川委員 そういう御決意を伺つたわけですが、どうですか、環境庁として在来線の振動、騒音についてこれを規制する基準を持つてない。したがつて、自治体が苦労して当時者同士で話し合つて約束事をつくつた。ところが、この大事な算出方法を変えたいとおっしゃつてきた、困ったのだから、その法律、方式に従えという立場に環境庁は立つておられるのか。それとも振動規制法ができる、振動レベル方式という算出方法はできたけれども、あくまでもそれ以前に決められた約束については、これは拘束をしないという立場に立つておられるのか、その点を確認しておきたいと思うのですが、どうですか。

○橋本(道)政府委員 いまの先生の御指摘の件はござりますか。

ただいま先生の御指摘のように、確かに確認書がございまして、私ども工事をいたします前にもうその確認書を取り交わしておりまして、それらのことを配慮いたしまして、トンネルの構造につきましても地中壁をつくるというよつた努力は建設のときいたしてあります。しかし残念ながら、これも先ほど先生の御指摘がございましたように、開業後いわゆる確認書の線よりもオーバーした数値が出ておる個所がございまして、私ども開業後もいろいろ調査いたしまして、いろいろその対策を講じておりますが、もちろん今後ともこれらについては達成すべく努力をしていく所存でございます。

○市川委員 三者合意事項は守るということですね。それで守るという守り方の問題なんですね。それでは、いまの御指摘のございまして、環境庁自身として直接関与した問題であります。

○橋本(道)政府委員 いまの先生の御指摘の件はござりますか。

ただいま先生の御指摘のように、確かに確認書がございまして、私ども工事をいたします前にもうその確認書を取り交わしておりまして、それらのことを配慮いたしまして、トンネルの構造につきましても地中壁をつくるというよつた努力は建設のときいたしてあります。しかし残念ながら、これも先ほど先生の御指摘がございましたように、開業後いわゆる確認書の線よりもオーバーした数値が出ておる個所がございまして、私ども開業後もいろいろ調査いたしまして、いろいろその対策を講じておりますが、もちろん今後ともこれらについては達成すべく努力をしていく所存でございます。

○市川委員 三者合意事項は守るということですね。それで守るという守り方の問題なんですね。それでは、いまの御指摘のございまして、環境庁自身として直接関与した問題であります。

うに県条例の基準値以下に抑えるよう努力する。問題はその算出方法なんですよ。これは換算する

というのですけれども、換算の方法がまたこれは異論があるわけですね。両者がそういう換算方法で理論的な論争になってしまつわけですよ。こんなことでは話にならないわけとして、あくまでも

県条例は、振動については速度方式で算出した基準値でいく、こういうことを前提にしているわけです。が、そういう速度方式による算出方法を含めてこの三者合意事項を守つていくといふお考えなのか、それとも振動レベル方式でこだわつていくといふお考えなのかと、うなことを伺いしたいと思います。

○天野参考人 ただいま御指摘の振動レベル方式でいか速度方式でいかと、いうことにつきましては、換算した数値自体についてはこれはどういふ値をとるかと、うところに違いがあるわけでございまして、この値をとるのだということにつきましては同等と考えられると思ひますので、私どもとしましては振動レベルで測定したもので、たゞどの値をとるか、最高値をとるのか、あるいは平均値をとるのかと、いうことについては確認事項に基づいたもので対処していくかと思つておりますけれども、数値自体につきましては同等と考えております。もちろんそれを速度で換算して速度で出せということであれば、これは私申し上げましたように同等でござりますので、その線で今後努力していくと、うことです。

○市川委員 そこが意見の分かれるところで、これは私は専門的な知識を持ち合わせていてるわけじゃありませんからあれですけれども、やはりこれは速度方式で数値を出そう、そういう速度方式で数値を出すのだという想定で測定するとの振動レベル方式の想定で測定するのでは測定の仕方に違つてあるでしょうし、同一地点では違つてないのだということを鉄建公団側はおっしゃつてゐるのですが、川崎市側は納得してない。これは約束なんですから、こんなことで理論闘争しても意味がないわけですよ。ですから、これは約束の原点にお戻りになつて、速度方式で測定をし、速

度方式の数値を出すという前提で測定をなさり、速度方式の数値を出して、そしてそれが約束の県条例に合つておるのか合つてないのかという立場で約束を守つていくのだ、こういうお立場に立つていただきませんと、これは士儀を壊してしまつてある。幾ら同一地点で測定をすれば、換算すれば数値は同じなんだというけれども、そこに何となくごまかしがあつて市側の不信感、地元側の不

信感を呼んでおるわけですから、トラブルを解決するという立場に立ちますと、最初の約束といふのは大事なんです。守れない約束だつたら最初からしなければいい。約束をした以上はやはりきちんと守らなければいけない。技術的に何も困難なわけじやないのですから。今までそういう測定の方法をやつてきたのじやありませんか。それを何もいまになつて振動レベルでやりますといつて問題をわざわざこんがらかせて、地元の不信感を呼ぶことはないのだ。お約束なんだからお約束どおりの算出方法で県条例以下の基準値に抑えるよう努力していきます、こういう姿勢がます欲しいと思ふのです。その点についてどうですか。

○天野参考人 ただいま私の申し上げ方が少し舌足らずでございまして、最後に申し上げましたように速度方式、これは同等ということで、これは先ほどちょっと申しました通り方が最高か平均かということは問題がござりますけれども、方式につきましては速度といふことで努力していくといふことです。その点についてどうですか。

○市川委員 環境庁もこういうことをよく御承知の上で今後お願いしたいと思うのですが、この振動问题是技術的に非常に対処がむずかしい。恐らくは速度方式の想定で測定するのでは測定の仕方に違つてあるでしょうし、同一地点では違つてないのだということを鉄建公団側はおっしゃつてゐるのですが、川崎市側は納得してない。これは約束なんですから、こんなことで理論闘争しても意味がないわけですよ。ですから、これは約束の原点にお戻りになつて、速度方式で測定をし、速

ら十一時までの上り下りが合わせて通過車が十回、それから午後十一時から十二時までが七回、午前零時から午前一時までが十回、午前一時から午前二時までが十一回、昼間は四、五回、こういうふうに圧倒的に休む時間、深夜に多いわけですね。したがつて、振動、騒音について技術的な対策がないとしますと、これは住民に対しては県

条例を守るように努力しますから――努力しますからと、うことはやりますということですよ。それをいまになつて、あれは単なる努力目標というの、これは全く詭弁です。そういうことじやいかぬと思うのです。努力すると約束した以上は守らなければいけない。それに対する技術的な対策がないなら、何らかの誠意を国鉄として示す必要があると思うのです。こういう真夜中に集中して多いしたがつて、ダイヤ編成を変える、間引き運転をする、あるいは振動のひどい地域の通過についてはスピードをダウンさせる、当面国鉄としてはこういう努力をいたしましたといつて前進の改善された姿勢が示されなければならないと私は思うのです。それを約束はしたけれども、二年も経過した。しかしこれは技術的に非常に困難だから、むずかしいからなんということではつたらしくしておくことはいけないと思うのです。そういうことについて、こういう物理的な措置を講ずることによって、多少なりとも緩和することは可能なんですから、そういう誠意ある努力をなさるお考えが全くないかどうか、国鉄の関係者にお答えをいただきたいと思います。

○從野説明員 お答えいたします。

先生当初お話をございましたように、武藏野線の性格については、私がここであえて申し上げるのは、武藏野線をつくりました経緯といいますのは、首都圏におきます通勤通学輸送を主体といたします。そういう輸送に対応するために、どうしても貨物の対策をやらなければいけないということでお建設をいたしました。それは結局貨物のダイヤそれからスピードダウンといふ問題になるのですが、この武藏野南線の桿ヶ谷駅地点の時刻表を拝見いたしますと、午後十時か

これも御承知かと思ひますが、貨物の性格といいますものが、昼間に荷物を集め、あるいは昼間に配達をしなければいけないというような性格を持ております。したがいまして、どうしても夜間にある程度まとまつてくるというのは、これは必然的な性格を持つておるということを申し上げます。私たちといつましても、できる限り先生御指摘のように夜間に走るということはあります。ちなみにあの地区の列車回数は現在どのくらい走っているかと申し上げますと、大体百三十本くらい走っているのではないかと思ふのですが、どうしても先ほど申し上げましたように夜間に走つてゐるわけではありません。私たちといつましても、午後十時から朝の六時くらいと運転をする、あるいは振動のひどい地域の通過についてはスピードをダウンさせる、当面国鉄としてはこういう努力をいたしましたといつて前進の改善された姿勢が示されなければならないと私は思うのです。それを約束はしたけれども、二年も経過した。しかしこれは技術的に非常に困難だから、むずかしいからなんということではつたらしくしておくことはいけないと思うのです。そういうことについて、こういう物理的な措置を講ずることによって、多少なりとも緩和することは可能なんですから、そういう誠意ある努力をなさるお考えが全くないかどうか、国鉄の関係者にお答えをいただきたいと思います。

○從野説明員 お答えいたします。

先生当初お話をございましたように、武藏野線の性格については、私がここであえて申し上げるのは、武藏野線をつくりました経緯といいますのは、首都圏におきます通勤通学輸送を主体といたします。そういう輸送に対応するために、どうしても貨物の対策をやらなければいけないということでお建設をいたしました。それは結局貨物のダイヤそれからスピードダウンといふ問題になるのですが、この武藏野南線の桿ヶ谷駅地点の時刻表を拝見いたしますと、午後十時か

に考えておるわけでございます。したがいまして、先生から非常に対策はむずかしいじゃないかとう御指摘ありましたとおり、この問題は、振動のことは約束対策、原因、伝播等を含めました対策については非常にむずかしゅうございまして、われわれとしては、何としてもそういういた線路における対策で努力をしてもらおうじやないかということと公団にもいろいろ御相談を申し上げまして、いろいろな方法を現在やつていただいております。残念ながら、現段階でこれはという成績が上がつておりますので非常に申しわけないとは思つておるのでございますが、先生御指摘のお約束もあることでもございまして、何としても少しでもいい方法を早く見つけて実現をしたい、このように考えておるわけでございます。

正確なお答えにならないかと思ひますが、国鉄としての輸送といつ面から非常にむずかしいといふことで、せひとも御理解を賜りたい、このように存じ上げるわけであります。

○市川委員 非常に長い御答弁をいたいたのですが、国鉄を早く見つけて実現をしたい、このように考えておるわけでございます。

○市川委員 非常に長い御答弁をいたいたのですが、そのわりに非常に抽象的で全然わからぬいわけです。私が伺ったのは、武蔵野南線については技術的にいま対処はできないわけでしょう。鉄建公団も今までできないと言つてお手上げなんですよ。技術的に今度は対処する方法をこれから開発して考へるわけです。この努力は当然やつていただかなければ困る。だけれども、当面はお手上げの状態です。ではどうしたらいかと、物理的に対処するしかないでしようというのでも、間引き運転するとか。もちろん國鉄の公共輸送の使命といふものは、われわれも認識しております。いろいろ御苦労なさつておることも十分に理解はしておりますが、しかし最初に約束しておるわけですよ。それだったら、最初から後で問題が起きてないようにちゃんと土地を全部買えばいいのです。地下鉄の上を全部買えばいい。地上権八割なんて、二割予算でけちつたために結局こういふ問題が起きたわけでしょう。ちゃんと全部そつくり買って、上に人を住まわせないようにはれば、

それはそれでいいのです。それを結局予算の関係で上には住まわせます、地上権八割で住まわせます、財源は節約はしました、振動のことは約束はしました、二年経過しました、できません、國鉄の公共性を御理解いただきたい、これでは公共性にあぐらをかいているようなものじゃありませんか。そうでしょう。やはり約束をしたのですか私か質問しているのは、いまの時点では間引き運転をするか、スピードダウンをするという物理的な対策を講ずるしか対策はない。はつきりしてい。それに対して、事情があるでしようから、何も全部全く理想的にやれとは申し上げませんよ。何らかの住民に対する一步前進の誠意ある姿勢といつもののがどれなのかということです。このうぞ簡潔にお願いしたいと思います。

○従野説明員 先ほど私がお答え申し上げたところでもやりたいということです。この御答弁をいまお願いしたわけでございます。どうぞ簡潔にお願いしたいと思います。

○市川委員 時間が迫つてきていますので、問題を変えていきます。

次に自動車排ガスのNO_xの問題でお尋ねいたします。

○市川委員 時間が迫つてきていますので、問題を変えていきます。

○市川委員 正式な報告書は受け取つてないといふことでございますのであります。NO_xによる汚染濃度が住民の健康影響に強い関連性があることは、この報道で明らかにされているわけですが、いままで一部には、環境庁の窒素酸化物の環境基準について、科学的根拠は乏しい、厳し過ぎるとかいう業界あるいは通産省あたりからの御批判があつたようです。この調査が正式にまとまった時点では、環境庁としては、恐らく今までの環境庁の主張が裏づけられるような報告になつてゐるのじやないかと思うのですが、今後この窒素酸化物の規制について大気汚染防止のための行政姿勢にいささかも後退があつては困るので、この点は長官にぜひお伺いしたいのですが、今後の御決意いかんということをまず簡単に長官の所信をお伺いしたいと思います。

○山田国務大臣 御承知のようだ、ただいま中公審で審議していただいているわけでございまして、われわれといつしましてはちょっといま五年の見直しということになつておりますが、いままでの国内的な科学知見、動物、そしてまた海外のいろいろな知見というものを土台にして、ひとつわめて冷静に、客観的にこの問題についての答申をしてもらいたいということになつております

したわけでございます。これは統計的ないわゆる標準的な解析を行つた報告書でございますが、これをもとにいたしまして学者の先生方がさらにいろいろな文献あるいは統計的な一步深まつた解析研究をしたい、こういう申し出がございましたので、それにつきまして委託研究をいたしたわけでございます。現在私が聞いておるところによりますと、先週の末に原稿が大体でき上がつたので、それにつきまして委託研究をいたしたわけでございます。

○橋本(道)政府委員 環境基準の達成につきましては、私の地元の鎌倉市の例で申し上げます。これは、環境庁が四八年五月に告示した環境基準で、それにつきましては、環境基準が四八年五月に告示されたときに、この目標値の一日平均値〇・〇二ppmで、この目標値の達成年限は五年以内、こういうふうになつておられます。この達成の責任の行政的な主体者は、それをお伺いしたいと思います。

○橋本(道)政府委員 環境基準につきましては、公害対策基本法の第九条にございまして、政府が総合的な施策を講することによってそれが達成されるよう努めなければならないといふにされております。またもう一点留意願いたいのは、環境基準についての九条第一項で「維持されることは望ましい」という形でございまして、維持されることが望ましいといふに努めなければならないといふにされております。またもう一点留意願いたいのは、環境基準についての九条第一項で「維持されて維持されるかどうか」ということでございまして、一つの機関の恣意的な形によつてはできない、それが総合施策の一つの特性でございますので、政府としては総合的な施策を、あらゆる努力をして講じてそれを達成する政策的な責務を持つとして、一つの機関の恣意的な形によつてはできない、それが総合施策の一つの特性でございますので、政府としては総合的な施策を、あらゆる努力をして講じてそれを達成する政策的な責務を持つ

○市川委員 そこで鎌倉市を例にお伺いしたいのですが、これで鎌倉市を例にお伺いしたいのですが、これで鎌倉市を例にお伺いしたいのですが、これが御承知のように観光地でございまして、車が非常にたくさん押し寄せてくる。大体一日に六万一千六百四十七台、年間で約一千万台の車が、これは流入する車の台数ですけれども、入ってくる。市外の観光客が約二千二百万、人口の相当の倍数の観光客がどど押し寄せてくるわけですね。それで当然自動車の渋滞がひどいわ

と、環境庁の一時間値の一日平均値〇・〇二〇〇mを全部超えているわけです。たとえば五十年の調査で、平均値でいきますと鶴岡というところで〇・〇二七、淨明寺で〇・〇二九、長谷で〇・〇二六、山ノ内で〇・〇三七、手広で〇・〇三七、京浜女子大で〇・〇三六、こういうふうに平均値で見ましてオーバーしているわけですが、こういう問題を解決しようとしても自治体ではどうにもならないわけですね。財政的にまず自治体の解決能力をオーバーしている。交通規制をしなければならない。交通規制は警察署なり県警で握っておるわけですから、自治体だけの一存ではどうにもならない。あるいは上高地であるとか、ああいう国立公園でやっているような規制法、私たちもそれは調べてみました。あるところまではマイカーを入れるけれども、そこから、駐車場で車からおろしてしまって、後は路線バスに乗りかえさせる、そういうことも考えてみましたが、しかしこれは駐車場の設置が必要だ、あるいは渋滞をなくすためには、バイパスをつくるとか道路の整備をしなければならぬ。しかしこれも用地とかあるいは今度は住民の問題とかいろいろな困難な問題がありますて、一自治体でこうした問題の解決が非常にできない。特にこういう鎌倉市のような観光地で流入の観光客が年間二千万もやってくる、一日六万台も車が入ってきちゃう、どうにもならないという実情にあるわけです。これはやはり先ほど御答弁にありましたように、このN.O.Xの基準値の達成は国が総合的施策を講ずることによって達成するのだというお話をございましたが、環境庁としてこういう現状に対し、どういう総合的施策を講じてやろうとしておられるのか。恐らく抽象的な御答弁になるのだろうと思うのですが、時間がありませんので九十何%のカットということでございました。それからトラック、バスにつきましては、

○橋本(道)政府委員 まず第一の問題は、排出規制でございまして、五十三年規制は世界で最も厳しいもので九十何%のカットということでございました。それからトランク、バスにつきましては、鎌倉の場合は余り関係がないかも知れませんが、これは五十四年規制をいたしまして、それから五十年代の末までにもう一段厳しくしよう。それで大体六十年ころには昭和四十年ころの程度、それから六十年代の中ごろには昭和三十年代の中ごろの程度まで下げようということであります。

ただそれはもうそこで限度がございまして、あとは交通の流れというものがござります。私もときどき警察署の方に直接参って、鎌倉のことではございませんが、いろいろ全般のことをお願いしております。それからもう一つは道路構造とか町並みということがございまして、これは建設省の方と非常に関係のあることでございまして、これは騒音の方に関連して要請したわけでございますが、道路の構造や周辺の問題ということで、環境庁長官から建設大臣に要請を出してあります。これは排出規制が限度に来るという前提に立つてやつておるわけあります。また運輸省の方にもいろいろトランクの業界指導ということで、トランクの業界に運輸省から直接指導をしていただきたいと思います。

時間が来ていますので次に進みまして、警察庁の方がお見えになつてゐると思いますが、こういう鎌倉市の場合、排ガスの公害を解決しようとして、環境庁の言う基準以下に抑えようとしますと、交通規制をしなければならない。あるいは先ほど申し上げたようないろいろな道路の整備とか駐車場の整備とかいうことをやらなければならぬ。これははとてもじやないけれども自治体の負担能力を超えてしまっている。そういう立場から、ぜひとも警察署の協力をもひただきたいわけですが、鎌倉市ではたとえば三日日の規制ということをやつておるわけです。そういうことも含めまして、国立公園の上高地などでは先ほど申し上げたような交通規制をやつておるのですが、何か鎌倉の条件に合つたようなものを考えて、それぞの観光地の条件に合つたようなものを考へて、そうした自治体の状況に協力していく考え方でございますが、先生御質問のように、例年正月三が日には約二百七十万人ぐらいの人出がござりますので、あわせまして大層車が出てくる、こういったことをしなければどうにもならないのではないか

○福島説明員 鎌倉市の交通規制につきましてございませんが、環境庁としては、そういうもののはかあとエネルギーの軽量化とかそういう問題を、今度は中公審の答申をいたしましてから通産省とよくお話ををして、そして長期の視野で解決を図りたい、そのような努力をしている最中でございまます。

しかしいまの鎌倉の件にすぐに役立つことはできませんが、鎌倉市としては、そういうもののが、なかなか許可証を出しているわけでござります。ただ御指摘のように、鎌倉はいわゆる古都でございまして、静かで清潔な環境をできるだけ保持していくという必要があるということは御指摘のとおりでございますので、警察といたしましても市内に車に入るのをできるだけ抑制するという観点から、昭和四十九年から都市総合交通規制で、できるだけ車の流入抑制を図るような交通規制を実施しておるわけでござります。この辺につきましては、警察としてもなかなか苦心があるところでございますが、一路線につきまして大型車の通行禁止、それから土曜、日曜、休日につきましては主要路線について車の通行禁止をして歩行者用道路にするというふうな対策、さらにまた旧市内ほとんど全域を駐車禁止にいたしまして、駐車スペースがあることによって市内に車が入ってくるというふうな事態を防止しようということです。いろいろな対策をとっているわけでございまして、今後とも道路状況、交通状況を勘案いたしまして、前向きに推進をす

○市川委員　ぜひ御協力をいただきたいと思うの
るという考え方でまいりたいというふうに考えて
おるところをございます。

次に、海岸のごみという問題なんですねけれども、これは環境保全という立場で直接行政的には環境庁に関係ないかもしませんが、しかしこれは関連が出てくるのです。

鎌倉市では、史跡の清掃費に年間一百三十万
海岸の清掃費に二千九十四万、公衆便所管理費に
二千五百七十三万、その他觀光ごみの処理に二千
万、合わせて五十二年度で六千八百九十七万とい
う支出をしているわけです。この海岸の清掃管理

者が不明確なために、結局清掃費を市が負担して
いるという現状があるわけですが、これを調べて
みますと、まず大蔵省に問い合わせてみたわけで
す、これは国有地ですから。大蔵省は恐らく建設
省だろう、こう言うわけですね。建設省に問い合わせ

わせますと、運輸省と建設省と農林省と水産庁の三省一庁でやっているのだ、こういう話でございました。それでは話がやっこしくなるので、では地域を限定しましよう、この鎌倉市の材木座、由比ガ浜、七里ガ浜、この海岸の管理者は一体だれですか、こういうふうに聞きましたら、建設省だというお答えがあつたのですが、間違いありますか、建設省。

お尋ねの海岸でございますが、現在海岸保全区域に指定されておりまして、海岸管理者は神奈川県知事でございます。建設省の所管の海岸ということでございます。

○市川委員 徒歩の力がよき間にかかるか一かどのうですが、どういうのですか、建設省の何ですか。

○宮永説明員 建設省の所管の海岸でございまして、管理者は神奈川県知事でございます。

○市川委員 管理者と言うのですが、海岸法を読みますと県知事は保管管理者なんですよ。そうすると清掃の管理責任は建設省ですか。

○宮永説明員 現在の海岸法では、海岸の管理者

と申しますのは、いわゆる海からの脅威を除くとする
いうのが海岸管理者ということになつております
ので、ごみの清掃の問題につきましては、海岸法
のたてまえから申しますと一応範疇から外れて
いるのじやないかというふうに考えております。
○市川委員 ですから、海岸法のたてまえから言
うと管理者は不在になるのですよ。結局たらい回
しになつてゐるのです。市の方はしようがないか
らお金を出してやつてあるわけですから、保
全管理というのは防潮とか防波とか、そういう安
全上の管理責任者だと思うのです。清掃管理じや
ないと思うのです。

ここで厚生省の見解を伺つておきたいのです
が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりま
すと、この海岸の管理者が清掃の責任と費用の負
担をすべきであるというふうにわれわれは理解す
るのですが、この点、厚生省の見解はどうでしょ
うか。

○森下説明員 お答えいたします。

廃棄物処理法では、廃棄物の収集から始まりま
して、運搬・処分、これにつきましての責任体制
と、それに関しましての技術的な問題を含めた基
準を定めております。収集いたしますというふうなこと
になりますと、その前提といたしまして清掃とか
集めるということが不可欠でござりますが、そ
ういうことで、土地、建物あるいは公共の場所、こ
ういったものについての占有者あるいは管理者に
対しまして、清掃したり集めるというふうなこと
の清潔の保持についての努力義務が廃棄物処理法
で定められておるわけでございます。廃棄物処理
法の第五条の規定によりまして、土地、建物の占
有者、管理者及び公共の場所の管理者、こういっ
た者は、その占有しあるいは管理する土地、建物
または場所の清潔を保つよう努めなければなら
ない、こうされておりますので、海岸の清掃責任
につきましては、その海岸の占有者または管理者
ということになると考えられております。

○市川委員 その海岸の占有者、管理者というの
はいらないわけですね。海岸法の保全管理者という

が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、この海岸の管理者が清掃の責任と費用の負担をすべきであるというふうにわれわれは理解するのですが、この点、厚生省の見解はどうでしょ
うか。

○義下説明員 お答えいたします
廃棄物処理法では、廃棄物の収集から始まりま
して、運搬・処分、これにつきましての責任体制
と、それに関しましての技術的な問題を含めた基
準を定めております。収集いたしますということ

のは県知事だ。しかしそれは清掃の管理の概念にはなじまないと先ほど答弁なさったわけではありません。そうなると、この清掃は建設省が所管しているのですから、建設省にも責任があると私は思うのです。

そういう意味で、何でこういうことを申し上げるかというと、先ほど申し上げたように観光地である、したがって車が一日に六万台も押し寄せてしまう、年間二千万の人が入ってくる、海岸にごみがまき散らされる、市街地はNO_xで汚染される、環境庁が示した基準に合っていない。これを解決しようとすると、交通規制は警察庁が握っちゃってできない、それからお金がなくて道路の整備もできなければ、渋滞対策も打てません。一方においては国の責任があいまいなためにこううごみの清掃代までお金がないのにかぶせられて、持たされている。これではどうにもならないわけですよ。そういう意味で、建設省が所管なんですから、過去には建設省もその御自覚があつて、予算要求をされた経緯もあるというふうに聞いておるわけですが、これからもどうですか、建設省の所管者としての自覚と責任のもとに、自治体に無責任に押しつけないで、こういう海岸の清掃管理について予算をとつて自治体を助けてあげようというお考えはないかどうか。

○富永説明員 先ほど海岸管理者の場合には、みの清掃については海岸法のたてまえとしては範囲外であるということを申し上げましたけれども、海岸管理者がこれを全く無視しているということでは決してございません。たとえばお尋ねの鎌倉海岸の場合でございますが、神奈川県が海岸美化清掃費といたしまして約五百万ほど五十一年度に支出しておる状況でございます。それでただいま、今後どういうような措置をとるのだ、こういうお話をございますが、海岸法のたてまえでは、国の補助と申しますのは海岸保全施設の新設、改良といふものに一応限られているわけでござります。しかしながら、建設省といたしましては、地方財政法の十六条によります補助事業といたしまして

のは県知事だ、しかしそれは清掃の管理の概念に
はなじまないと先ほど答弁なさったわけではよ
う。そうなると、この清掃は建設省が所管してい
るのですから、建設省にも責任があると私は思つ
のですよ。

そういう意味で、何でこういうことを申し上げ
るかというと、先ほど申し上げたように観光地でし
ある、したがつて車が一日に六万台も押し寄せで
しまう、年間二千万人が入ってくる、海岸にご
みがまき散らされる、市街地はNO_xで汚染され
る、環境庁が示した基準に合っていない。これを
解決しようと思うと、交通規制は警察庁が握っ
ちゃつてできない、それからお金がなくて道路の
整備もできなければ、渋滞対策も打てません。一
方においては国の責任があいまいなためにこうい
うごみの清掃代までお金がないのにかぶせられ
て、持たされている。これではどうにもならない
わですね。そういう意味で、建設省が所管する

海域浄化事業制度といふようなものを設けまして、海浜及び海底に堆積したヘドロを除去する、こういう事業を実施した経緯もござります。そういうよつたことでござりますけれども、海岸のごみの処理に要する経費と申しますのは、原則的には、先ほどから申し上げておりますように、地方公共団体が単独費で実施するということになると、わざでございますが、それではそれが現時点での程度地方財政を圧迫する要因になつてゐるか、こういうようなことになりますと、現在の時点では必ずしもまだそこまでは行つてないのじやなかろうか。したがいまして、そういうよつたごみ処理に要する費用といふものが今後非常に多くなつてくるといったよつたことが出てまいつた場合には、国庫補助の必要性といつたようなものも含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○市川委員 時間が参りましたのであと少しでやめますが、そういうことで、結局こういう観光地というのは、非常に不利な条件に置かれているわけですね。車は勝手に入つてくる人は勝手に入つてくる、汚しお放し、そしてそのお金は結局市で負担しなければならない。奈良や京都のような観光地の場合、国際性といふことにかんがみて、国際観光文化都市ということで財源措置として特別の配慮がされるように議員立法されておる法律があるくらいなんですから、自治省におかれましても、いま言つたような状況をよく御理解の上、こういう観光地については十分あるいは特段の御配慮をぜひお考えいただきたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○閻根説明員 観光客が入つてまいりますと、地方公共団体に財政負担をもたらすわけでございますが、その財政需要につきましては、普通交付税及び特別交付税において措置をいたしているわけでございます。年々この額は拡充をいたしておりますので、今後とも必要に応じ強化拡充を図つてまいりたいと考えております。

○市川委員 最後に、環境庁長官に御要望申し上

附則第二十二条の三中「八万四千円」を「九万六千円」に改める。

附則第二十七条たゞし書中「六十九万六千

円」を「八十万四千円」に、「五十二万二千円」を「六十万三千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額
大将	四、九八七、二〇〇円
中将	四、二〇〇、一〇〇円
少将	三、三一一、七〇〇円
大佐	二、八五五、二〇〇円
中佐	二、七三〇、〇〇〇円
少佐	二、一二五、七〇〇円
大尉	一、七九四、六〇〇円
中尉	一、四一九、三〇〇円
少尉	一、二一〇、八〇〇円
准士官	一、七九四、六〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、一一四、三〇〇円
軍曹又は二等兵曹	一、一一四、三〇〇円
伍長又は二等兵曹	九一六、二〇〇円
兵	八五七、四〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四から附則別表第七までを次のように改める。

附則別表第四(附則第二十二条関係)

傷病の程度	年額
第一	八八二、〇〇〇円
第二	八〇五、〇〇〇円
第三	八八八、九〇〇円
第四	九一六、二〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
一、七九四、六〇〇円	一、七四九、四〇〇円
一、四一九、三〇〇円	一、三四九、六〇〇円
一、一二〇、八〇〇円	一、一七六、七〇〇円
一、一一四、三〇〇円	一、〇七一、六〇〇円
七六四、五〇〇円	六七二、四〇〇円

附則別表第五(附則第二十二条関係)

第二	二款症	六二七、〇〇〇円
第三	三款症	四九三、〇〇〇円
第四	四款症	四三七、〇〇〇円

八五七、四〇〇円	八三五、二〇〇円	八三五、二〇〇円
八三五、二〇〇円	八一五、五〇〇円	八一五、五〇〇円
七六四、五〇〇円	七三三、八〇〇円	七三三、八〇〇円
(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)	(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)	(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)
第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。	第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。	第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。
〔恩給法等の一部を改正する法律の一部改正〕	〔恩給法等の一部を改正する法律の一部改正〕	〔恩給法等の一部を改正する法律の一部改正〕
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。	第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。	第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
附則第八条第一項中「昭和五十二年四月分」を昭和五十三年四月分に改め、同項の(4)の表中「五八九、〇〇〇円」を「六一二、〇〇〇円」に、「四四一、八〇〇円」を「四六六、五〇〇円」に、	附則第八条第一項中「昭和五十二年四月分」を昭和五十三年四月分に改め、同項の(4)の表中「五八九、〇〇〇円」を「六一二、〇〇〇円」に、「四四一、八〇〇円」を「四六六、五〇〇円」に、	附則第八条第一項中「昭和五十二年四月分」を昭和五十三年四月分に改め、同項の(4)の表中「五八九、〇〇〇円」を「六一二、〇〇〇円」に、「四四一、八〇〇円」を「四六六、五〇〇円」に、
不具廃疾又は傷病の程度	年	年
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
特 一 項 症	一、二四四、〇〇〇円	一、二四四、〇〇〇円
第 二 項 症	一、八四五、〇〇〇円	一、八四五、〇〇〇円
第 三 項 症	一、四九一、八〇〇円	一、四九一、八〇〇円
第 四 項 症	一、一四八、三〇〇円	一、一四八、三〇〇円
第 五 項 症	九〇〇、八〇〇円	九〇〇、八〇〇円
第 六 項 症	七一一、八〇〇円	七一一、八〇〇円
第 一 款 症	六六一、五〇〇円	六六一、五〇〇円
第 二 款 症	六〇三、八〇〇円	六〇三、八〇　円
第 三 款 症	四七〇、三〇〇円	四七〇、三〇〇円
第 四 款 症	三六九、八〇〇円	三六九、八〇〇円

第五 款 症	三三七、八〇〇円
附則第十三条第三項中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に改め、同條第四項中「十二万円」を「十五万円」に改め。	附則第十五条第二項中「十二万円」を「十三万五千円」に、「九万円」を「十万千二百円」に改め。
第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。	第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
附則第十三条中「昭和四十九年九月分」を「昭和五十三年六月分」に、「八十歳以上の者に給する普通恩給又は八十歳以上の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十年八月分以後の年額についてはその超える年数が十年に達するまで、八十歳未満の者に給する普通恩給又は八十歳未満の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十年七月分以後の年額についてはその超える年数が五年に達するまでは三百分の二を「その超える年数が十三年に達するまでは、三百分の二」に改め、同條に次の一項を加える。	附則第十三条中「昭和四十九年九月分」を「昭和五十三年六月分」に、「八十歳以上の者に給する普通恩給又は八十歳以上の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十年八月分以後の年額についてはその超える年数が十年に達するまで、八十歳未満の者に給する普通恩給又は八十歳未満の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給の昭和五十年七月分以後の年額についてはその超える年数が五年に達するまでは三百分の二を「その超える年数が十三年に達するまでは、三百分の二」に改め、同條に次の一項を加える。
第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年五月分までの年額については、なお從前の例による。)	第七条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

第一 条 (施行期日)	附 則
この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。	第一条 第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。(附則第十三条第一項及び附則別表第七の改正規定、第五条中恩給法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百五十五号)以下「法律第八十一号」という。)附則第十三条第一項の改正規定、第六条並びに附則第十三条第四項の改正規定、第六条並びに第七条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年五月分までの年額については、なお從前の例による。)
前項に規定する普通恩給又は扶助料の昭和五十三年五月分までの年額については、なお從前の例による。	第二条 第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和五十年五月分までの年額については、なお從前の例による。)
第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年五月分までの年額については、なお從前の例による。)	第二条 第二条中法律第百五十五号附則第十四条第二項の改正規定及び同項を同條第四項とし、同條第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十五条第一項の改正規定並びに第七条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年五月分までの年額については、なお從前の例による。)
附則第十四条第一項及び第二項中「六万円」を「七万二千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改め、同項に次のたゞし書を加える。	第二条 第二条中法律第百五十五号附則第十四条第二項の改正規定及び同項を同條第四項とし、同條第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十五条第一項の改正規定並びに第七条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年五月分までの年額については、なお從前の例による。)
たゞし、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる扶助料の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその扶助料の年額を控除した額とする。	第二条 公務員(法律第百五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十條第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料について、昭和五十三年四月分以後、その年額を
一 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料 八十五万二千円	その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額に

を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十三条において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、別表第四号表中「八〇四、〇〇〇円」とあるのは「七四六、〇〇〇円」と、別表第五号表中「六〇三、〇〇〇円」とあるのは「五五九、五〇〇円」とする。

3 昭和五十三年三月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六五五、五〇〇円以上七一三、三〇〇円未満の普通恩給又は扶助料で、六十歳以上の者に給するものの同年六月分以降の年額に関する第一項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とする。

第三条 増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。次項において同じ。)については、昭和五十三年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定について、同項中「別表第二号」附則別表第一号」とする。

第四条 昭和五十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十三年四月一日から同年五月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の

適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第一号)附則別表第三」とする。

第五条 第七項症の増加恩給については、昭和五十三年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第一項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の第七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第一号)附則別表第四」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十三年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第一号)附則別表第五」とする。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の傷病年金の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第一号)附則別表第五」とする。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その年額(法律第八十一号附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第一項に規定する年額に改定する。

第七条 扶養家族に係る年額の加給をされた扶助料について、昭和五十三年四月分以降、その年額を、扶養遺族のうち一人までの年額を、扶養家族のうち二人までの年額を、昭和五十七年六月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち一人につき二万七千六百円(増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については六万円)、その他の扶養家族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

第六条 傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、九万六千円に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の扶助料について、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち一人につき一万三千五百円とすると。第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、

傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、九万六千円に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の傷病者扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち一人につき二万七千六百円(増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については六万円)、その他の扶養家族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

3 恩給法第六十五条第六項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は法律第八十一号附則第十三条第四項の規定による年額の加給をされた扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料について、昭和五十三年六月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち一人までの年額を、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち一人につき二万七千六百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち一人までの年額を、扶養遺族のうち一人につき二万七千六百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

第十条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

2 法律第五十五号附則第十三号第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六(准士官以下の各階級に応する仮定俸給年額の適用を受ける者)号)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、扶養遺族に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、改定後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額(法律第五十五号附則第十三号第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に応する仮定俸給年額の適用を受ける者)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第五十五号附則第十三号第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第五十五号附則第十三号第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に応する仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を、改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

とあるのは「一六九、〇〇〇円」とする。

第十二条 傷病者遺族特別年金については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十三年四月分及び同年五月分の傷病者遺族特別年金の年額に關する改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「十三万五千円」とあるのは「十二万八千六百円」と、「十万三千三百円」とあるのは「九万六千五百円」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、改定後の法律第五十五号附則別表第六(准士官以下の各階級に応する仮定俸給年額の適用を受ける者)号)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第五十五号附則第十三号第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額(法律第五十五号附則第十三号第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に応する仮定俸給年額の適用を受ける者)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第五十五号附則第十三号第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に応する仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を、改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第二十七条 だし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「八十万四千円」とあるのは「七十四万六千円」と、「六十万三千円」とあるのは「五十五万九千五百円」とする。

(法律第一百五十五号附則第十四条の改正に伴う経過措置)

第十四条 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律第一百五十五号附則第十四条(改正後の法律第一百五十五号附則第十八条(改正後の法律第一百五十五号附則第十八条第二項、第二十三第三第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用に伴い、その年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十三年十月分から行う。

(旧軍人等に対する一時金の支給)

第十五条 旧軍人又は旧準軍人としての実在職年が二年以上である旧軍人又は旧準軍人で、失格原因がなくて退職し、かつ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたもののうち、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、一万五千円の一時金を給するものとする。

一 昭和五十三年十月一日において現に普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により旧軍人又は旧準軍人としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受けれる権利を有している者
二 昭和五十三年十月一日前に旧軍人としての一時恩給を給することとされた者
2 前項の規定は、昭和五十三年十月一日前に死亡した旧軍人又は旧準軍人としての実在職年が

三年以上である旧軍人又は旧準軍人の遺族(同項第二号に掲げる者の遺族を除く。)で、当該旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの(子については、昭和五十三年十月一日において未成年である者又は不具廃疾で生活資料を得るみちのない者に限る。)について準用する。この場合において、同項第一号中「普通恩給」とあるのは「扶助料」と、「基づく退職年金」とあるのは「基づく遺族年金」と、同項第二号中「一時恩給」とあるのは「一時扶助料」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定により給する一時金については、前二項に規定する場合を除くほか、旧軍人又はその遺族についての一時恩給又は一時扶助料に関する恩給法(これに基づく命令を含む。)及び法律第一百五十五号附則の規定を準用する。

(職權改定)

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁判所が受給者の請求を待たずに行

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十七条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十八条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 債 給 年 額
六二七、二〇〇円	六七一、四〇〇円
六五五、五〇〇円	七〇一、七〇〇円

附則別表第一(附則第二条関係)

六八四、六〇〇円	七三三、八〇〇円
七一三、三〇〇円	七六四、五〇〇円
七四一、七〇〇円	七九六、〇〇〇円
七六〇、九〇〇円	八一五、五〇〇円
七七九、三〇〇円	八三五、二〇〇円
八〇〇、一〇〇円	八五七、四〇〇円
八二九、五〇〇円	八八八、九〇〇円
八四五、〇〇〇円	九一六、二〇〇円
八七八、七〇〇円	九四一、五〇〇円
九〇七、五〇〇円	九七二、三〇〇円
九三六、五〇〇円	一〇〇三、四〇〇円
九六八、三〇〇円	一〇三七、四〇〇円
一〇〇〇、三〇〇円	一〇七一、六〇〇円
一〇四〇、二〇〇円	一一四、三〇〇円
一〇六五、六〇〇円	一二四、五〇〇円
一〇九八、五〇〇円	一七六、七〇〇円
一一三〇、四〇〇円	二二〇、八〇〇円
一一九四、二〇〇円	二七九、〇〇〇円
一二一、一〇〇円	二九七、二〇〇円
一二六〇、一〇〇円	三四九、六〇〇円
一三三五、二〇〇円	四一九、三〇〇円
一四六八、八〇〇円	五三五、五〇〇円
一五一八、七〇〇円	五六七、九〇〇円
一五四八、二〇〇円	六二六、三〇〇円
一六三三、七〇〇円	七四九、四〇〇円

一、六七六、〇〇〇円	一、七九四、六〇〇円	四、二二三、一〇〇円	四、五一八、三〇〇円
一、七二〇、四〇〇円	一、八四二、一〇〇円	四、三〇三、五〇〇円	四、五九八、七〇〇円
一、八〇五、七〇〇円	一、九三三、四〇〇円	四、三七九、五〇〇円	四、六七四、七〇〇円
一、八九二、〇〇〇円	一、〇一五、七〇〇円	四、四五九、二〇〇円	四、七五四、四〇〇円
一、九一四、二〇〇円	一、〇四九、五〇〇円	四、五三六、三〇〇円	四、八三一、五〇〇円
一、九八五、四〇〇円	一、一二五、七〇〇円	四、六九一、〇〇〇円	四、九八七、一〇〇円
一、〇八六、四〇〇円	一、二二三、七〇〇円	四、八四七、九〇〇円	五、一四三、一〇〇円
一、一八六、四〇〇円	一、三四〇、七〇〇円	四、九二五、〇〇〇円	五、二二〇、二〇〇円
一、二四八、一〇〇円	一、四〇六、八〇〇円	五、〇〇四、〇〇〇円	五、二九九、二〇〇円
一、三〇八、三〇〇円	一、四七一、二〇〇円		
一、四三〇、六〇〇円	一、六〇一、〇〇〇円		
一、五五〇、二〇〇円	一、七三〇、〇〇〇円		
一、五七三、六〇〇円	一、七五五、一〇〇円		
一、六六七、二〇〇円	一、八五五、二〇〇円		
一、七八五、四〇〇円	一、九八一、七〇〇円		
一、九〇三、三〇〇円	三、一〇七、八〇〇円		
三、〇一〇、三〇〇円	三、一〇九、〇〇〇円		
三、〇九三、八〇〇円	三、三一、七〇〇円		
三、一七一、七〇〇円	三、三九六、一〇〇円		
三、三三四、二〇〇円	三、五五八、二〇〇円		
三、四七七、五〇〇円	三、七二、一〇〇円		
三、五四四、七〇〇円	三、八〇四、八〇〇円		
三、六二七、八〇〇円	三、八八三、〇〇〇円		
三、七七七、二〇〇円	四、〇四二、九〇〇円		
三、八四五、一〇〇円	四、一一五、七〇〇円		
三、九二四、一〇〇円	四、二〇〇、一〇〇円		
四、〇六六、八〇〇円	四、三五一、八〇〇円		

附則別表第二(附則第三条関係)

第 款 症 症	傷 病 の 程 度	不具廃疾の程度					
		特 別 項 症	第 一 項 症	第 二 項 症	第 三 項 症	第 四 項 症	第 五 項 症
第一款	金額	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額					
第二款		二、九二七、〇〇〇円	二、九三一、〇〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円	一、九二九、〇〇〇円	一、四八一、〇〇〇円	一、一五一、〇〇〇円
第三款		八九九、〇〇〇円					
第四款							
第五款							
第六款							

附則別表第三(附則第四条関係)

傷病の程度		年	額	第	四	款	症	
第	七			第	五	款	症	
普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、八四二、〇〇〇円とする。								
附則別表第五(附則第六条関係)		七五九、〇〇〇円	額	附則別表第六(附則第七条関係)		年	額	
傷病の程度	年	額	年	額	年	額	年	
第一款症	七六五、〇〇〇円	額	第二款症	五九七、〇〇〇円	額	第三款症	四六三、〇〇〇円	額
第四款症	四〇七、〇〇〇円	額	第一項症	第一項症の金額にその十分の九・五に相当する金額とする。	額	第一項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額とする。	額
特 别 項 症	年	額	特 別 項 症	年	額	特 別 項 症	年	額
第一項症	一、一四、三〇〇円	額	第一項症	九一六、二〇〇円	額	第一項症	八五七、四〇〇円	額
第二項症	八三五、二〇〇円	額	第二項症	八五七、四〇〇円	額	第二項症	八一五、五〇〇円	額
第三項症	七六四、五〇〇円	額	第三項症	八三五、二〇〇円	額	第三項症	七九六、〇〇〇円	額
第四項症	一、八〇〇、〇〇〇円	額	第四項症	一、八〇〇、〇〇〇円	額	第四項症	七〇一、七〇〇円	額
第五項症	一、四四六、八〇〇円	額	第五項症	一、一一〇、八〇〇円	額	第五項症	八六三、三〇〇円	額
第六項症	六七四、三〇〇円	額	第六項症	六三一、五〇〇円	額	第六項症	五七三、八〇〇円	額
第七項症	四四七、八〇〇円	額	第七項症	四四七、八〇〇円	額	第七項症	一、八二四、〇〇〇円	額
第八項症	一、四六三、〇〇〇円	額	第八項症	一、四六三、〇〇〇円	額	第八項症	三〇五、三〇〇円	額

附則別表第四(附則第五条関係)

傷病の程度		年	額	第	四	款	症
第	五			第	五	款	症
普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は五六九、三〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十五分の九・五に相当する金額とする。							
附則別表第七(附則第十三条関係)		一、〇三七、四〇〇円	額	附則別表第八(附則第十四条関係)		一、〇三七、四〇〇円	額
仮定俸給年額	金額	仮定俸給年額	金額	仮定俸給年額	金額	仮定俸給年額	金額
一、一四、三〇〇円	額	九一六、二〇〇円	額	八五七、四〇〇円	額	八一五、五〇〇円	額
八三五、二〇〇円	額	八三五、二〇〇円	額	七九六、〇〇〇円	額	七〇一、七〇〇円	額
七六四、五〇〇円	額	七六四、五〇〇円	額	七〇一、七〇〇円	額	一、八二四、〇〇〇円	額

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は五六九、三〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十五分の九・五に相当する金額とする。

不具廐疾又は傷病の程度		年	額	理由
特 別 項 症	特 別 項 症			理由
第一項症	一、八〇〇、〇〇〇円	年	額	最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額について、その額の引上げ、普通恩給等の最低保障額の増額等を行うとともに、老齢者等の恩給年額についての特例の改善、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和等所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
第二項症	一、四四六、八〇〇円	年	額	
第三項症	一、一一〇、八〇〇円	年	額	
第四項症	八六三、三〇〇円	年	額	
第五項症	六七四、三〇〇円	年	額	
第六項症	六三一、五〇〇円	年	額	
第七項症	五七三、八〇〇円	年	額	
第八項症	四四七、八〇〇円	年	額	

審議会等の整理等に関する法律案

審議会等の整理等に関する法律案

(総理府設置法の一部改正)

第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中國土総合開発審議会の項、国土利用計画審議会の項、東北開発審議会の項、九州地方開発審議会の項、四国地方開発審議会の項、中国地方開発審議会の項、北陸地方開発審議会の項、首都圏整備審議会の項、近畿圏整備審議会の項、中部開発整備審議会の項、地方産業開発審議会の項、水資源開発審議会の項、豪雪地帯対策審議会の項、特殊土じよう地帯対策審議会の項、離島振興対策審

第一章 文部省関係(第四十条—第四十三条)	第二章 大蔵省関係第三十三条—第三十九条	第三章 農林水産省関係(第五十五条—第五十六条)	第四章 厚生省関係(第四十四条—第五十四条)	第五章 通商産業省関係(第六十四条—第六十七条)
-----------------------	----------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------

議会の項、奄美群島振興開発審議会の項、小笠原諸島復興審議会の項、山村振興対策審議会の項及び台風常襲地帯対策審議会の項を削る。
（社会保障制度審議会設置法の一部改正）
第二条 社会保障制度審議会設置法(昭和二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改める。正する。
第三条中「四十人」を「三十四人」に改める。
第五条第一項中「左の」を「次の」に、「同数」を「十人(第二号に掲げる者にあつては、四人)」に改める。

(地方制度調査会設置法の一部改正)

(第三条 地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。)

第六条第一項及び第三項中「、関係各行政機関の職員」を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第四条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「左の」を「次の」に、及び第六条第一項及び第三項中「、関係各行政機

関の職員」を削る。

(第八条 地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。)

第七条第一号中「第八条まで」の下に「及び第八条第一項」を加える。

第二十一条第一項の表中

航空技術審議会 電子技術審議会

航空技術に関する重要な事項を審議すること。

電子技術に関する重要な事項を審議すること。

航空・電子等技術審議会

航空技術、電子の協力が必要とする重要な事項を審議すること。

航空・電子等技術審議会

航空技術に関する重要な事項を審議すること。

(技術士法の一部改正)

技術その他科学技術に関し多數部門のものを除く。)を要する技術に関する事項を削ること。

発明奨励審議会の項を削る。

(技術士法の一部改正)

第五条 技術士法(昭和三十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第三十一条第一項中「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第二項中「関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。」を削る。
(国土府設置法の一部改正)
第六条 国土府設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第八条 國土府に、附屬機関として、國土審議会を置く。
第八条の次に次の二条を加える。
二十一條第一項】を加える。
第二十一条第一項の表中
航空技術審議会 電子技術審議会
航空技術に関する重要な事項を審議すること。
電子技術に関する重要な事項を審議すること。
航空・電子等技術審議会
航空技術、電子の協力が必要とする重要な事項を審議すること。
航空・電子等技術審議会
航空技術に関する重要な事項を審議すること。
(技術士法の一部改正)

第五条 技術士法(昭和三十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第三十一条第一項中「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第二項中「関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。」を削る。
(国土府設置法の一部改正)
第六条 国土府設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第八条 國土府に、附屬機関として、國土審議会に、政令で定める特別委員会を置く。
第八条の次に次の二条を加える。
二十一條第一項】を加える。
第二十一条第一項の表中
航空技術審議会 電子技術審議会
航空技術に関する重要な事項を審議すること。
電子技術に関する重要な事項を審議すること。
航空・電子等技術審議会
航空技術、電子の協力が必要とする重要な事項を審議すること。
航空・電子等技術審議会
航空技術に関する重要な事項を審議すること。
(技術士法の一部改正)

第五条を次のように改める。

(要旨の公表) 第五条 国土審議会は、この法律の規定により

調査審議した結果について必要があると認められる場合においては、その要旨を公表するものとする。

第六条から第六条の五までを削り、第六条の六第四項中「除く外」を「除くほか」に改め、同条を第六条とする。

第七条第一項中「聞き」を「聴き」に、「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第八条第四項中「国土総合開発審議会」を「國

土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十条第一項中「充分」を「十分」に、「居ない」を「いない」に、「国土総合開発審議会」を「國

土審議会」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十一条第二項及び第十三条の二第二項中「國土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十四条第一項中「国土総合開発審議会」を「國

土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、同

同条第二項を削る。

(特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)

第八条 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「特殊土じょう地帯対策審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第五条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

国土審議会(以下「審議会」という。)は、特殊土じょう地帯における災害防除及び農地改

良に関する重要な事項を調査審議する。

第五条第二項中「特殊土じょう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要な事項」を

「前項に規定する事項」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(離島振興法の一部改正)

第九条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第五条第一項中「離島振興対策審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同

条第一項を次のように改める。

国土審議会は、離島振興に関する重要な事項を調査審議する。

第十条第二項中「審議会」を「国土審議会」に、

「離島振興に関する重要な事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第十二条 東北開発促進法(昭和三十二年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「東北開発審議会」を「国土審

議会」に改める。

第四条 削除

第十一条第一項を次のように改める。

第十二条第一項中「審議会」を「国土審議会」に、

「離島振興に関する重要な事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第十三条 削除

第十四条第一項を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条 削除

第十七条 削除

め、「その他審議会の権限に属させられた事項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「首都圈整備計画の策定及び実施に関する重要な事項」を

「前項に規定する事項」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(離島振興法の一部改正)

第九条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第五条第一項中「離島振興対策審議会」を「国土審議会」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(四国地方開発促進法の一部改正)

第九条 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「東北開発審議会」を「国土審

議会」に改める。

第四条 削除

第十四条第一項を次のように改める。

第五条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同

条中「審議会」を「国土審議会」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(北陸地方開発促進法の一部改正)

第九条 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「北陸地方開発審議会」を「國

土審議会」に改める。

第四条 削除

第十三条第一項を次のように改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(中国地方開発促進法の一部改正)

第十四条 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七百七十二号)の一部を次のように改正す

る。

土審議会」に改める。

第四条 削除

第五条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同

条中「審議会」を「国土審議会」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(九州地方開発促進法の一部改正)

第十五条 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「九州地方開発審議会」を「國

土審議会」に改める。

第十六条 削除

第十七条 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七百七十二号)の一部を次のように改正す

る。

(中国地方開発促進法の一部改正)

第十八条 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七百七十二号)の一部を次のように改正す

る。

第四条 削除

第五条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同

条中「審議会」を「国土審議会」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(中国地方開発促進法の一部改正)

第十九条 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七百七十二号)の一部を次のように改正す

る。

第四条 削除

第五条の見出しを「(国土審議会)」に改め、同

条中「審議会」を「国土審議会」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(九州地方開発促進法の一部改正)

第二十条 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「九州地方開発審議会」を「國

土審議会」に改める。

第二十九条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)の一部を次のように改める。

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)

第三条第二項及び第五条第二項中「近畿圏整備審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第三十条 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改める。

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)

第十一条第一項中「総理府」を「国土庁」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

第三十一条 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

第三条第四項中「近畿圏整備審議会」を「国土審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

第三十二条 土地利用計画法(昭和四十九年法律第九十二条)の一部を次のように改める。

(土地利用計画法の一部改正)

第三十六条 第一項中「総理府」を「国土庁」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十七条第一項中「の外」を「ほか」に、「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中國民金融審議会の項、旧軍港市国有財産処理審議会の項及び連合国財産補償審査会の項を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十一条の二に次の二項を加える。
2 旧軍港市国有財産処理審議会は、旧軍港市附屬機関として関東財務局に置かれるものとし、その設置の目的は、旧軍港市関係財務局の財務局長の諮問に応じて、同法の規定に基

づく旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関する重要な事項について調査審議することとする。

(関税定率法の一部改正)

第三十四条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改めてする。

(財政法の一部改正)

第三十五条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改めてする。

(財政法の一部改正)

附則第八条第六項中「及び特別委員」及び「関係行政機関の職員及び」を削り、「経験のある者」のうちから「」の下に「、特別委員は、関係行政機

関の職員及び学識又は経験のある者のうちから」を加え、同条第七項中「学識又は経験のある者」のうちから任命された」を削り、同条第八項中「前項の」を削る。

(国民金融公庫法の一部改正)

第三十六条 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改めてする。

(国民金融公庫法の一部改正)

目次中「第二章 国民金融審議会(第十条)」を「第二章 削除」に、「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

(国民金融公庫法の一部改正)

「左にかかげる」を「次に掲げる」に改め、同条第二項中「十九人」を「十六人」に改め、同条第二項中「左にかかげる」を「次に掲げる」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「五人」を「四人」に改め、同号を同項第四号とし、同条第四項中「第六号にかかげる」を「第四号に掲げる」に、「両議院の同意を得て、内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「の外」を「ほか」に改め、同項を同条第十項とする。

(連合国財産補償法の一部改正)

第三十八条 連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の一部を次のように改めてする。

(連合国財産補償法の一部改正)

「大蔵省に」の下に「、附屬機関として、政令で定めるところにより、」を加え、「置く」を「置くことができる」に改める。

(酒税法の一部改正)

第三十九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改めてする。

(酒税法の一部改正)

第十四条第一項中「基く」を「基づく」に改め、第六号の一部を次のように改めてする。

(学校教育法の一部改正)

第十五条第一項中「審議会の推薦に基き」を削る。

(学校教育法の一部改正)

第十八条第一項中「掲げる」を「規定する」に改め、「審議会の議を経て」を削る。

(学校教育法の一部改正)

第十九条中第二項を削り、第三項を第二項ととする。

(学校教育法の一部改正)

第二十条中「添付書類」を「添付書類」に改め、「審議会の議を経て行つ」を削る。

(学校教育法の一部改正)

第二十四条を次のように改める。

(学校教育法の一部改正)

第四十一条中「通貨発行審議会の推薦に基く」とする。

(私立学校法の一部改正)

第二百六十二条第一項中「第七十条の九」を「第七十条の八」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第三十八条第一項中「国税庁長官及び」を削り、同条第二項中「国税局長及び」を削り、同条第四項を次のように改めてする。

(中央酒類審議会の一部改正)

第三十九条第五項中「学識又は経験のある者」のうちから任命された」に、「但し」を「ただしことくに改める。

(中央酒類審議会の一部改正)

第三十七条 旧軍港市転換法の一部を次のように改めてする。

第六条第一項中「大蔵大臣」を「その管轄区域内外に旧軍港市が所在する財務局(以下この項において「旧軍港市関係財務局」という。)の財務局長に改め、同条第二項中「大蔵省」を「旧軍港市関係財務局の附屬機関として、関東財務局に改め、同条第二項中「十九人」を「十六人」に改め、同条第二項中「左にかかげる」を「次に掲げる」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「五人」を「四人」に改め、同号を同項第四号とし、同条第四項中「第六号にかかげる」を「第四号に掲げる」に、「両議院の同意を得て、内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「の外」を「ほか」に改め、同項を同条第十項とする。

第三十九条第一項を次のように改めてする。

委員の互選により中央酒類審議会又は地方酒類審議会の会長として定められた者は、それぞれそれ会務を総理する。

第三章 文部省関係

第三十条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改めてする。

同表大学設置審議会の項中「大学設置の認可並び」を「大学及び高等専門学校の設置の認可並びに」に改め、同表中高等専門学校審議会の項中「及び私立大学」を「及び私立高等専門学校並びにこれらの学校」に、「私立大学に関する」を「私立大学及び私立高等専門学校に関する」に改め、同表大学設置審議会の項中「大学設置の認可並び」を「大学及び高等専門学校の設置の認可並びに」に改め、同表中高等専門学校審議会の項中「第七十条の七を削り、第七十条の八を第七十条の七とする。

第七十条の九中「第五十条第五項」の下に「、第七十条第一項」を加え、同条を第七十条の八とすると。

第四十一条 学校教育法(昭和二十四年法律第二百七十二条)の一部を次のように改めてする。

第六十条第一項中「第七十条の九」を「第七十条の八」に改める。

第四十二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十二条)の一部を次のように改めてする。

第八条の見出し中「私立大学審議会又は高等学校審議会」を「又は私立大学審議会」に

改め、同条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、

同条第二項中「私立大学について、第五条」を「私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項」に改め、「第六十条第一項」の下に「（同法第七十条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削る。

第十八条第一項中「私立大学に関する」を「私立大学及び私立高等専門学校に関する」に改め、同条第二項第一号中「若しくは教員又は私立大学を」、私立高等専門学校の校長、これらの学校の教員又はこれらの学校に改め、同条第四項中「学長」の下に「校長」を加える。

第十九条第一項本文中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、同項後段中「私立大学」の下に又は私立高等専門学校」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項前段中「第十一条第二項」の下に「（後段を除く。）」を加え、同項後段中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第二十一条第一項本文中「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第二十二条第一項中「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項に規定する臨床研修」を加える。

第二十三条第一項中「私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」を「若しくは私立大学審議会」に改める。

第二十四条第一項中「第五条各号」を「第五条第一項各号」に改める。

第四十三条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条 第二項中「関係行政機関の官吏又は吏員」を削り、「の中から」を「のうちから」に改める。

第六十三条第一項中「私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十四条第一項中「第五条各号」を「第五条第一項各号」に改める。

第四十四条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「私立大学審議会又は高

等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」を「若しくは私立大学審議会」に改める。

第四十五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百四十六条）の一部を次のように改正する。

（厚生省設置法の一部改正）

第四十六条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百四十七条）の一部を次のように改正する。

（厚生省設置法の一部改正）

第四十七条 医師法の一部を次のように改正す

る。

第十六条の二第二項中「医師研修審議会」を「医療関係者審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十七条第三項中「関係行政機関の職員」を削る。

第十八条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第一百八十三号）の一部を次のように改正す

る。

第十九条精神衛生法（昭和二十五年法律第一百三号）の一部を次のように改正する。

第二十条精神衛生診査協議会を「地方精神衛生審議会」に改める。

第二十一条精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会を「第三章 地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」に改める。

第二十二条精神衛生診査協議会を「精神衛生診査協議会」に改める。

第二十三条精神衛生審議会は、関係行政機関に対し所属職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

第二十四条精神衛生診査協議会を「精神衛生診査協議会」に改める。

第二十五条精神衛生診査協議会を「精神衛生診査協議会」に改める。

第二十六条精神衛生診査協議会を「精神衛生診査協議会」に改める。

第二十七条精神衛生診査協議会を「精神衛生診査協議会」に改める。

四十五号の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「次の各号に掲げる者」を「社

会福祉事業に従事する者及び社会福祉事業に開して学識経験がある者」に改め、同項各号及び

同条第二項を削り、同条第三項中「社会福祉事

業に従事する者又は社会福祉事業に開して学識経験がある者のうちから任命される」を削り、

同項を同条第二項とする。

第四十八条 結核診査協議会に改める。

第三十九条第二項中「結核子防審議会」を「公

衆衛生審議会」に改める。

第四十条 結核子防審議会及び結核診査協議

会」を「第七章 結核診査協議会」に改める。

第四十一条 結核子防審議会及び結核診査協議

会」を「結核診査協議会」に改める。

第四十二条 結核子防審議会及び結核診査協議

会」を「第七章 結核診査協議会」に改める。

第四十三条 結核子防審議会及び結核診査協議

会」を「第七章 結核診査協議会」に改める。

第四十四条 結核子防審議会及び結核診査協議

会」を「第七章 結核診査協議会」に改める。

四十五号の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「次の各号に掲げる者」を「社

会福祉事業に従事する者及び社会福祉事業に開して学識経験がある者」に改め、同項各号及び

同条第二項を削り、同条第三項中「社会福祉事

業に従事する者又は社会福祉事業に開して学識経験がある者のうちから任命される」を削り、

同項を同条第二項とする。

第四十五条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条 麻薬取締法（昭和二十七年法律第二百四十八条）の一部を次のように改め

る。

第五十四条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十一号）の一部を次のように改め

る。

第五十六条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十一号）の一部を次のように改め

る。

第五十七条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十一号）の一部を次のように改め

る。

第五十八条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十一号）の一部を次のように改め

る。

四十五号の一部を次のように改め

る。

第八条第一項中「公衆衛生審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十九条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次

のように改正する。

第十六条第二項中「及び関係行政機関の職員」を削り、同条第三項中「本字識経験のある者のうちから任命された」を削る。

第五章 農林水産省関係 (農林水産省設置法の一部改正)

第五十五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律五百五十三号)の一部を次のように改正する。
第三十四条第一項中「左」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、司員の表中農業規則審査委員会を削り、同項第三項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削る。

「第一百四十一條第一項」に、「外」を「ほか」に改め
る。

め、同条第一項中「訴」を「訴え」に、「漁船再保險審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。
第二百一十五条规定及び第二百二十六条规定を次のように改める。

第五十五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のようにより改正する。

第三十四条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中農業観測審議会の項を削り、

「第一百四十一條第一項」に、「外」を「ほか」に改め
る。

め、同条第一項中「訴」を「訴え」に、「漁船再保險審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。
第二百一十五条规定及び第二百二十六条规定を次のように改める。

〔第一百四十一條第一項〕に、「外」を「ほか」に改め
「行なう」を「行う」に改め、同条を第一百四十五条の二中
とし、第一百四十五条の三中「第一百四十二条の二」
乃至第一百四十二条の五」を「第一百四十二条の二」
から第一百四十二条の五までに改め、同条を第一百四十五条の二とする。
百四十五条の二とする。

(獣医師法の一部改正)

第五十八条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、
同項第三号を削る。

(森林法の一部改正)

第五十九条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第六十九条第一項中「委員をもつて」を「委員
十八人以内で」に改め、同条第二項を削り、同条
第三項中「委員は」の下に「前条第二項に規定
する事項に關し学識経験を有する者のうちか
ら」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項
中「第二項第一号の」を削り、「但し」を「ただし」
に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を
同条第四項とする。

第七十条第一項中「委員をもつて」を「委員
五人以内で」に改め、同条第二項を削り、同条第
三項中「委員は」の下に「、第六十八条第二項に
規定する事項に關し学識経験を有する者のうち
から」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項
中「第二項第一号の」を削り、「但し」を「ただし」
に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項
を同条第四項とする。

第七十一条第一項中「第六十九条第二項第一
号の委員又は前条第二項第一号」を「第六十九
条第一項の委員又は前条第一項」に改める。
(漁船損害賠償法の一部改正)

第六十条 漁船損害賠償法の一部を次のよう
に改め、
正する。

第一百二十三条の見出し中「訴」を「訴え」に改

め、同条第一項中「訴」を「訴え」に、「漁船再保險審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。
第六百一十五条及び第六百二十六条を次のように改める。

第六百一十五条及び第六百二十六条 削除
(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)
第六百一十五条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)の一部を次のように改訂する。

第三十二条第一項中「会長及び」を削り、「左の」を「次の」に、「十五人」を「十六人」に改め、同項第四号中「五人」を「六人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第三十二条第七項中「関係行政機関の職員及び」を削る。

(開拓當農振興臨時措置法の一部改正)

第六十二条 開拓當農振興臨時措置法(昭和三十二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第九条を削る。

(漁業災害補償法の一部改正)

第六十三条 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

3 第百四十七条の十五を「第百四十七条の十三」に改める。

3 第百四十七条の十一第二項中「漁業共済保険審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。

3 第百四十七条の十四及び百四十七条の十五を削る。

第六章 通商産業省関係
(通商産業省設置法の一部改正)

第六十四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改訂する。

輸出検査に関する重要な事項を調査審議する」と。

輸出検査及びデザイン 奨励審議会 輸出検査審査

及びデザインに関する奨励に関する重要な事項に改め、デザイン奨励審議会の項を削り、及びデザインに関する奨励に改め、デザインを調査審査すること。

輸出検査その他の機械工業の振興に関する重要な事項を調査審議すること。

電子・機械工業審議会 航空機工業の育成その他機械工業の振興に関する重要な事項を航空機業審議会の項を削り、

電子・機械工業審議会 調査審議すること。

機・機械工業審議会 航空機工業の育成その他機械工業の振興に関する重要な事項を調査審議すること。

機械工業の振興に関する重要な事項を調査審議すること。

るときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第十八条第一項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

(計量法の一部改正)

第六十六条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二百十条第二項中「関係行政機関の職員及び石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改

び」を削る。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改

正)

第六十七条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四章 削除

目次中「第四章 石油及び可燃性天然ガス資

源開発審議会(第二十一条第一項)」を

〔第四章 削除〕に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第二十五条から第三十二条まで 削除

第三十八条の次に次の二条を加える。

(石油審議会への諮問等)

第三十九条の二 通商産業大臣は、第五条第一項若しくは第六条の規定による定めをし、又

は第八条、第九条、第十条第三項若しくは第

十一条第三項の規定による命令をするとき

は、石油審議会に諮問し、その意見を尊重し

て、これをしなければならない。

第十七条を次のように改める。

第十七条 異議がある者たちから、通商産業大臣が任命する。

第十七条 異議がある者たちから、通商産業大臣が任命する。

第十七条 異議がある者たちから、通商産業大臣が任命する。

第七十二条第一項中「及び専門委員」及び「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び石炭業大

業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(石油審議会への諮問)

第六十九条 輸出検査法(昭和三十二年法律第九十七条)の一部を次のように改正する。

第七十条 輸出検査法(昭和三十二年法律第九十七条)の一部を次のように改正する。

第七十一条 輸出検査及びデザイン奨励審議会(第三十条)を「第四章 削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第三十三条から第三十七条まで 削除

第三十八条見出しを含む。」中「審議会」を

「輸出検査及びデザイン奨励審議会」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改

正)

第七十条 中小企業団体の組織に関する法律(昭

和三十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五条中「及び専門委員」及び「関係行政

機関の職員及び」を削り、同条第一項を加える。

二項(第十二条第三項において準用する場合

を含む。)の規定により勧告し、又は第十五条

の規定により販売価格の標準額を定めようとするときは、石油審議会に諮問しなければな

らない。ただし、石油審議会が軽微なものと認めたときは、この限りでない。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第七十三条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正す

る。

第十四条第一項中「及び専門委員」及び「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び中小企業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(航空機工業振興法の一部改正)

第七十一条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 航空機工業審議会(第三条第十二条)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第十条まで 削除

目次中「電気事業法の一部改正」

第七十四条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

主に技術者資格審査委員等に改める。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第六十八条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十一年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 削除」に、「第二十条・第二十一条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

目次中「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

目次中「第三章 削除」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

目次中「第四章 削除」に改める。

目次中「第五章 削除」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

目次中「第六章 削除」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

目次中「第七章 削除」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

目次中「第八章 削除」に改める。

第八章を次のように改める。

第八章 削除

目次中「第九章 削除」に改める。

第九章を次のように改める。

第九章 削除

目次中「第十章 削除」に改める。

第十章を次のように改める。

第十章 削除

目次中「第十一章 削除」に改める。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

目次中「第十二章 削除」に改める。

第十二章を次のように改める。

第十二章 削除

目次中「第十三章 削除」に改める。

第十三章を次のように改める。

第十三章 削除

目次中「第十四章 削除」に改める。

第十四章を次のように改める。

第十四章 削除

目次中「第十五章 削除」に改める。

第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

目次中「第十六章 削除」に改める。

第十六章を次のように改める。

第十六章 削除

目次中「第十七章 削除」に改める。

第十七章を次のように改める。

第十七章 削除

目次中「第十八章 削除」に改める。

第十八章を次のように改める。

第十八章 削除

目次中「第十九章 削除」に改める。

第十九章を次のように改める。

第十九章 削除

目次中「第二十章 削除」に改める。

第二十章を次のように改める。

第二十章 削除

目次中「第二十一章 削除」に改める。

第二十一章を次のように改める。

第二十一章 削除

目次中「第二十二章 削除」に改める。

第二十二章を次のように改める。

第二十二章 削除

目次中「第二十三章 削除」に改める。

第二十三章を次のように改める。

第二十三章 削除

目次中「第二十四章 削除」に改める。

第二十四章を次のように改める。

第二十四章 削除

目次中「第二十五章 削除」に改める。

第二十五章を次のように改める。

第二十五章 削除

目次中「第二十六章 削除」に改める。

第二十六章を次のように改める。

第二十六章 削除

目次中「第二十七章 削除」に改める。

第二十七章を次のように改める。

第二十七章 削除

目次中「第二十八章 削除」に改める。

第二十八章を次のように改める。

第二十八章 削除

目次中「第二十九章 削除」に改める。

第二十九章を次のように改める。

第二十九章 削除

目次中「第三十章 削除」に改める。

第三十章を次のように改める。

第三十章 削除

目次中「第三十一章 削除」に改める。

第三十一章を次のように改める。

第三十一章 削除

目次中「第三十二章 削除」に改める。

第三十二章を次のように改める。

第三十二章 削除

目次中「第三十三章 削除」に改める。

第三十三章を次のように改める。

第三十三章 削除

目次中「第三十四章 削除」に改める。

第三十四章を次のように改める。

第三十四章 削除

目次中「第三十五章 削除」に改める。

第三十五章を次のように改める。

第三十五章 削除

目次中「第三十六章 削除」に改める。

第三十六章を次のように改める。

第三十六章 削除

目次中「第三十七章 削除」に改める。

第三十七章を次のように改める。

第三十七章 削除

目次中「第三十八章 削除」に改める。

第三十八章を次のように改める。

第三十八章 削除

目次中「第三十九章 削除」に改める。

第三十九章を次のように改める。

第三十九章 削除

目次中「第四十章 削除」に改める。

第四十章を次のように改める。

第四十章 削除

目次中「第四十一章 削除」に改める。

第四十一章を次のように改める。

第四十一章 削除

目次中「第四十二章 削除」に改める。

第四十二章を次のように改める。

第四十二章 削除

目次中「第四十三章 削除」に改める。

第四十三章を次のように改める。

第四十三章 削除

目次中「第四十四章 削除」に改める。

第四十四章を次のように改める。

第四十四章 削除

第五十六条第二項中「電気主任技術者資格審査会が行なう」を「通商産業大臣が行う」に改める。

第四章 電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査会」を「第四章 電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査委員等」に改める。

第九十四条から第九十九条までを次のように改める。

(電気主任技術者資格審査委員等)

第九十四条 電気主任技術者国家試験に関する事務をつかさどらせるため、通商産業省に電気主任技術者資格審査委員を置く。

2 電気主任技術者資格審査委員は、前項の事務を行うほか、電気主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 電気主任技術者国家試験に関する専門の事項を調査させるため、通商産業省に電気主任技術者国家試験専門委員を置くことができる。

4 電気主任技術者資格審査委員及び電気主任技術者国家試験専門委員(以下「審査委員等」という。)は、関係行政機関の職員及び電気技術に関し学識経験のある者たちから、通商産業大臣が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員等に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条から第九十九条まで 削除

第七章 運輸省関係
(運輸省設置法の一部改正)

第七十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のようにより改める。

第十五条の二を次のように改める。

(審理官等)

第十五条の二 運輸審議会の事務を処理させるため、運輸審議会に審理官その他の職員を置く。

第二十二条第一項中「左の」を「次の」に改めた。運輸審議会に審理官その他の職員を置く。

第十八条を削り、第十七号の四を第十八号とす

る。

第八章 労働省関係

(労働省設置法の一部改正)

第七十六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改める。

第十三条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中労働基準監督官会の項目「施行」の下に「並びに駐留軍関係離職者対策」を加え、同表中駐留軍関係離職者対策分限審議会の項を削り、同表中労働基準監督官会の項目「施行」の下に「並びに駐留軍関係離職者対策」を加え、同表中駐留軍関係離職者対策審議会の項を削る。

附則第三項を削る。

第九章 建設省関係

(建設業法の一部改正)

第七十七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改める。

第三十五条第二項中「関係各庁の職員」を削る。

(道路法の一部改正)

第七十八条 道路法(昭和二十七年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「並びに関係行政機関」を削り、同項ただし書きを削る。

第八十一条第一項中「関係行政機関及び地方公共団体の職員のうちから任命される委員を除く他の」を「学識経験を有する者たちから任命される」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七章 運輸省関係
(河川法の一部改正)

第七十九条 河川法(昭和三十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「関係行政機関の職員」を削る。

第十章 自治省関係

(地方税法の一部改正)

第八十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百八十八条の二 第四項中「関係行政機関の職員」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十九条中精神衛生法第十六条の二第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定、公布の日から起算して六月を経過した日

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部会の項を削り、同表中労働基準監督官会の項目「施行」の下に「並びに駐留軍関係離職者対策」を加え、同表中駐留軍関係離職者対策審議会の項を削る。

三 第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定を除く。)及び第六条から第九条までの規定を除く。)及び第六条から第九条までの規定を除く。)

四 昭和五十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

五 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。

一 改正後の児童福祉法第九条第三項の規定を経過する日までは適用しない。

二 改正後の児童福祉法第九条第三項の規定を経過する日までは適用しない。

三 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会

二 改正後の社会福祉事業法第八条第一項の規定を経過する日までは適用しない。

三 改正後の森林法第七十一条第一項の規定を経過する日までは適用しない。

四 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

五 この法律の施行の際現に私立大学審議会の委員である者は、当該委員としての任期が満了する日までの間、引き続き私立大学審議会の委員として在任するものとする。

この法律の施行前に、改正前の森林国営保

法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法又はこれらの法律に基づく命令の規定により、森林保険審議会、農業共済再保險審議会、漁船再保險審議会又は漁業共済保険の他の手続は、改正後の農林水産省設置法若しくは同法に基づく命令又は改正後の森林国営保

險法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法の規定により農林漁業保険審議会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

6 改正後の通商産業省設置法第三十六条の十二第一項の規定により置かれる石油審議会は、公布の日に新たに設置されるものとする。

7 第二項の規定により置かれる石油審議会は、公海道管区行政監察局に行政相談部に改め、同条第九項中「管区行政監察局」の下に「北海道管区行政監察局」を除く。)を加え、同条第十項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表中函館行政監察局の項、旭川行政監察局の項及び釧路行政監察局の項を削る。

8 この法律は、昭和五十三年七月一日から施行する。

9 この法律は、昭和五十三年七月一日から施行する。

10 行政機構の簡素合理化を図るため、函館行政監察局、旭川行政監察局及び釧路行政監察局を廃止

する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置にし承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置にし承認を求めるの件

行政管理庁設置法第三条の二第八項の規定により北海道管区行政監察局の分室を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置
北海道管区行政監察局函館分室	函 館 市
北海道管区行政監察局旭川分室	旭 川 市
北海道管区行政監察局釧路分室	釧 路 市

国民の行政に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行う等のため、函館市、旭川市及び釧路市にそれぞれ北海道管区行政監察局の分室を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

内閣委員会議録第四号中正誤

ペジ	段行	誤	
一 二 未	一 一 四 四	一 五 三 二 末 八 九	小宮山重四郎 請願一件 ぞひとも まつる しなければ 関連察たし 厚生省 内閣官房長 信澤國務大臣 内閣官房 環境庁 民生 民主
元	元	三 三 二 二 末 言	正 請願外一件 ぜひとも まつわる しなければ 関連いたし